

(仮訳)

「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」

BIS 支払・決済システム委員会
証券監督者国際機構代表理事会

国際決済銀行
証券監督者国際機構

原文 : *Principles for financial market infrastructures:*
Disclosure framework and Assessment methodology
Bank for International Settlements
International Organisation of Securities Commissions

序文

2012年4月、BIS 支払・決済システム委員会 (CPSS) と証券監督者国際機構 (IOSCO) は、報告書「金融市場インフラのための原則 (PFMI)」を公表した。この報告書は、システミックに重要な資金決済システム、証券集中保管機関、証券決済システム、清算機関および取引情報蓄積機関に関する新しい基準を定めている。

本報告書には、PFMI が言及している CPSS-IOSCO の「金融市場インフラのための情報開示の枠組み」(「情報開示の枠組み」) と CPSS-IOSCO の「金融市場インフラのための原則および当局の責務の評価方法」(「評価方法」) が含まれている。

情報開示の枠組みは、金融市場インフラ (FMI) に期待されている情報開示の形式と内容を記述している。評価方法は、PFMI に定義される 24 の原則と 5 つの責務の遵守状況を評価するための指針を示している。

目次

| | |
|--|-----|
| 序文..... | iii |
| 略語集..... | vi |
| 1.0. はじめに | 1 |
| 情報開示の枠組みと評価方法の目的..... | 1 |
| 情報開示の枠組みの利用 | 2 |
| 評価方法の利用..... | 2 |
| 評価を行う上での一般的考慮事項..... | 4 |
| 本文書の構成 | 5 |
| 2.0. FMI の情報開示の枠組み..... | 6 |
| 評価開示の枠組みの目的 | 6 |
| 情報開示書式作成のための一般指針..... | 6 |
| 3.0. FMI のための原則の評価方法..... | 8 |
| 一般的考慮事項..... | 8 |
| 原則の評価実施のための一般的指示..... | 9 |
| ステップ 1: 評価の適切な範囲を決定する | 9 |
| ステップ 2: 重要な考慮事項の評価に有用な事実を集める | 11 |
| ステップ 3: 原則のそれぞれについて重要な結論を得る | 12 |
| ステップ 4: 各原則の評価を行う | 13 |
| ステップ 5: 特定された懸念事項のそれぞれに対処する適切な時間枠を示す | 15 |
| ステップ 6: 評価報告書を作成する | 16 |
| 4.0. 当局の責務の評価方法..... | 17 |
| 責務の評価実施のための一般的指示..... | 17 |
| ステップ 1: 評価の適切な範囲を決定する | 17 |
| ステップ 2: 重要な考慮事項に関する事実を集める | 18 |
| ステップ 3: 責務のそれぞれについて重要な結論を得る | 19 |
| ステップ 4: 各責務の評価を行う | 19 |
| ステップ 5: 特定された懸念事項のそれぞれに対処する適切な時間枠を示す | 21 |
| ステップ 6: 評価報告書を作成する | 22 |
| 5.0. FMI 原則の重要な考慮事項毎の質問..... | 23 |
| 6.0. FMI に対する当局の責務の重要な考慮事項毎の質問 | 113 |

| | |
|---|-----|
| 付録 A: FMI による開示の書式..... | 124 |
| 付録 B: FMI による原則の遵守に関する評価報告書書式..... | 127 |
| 付録 C: FMI 関係当局による責務の遵守に関する評価報告書書式..... | 132 |
| 付録 D: FMI による原則の遵守および当局による責務の遵守に関する国別評価報告書 書式..... | 136 |

略語集

| | |
|-------|---|
| CCP | 清算機関 |
| CPSS | 支払・決済システム委員会 |
| CSD | 証券集中保管機関 |
| DNS | 時点ネット決済 |
| DvD | 証券と証券の条件付受渡し |
| DVP | 証券と資金の条件付受渡し |
| FMI | 金融市場インフラ |
| FSAP | 金融セクター評価プログラム |
| IFI | 国際金融機関(international financial institution) |
| IMF | 国際通貨基金 |
| IOSCO | 証券監督者国際機構 |
| IT | 情報技術 |
| LVPS | 大口資金決済システム |
| PFMI | 金融市場インフラのための原則 |
| PS | 資金決済システム |
| PvP | 2通貨の条件付決済 |
| repo | レポ・現先取引 |
| RTGS | 即時グロス決済 |
| SSS | 証券決済システム |
| TR | 取引情報蓄積機関 |
| WB | 世界銀行 |

1.0. はじめに

1.1. 支払・決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）は、「金融市場インフラのための原則（PFMI）」を補足する本報告書を作成した。本報告書は、CPSS-IOSCO が 2012 年 4 月に公表した PFMI が定める原則と責務の遵守の促進を目的とする「金融市場インフラのための情報開示の枠組み」（「情報開示の枠組み」）と「FMI のための原則および当局の責務の評価方法」（「評価方法」）を含んでいる。PFMI は、システム的に重要な資金決済システム（PS）、証券集中保管機関（CSD）、証券決済システム（SSS）、清算機関（CCP）、取引情報蓄積機関（TR）を含めた金融市場インフラ（FMI）に関する新しい国際基準を定めた。PFMI はまた、FMI の規制、監督、およびオーバーサイトに関連する中央銀行、市場規制機関、およびその他の関連当局の 5 つの責務も定めている。

1.2. 本報告書に含まれる情報開示の枠組みと評価方法は、PFMI と並行して、また、これを補足するものとして策定された¹。これら 2 つの報告書は、2012 年 4 月に市中協議に付された。市中協議でのコメントを踏まえ、これら 2 つの報告書は 1 つの最終報告書に統合された。従って、本報告書に含まれる情報開示の枠組みと評価方法および PFMI は、密接に関連する相互補完的な文書としてとらえるべきである。これらの文書が合わさって、PFMI の整合性のある実施と適用を支援する。情報開示の枠組みは、重要な数値情報とともに、FMI に期待されている一連の情報開示における重要な構成要素である。情報開示の枠組みはまた、評価方法への重要なインプットでもある。評価方法は、PFMI に示された 24 の原則と 5 つの責務の遵守状況を評価者が評価するための指針を提供している。情報開示の枠組みと評価方法は、PFMI の遵守状況の評価について、より高い透明性、客観性、および比較可能性を促進するよう設計されている。

情報開示の枠組みと評価方法の目的

1.3. PFMI は、参加者、関係当局、および一般公衆に関係する情報を、FMI が提供することを求めている。特に、規則・主要手続・市場データの開示に関する原則 23 は、FMI は、参加者が FMI への参加に伴うリスクとコストを正確に理解できるよう、十分な情報を提供するべきである、と述べている。情報開示の枠組みは、原則 23 の重要な考慮事項 5 の下で FMI に期待される情報開示の形式と内容を定めている。標準化され

¹ 世界銀行（WB）と国際通貨基金が共同議長を務める作業部会が評価方法を定めた。作業部会のメンバーは、外部評価者および国内および国際システムのオーバーサイト実施者として、金融セクター評価プログラムや、資金決済システム、CSD、SSS、および CCP のその他の診断を通じ、全体として数多くの評価を行ってきた経験豊かな専門家である。

た FMI による情報開示は、参加者、当局および一般公衆によるより頑健な FMI の比較を可能とする。また、CPSS と IOSCO は、特定の種類の FMI が情報開示の枠組みよりも頻繁に更新することが期待される、別途の重要な数値情報開示一式を策定中である。

1.4. PFMI は、すべての FMI が原則を遵守すべきであること、そしてすべての関係当局がその法域の法的枠組みにより許される最大限の範囲で責務を遵守すべきことを定めている。原則と責務の遵守を促進し、モニターするため、評価方法は、評価者がどのように PFMI の遵守状況を評価するかに関する指針を提供している。原則については、評価方法の目的は、FMI が原則を遵守しているかどうか、そしてどの程度遵守しているかを判断し、改善のための潜在的な機会を特定することを支援することにある。責務については、評価方法の目的は、当局が FMI に関するその規制上、監督上、およびオーバーサイト上の責務を果たしているかどうか、またどの程度果たしているかを判断し、改善のための潜在的な機会を特定することを支援することにある。

1.5. 情報開示の枠組みと評価方法は、本報告書の中で別々のセクションとなっており、2つの異なった目的および対象者に対応した形となっている。ただしこれら2つのセクションは、相互に密接に関連している。情報開示の枠組みは、FMI のリスク、リスク管理、およびその他の実務慣行の包括的な情報開示への指針を提供することを目的として、評価方法のために策定された質問を利用する。また、評価方法は、FMI を評価するための情報源の1つとして情報開示の枠組みを利用する。

情報開示の枠組みの利用

1.6. CPSS と IOSCO は、情報開示の枠組みの公表を通じて、PFMI の実施と継続的な遵守を促進するため、すべての FMI による情報開示を促すことを意図している。また、情報開示の枠組みは、FMI に関する情報の透明性の基本的な水準を促すことを意図している。この透明性は、参加者、当局および一般公衆が FMI の業務、リスク特性、リスク管理に関する実務をよりよく理解することを支援することを意図しており、従って、FMI およびその利害関係者による健全な判断を支援する。このように、情報開示の枠組みは、金融システムの安定強化というより大きな公共政策目的を実現する。

評価方法の利用

1.7. CPSS と IOSCO は、評価方法の公表を通じて、PFMI および当局の責務の整合性のある実施と継続的な遵守を促進することを意図している。評価により具体的な目的は異なるかもしれないが、全ての評価者の共通の目標は、FMI が原則を遵守してい

るか、およびその程度、または当局が責務を果たしているか、およびその程度を判断することである。また、評価方法は、評価者に対処すべき懸念事項を特定させることにより、原則の全面的な遵守と責務の履行を促す。

***FMI*による利用**

1.8. 評価方法は、**FMI** の意思決定の際の有益なツールとなり得る。例えば、新しい商品やサービスの導入あるいは方針、規則、または手続の大きな変更を検討する場合、**FMI** は、提案された変更が **PFMI** 遵守の実効性を損ねないかを確認するため、評価方法を参照することができる。また、国内の実務慣行と統合的な範囲において、原則の遵守について、定期的かつ公式に、全面的または部分的な自己評価を実施するため、**FMI** は評価方法を利用することができる。このような評価は、構造的な改善が必要な事項を特定したり、特定された改善領域に対処したりするため、資源の優先順位を設定することに資するであろう。自己評価を行う **FMI** は、国内の実務慣行と統合的な範囲において、評価方法の評定の枠組みを使用すべきである。

当局による利用

1.9. 当局は、**PFMI** の統合的な実施と適用を確保するため、その規制、監督、およびオーバーサイトの責務に関連して、それぞれの法域で **PFMI** の遵守状況を定期的に評価することが期待されている。**FMI** の原則の遵守状況に関する評価は、多通貨またはクロスボーダー**FMI** に関して、他の法域の当局との協調に関する取極めに関与している当局にとって特に重要であろう。どの **FMI** に関する評価においても、当局の目的は、生じ得るリスクを特定し、当該リスクを軽減するための措置を勧告することであるべきである。

1.10. **FMI** の評価結果を記録するため、当局は、評価方法の評定の枠組み、または、特に異なった評価方法の使用が法的に義務付けられている場合には、これとは別の評定の枠組みを利用することができる。当局が異なった評定の枠組みを利用する場合、その枠組みは、**FMI** を評価するための評価方法の評定の枠組みと同等の実効性がなければならず、かつ当局が原則の遵守レベルを判断できるものでなければならない。評価方法の評定の枠組みは、クロスボーダー協調オーバーサイトの取極めに参加する当局による別段の合意がある場合を除き、当該取極めの文脈で使用されることが期待される。

1.11. また、当局は、規制実施者、監督者、およびオーバーサイト実施者として、自己の責務をどの程度実効的に果たしているかを自己評価することを選択できる。当局は、

責務の遵守状況に関する自己評価を定期的実施することが推奨される。

外部評価者による利用

1.12. IFI を含む外部評価者は、FMI および当局による原則と責務の遵守状況を判断するため、評価方法を利用する。特に、国際通貨基金（IMF）と世界銀行は、金融セクター評価プログラム（FSAP）および自らの技術支援プログラムの一部として、評価方法を使用することになる。外部評価者は、評価を実施するにあたって、世界的な金融システムの安定に対するリスクと改善するための潜在的な領域を特定することを目的とすることができる。また、外部評価者は、最善の実務慣行を特定するために、国際レベルでの比較を行うこともできる。さらに、外部評価者は、技術援助の文脈で、開発ニーズを特定し、評価能力を構築するための手段として、評価方法を用いることもできる。

1.13. FSAP については、IMF と世界銀行は、評価方法が提示する評定の枠組みを利用することが期待される。技術援助評価者は、必ずしも評定の枠組みを利用することが期待されていない。技術援助評価者は、形式的な評定よりも、現地の FMI の経営者および当局との対話を通じて得られる結果により、自らの目標を最もよく達成できるものと考えられる。

評価を行う上での一般的考慮事項

1.14. 原則と責務の遵守状況の評価にあたり、評価者は、実効的かつ効率的な評価に不可欠ないくつかの一般的な考慮事項を考慮すべきである。

情報へのアクセス

1.15. 評価者は、評価を行う際、関連する情報と利害関係者に対してアクセスがあるべきである。関連する情報には、公開情報（関連する法律、規則、および指針など）および非公開情報（内部の自己評価、方針、手続、データ、指標、および監督報告書など）が含まれる。関連する利害関係者には、個人（経営者および監査人など）、団体（市場参加者および業界団体）などがある。

FMI の実際の実務の評価

1.16. 評価者は、FMI の安全性と安定性を確保するため、FMI の実際の実務に強い力点を置くべきである。評価者は、法律と規制の枠組みおよび FMI の規則だけでなく、

そのような法律および規則が、法域において実務として適用され、実現される方法についても、評価すべきである。

市場全体の勧告事項の評価

1.17. PFMI の付録 C に記載されているとおり、CPSS-IOSCO 報告書「証券決済システムのための勧告」が規定する約定確認、決済サイクル、CCP、および証券貸借に関する市場全体への勧告は、FMI 基準の見直しには含まれていない。これらの勧告および関連する評価方法は、引続き有効である。

評価者の経歴、経験および訓練

1.18. 評価者は、評価を行うため、十分な経歴、経験および訓練が必要である。適格者は、市場での技術的な実務経験があり、評価される FMI または当局について十分な知識を有している必要がある。

本報告書の構成

1.19. 本報告書には、6 つのセクションがある。この序文（セクション 1）の後は、FMI の情報開示の枠組み（セクション 2）である。セクション 3 およびセクション 4 は、評価方法の枠組みを記述している。すなわち、セクション 3 は、原則に照らして FMI を評価するための評価方法であり、セクション 4 は、責務に照らして当局を評価するための評価方法である。セクション 5 は、原則それぞれに関する重要な考慮事項毎の質問を含んでいる。これらの質問は、情報開示の枠組みの指針となる質問となるほか、評価方法への重要なインプットともなる。セクション 6 は、当局の責務それぞれに関する重要な考慮事項毎の質問を含んでいる。付録 A は、FMI による情報開示のための書式を含んでいる。付録 B は、FMI による原則の遵守状況に関する評価報告書の書式を含んでいる。付録 C は、当局による責務の遵守状況に関する評価報告書の書式を含んでいる。最後に、付録 D は、特定法域における FMI による原則の遵守状況および当局による責務の遵守状況に関する国別評価報告書の書式を含んでいる。

2.0. FMI の情報開示の枠組み

2.1. このセクションは、規則・主要手続・市場データの開示に関する原則 23 の重要な考慮事項 5 の遵守のため、FMI が実施すべき情報開示の枠組みを記述している。情報開示の枠組みはまた、評価者が FMI の評価を開始する際の基本的な事実一式を提供することにより、評価方法を支援するものである。

情報開示の枠組みの目的

2.2. 情報開示の枠組みの目的は、FMI の現在および潜在的な参加者、他の市場参加者、当局および一般公衆を含む広範な対象者のために、FMI とそのガバナンス、運営およびリスク管理の枠組みの全体的透明性を改善することにある。市場のより高い透明性は、支払、清算、決済および記録の取極めにおける安全性と効率性を向上させ、より広くは、金融システムの安定を促進するという CPSS と IOSCO の主たる公共政策目的を支援する。

情報開示の書式を作成するための一般指針

2.3. FMI は、本報告書の付録 A に記載された情報開示の書式を作成すべきである。この書式は、FMI が下記を記載することを求めている。

- ・ 情報開示の主要項目の要旨
- ・ 前回の情報開示以降の重要な変更点の要約
- ・ FMI の機能と FMI がその役割を果たす市場に関する記述。FMI のサービスと業務に関する基本情報と実績統計。FMI の組織概要、法的および規制上の枠組み、およびシステム設計と運用の記述。
- ・ 適用される各原則について、原則の遵守に向けた FMI のアプローチを読者が理解できるような十分な詳細と文脈による包括的かつ説明的な情報開示。
- ・ 情報開示で言及されている公表文書を含め、FMI と適用される原則の遵守に向けた FMI のアプローチを読者が理解することを支援する可能性がある公表物のリスト。

図表や略図が参考になると思われる場合には、挿入すべきであり、それらには、理解しやすいように説明を添えるべきである。情報開示が規則または規制を参照または引用する場合には、当該規則または規制を見つけることができる一次資料を示すべきである。情報開示の枠組みの下で、どの原則が FMI に適用されるかを判断するためには、当該

FMI は、PFMI の付録 E を参照するべきである。本報告書セクション 5 は、各原則、そして関連する場合には、重要な考慮事項のための関連情報が再掲されている。

2.4. 各原則の情報開示に関する説明の要約は、背景の異なる様々な読者が、当該原則の遵守に向けた FMI のアプローチを理解できるよう、十分に詳細と文脈を提供すべきである。セクション 5 の質問は、FMI がその回答の要約を記述することが期待される重要な論点のための指針となる質問である。質問は、説明の要約の指針となるべきではあるが、FMI は、必ずしも質問毎に個別に回答を記述しなければならない訳ではなく、あるいは質問とそれに対する回答の形式で情報開示を構成しなければならない訳でもない。FMI はまた、説明の要約を、個別の質問に対する回答で補足することを選択することもできる。

2.5. FMI は、この情報開示の枠組みに加え、一般公衆を含めた利害関係者が FMI を評価し、FMI の相互比較を行えるよう、重要な数値情報一式を別途公表すべきである。CPSS と IOSCO は、現在、この情報開示の基準を策定中である。FMI は、数値に関する情報開示を情報開示に関する説明の要約よりも高い頻度で更新することが期待される。

2.6. 情報開示が、FMI の現行の規則、手続、および業務を正しく反映するよう、FMI は、システムまたは環境に重大な変更があった後には、自らの回答を更新すべきである。FMI は、自らの回答が継続的に正確かつ有益であることを確保するため、最低限、自らの回答の見直しを 2 年毎に行うべきである。FMI は、情報開示の枠組みに対する回答を、インターネットなどの一般的にアクセス可能な媒体で直ちに入手できるようにすべきである。

3.0. FMI 原則の評価方法

3.1. このセクションは、FMI に関する PFMI の遵守状況を、FMI、当局、および IFI が評価することを支援するために作成された PFMI の評価方法を記述する。この評価方法は、原則が適用される全ての種類の FMI、すなわち、システムに重要な資金決済システム、CSD、SSS、CCP、および TR を対象とするように設計されている。

一般的考慮事項

3.2. FMI による原則の遵守状況の評価を行うにあたり、評価者は、下記を含むがこれらに限定されない、いくつかの考慮事項を考慮しなければならない。

各 FMI の評価のカスタマイズ

3.3. 評価は、FMI により異なる。特に、複数の FMI が同じ法人に属する場合、個別の FMI が複数の機能を果たしている場合、あるいは、清算および決済プロセスが相互に独立している場合、評価者は、FMI のどの業務または機能の評価を実施するかについて、何らかの判断を下す必要があるかもしれない。また、PFMI の表 1 および付録 E に明記されているとおり、いくつかの原則または重要な考慮事項は、特定の種類の FMI にのみ適用される。例えば、TR は信用リスクまたは流動性リスクに直面することがないという事実を PFMI は反映しており、従って、これらのリスクに関連する原則および重要な考慮事項は、TR には適用されない。同様に、評価方法は、PFMI と整合的なかたちで、評価の質問が適用される FMI の種類を明記している。

公共部門が所有する FMI に対する評価方法の適用性

3.4. 評価方法は、評価者が、所有構造および組織形態の違いを考慮の上で、民間および公共両部門の FMI に対して、原則を正しく適用することを支援することを意図している。原則は、公共部門、特に中央銀行が所有または運営する FMI に適用される。一般に、中央銀行およびその他の公共部門の主体は、自らが所有または運営する FMI に対し、類似する民間部門の FMI に適用される基準と同じ基準を適用すべきである。しかし、その所有の状況により、公共部門の FMI は、いくつかの評価質問の対象範囲外となり、いくつかの原則の下で固有のガイダンスを必要とする。公共部門が所有する FMI による遵守状況の評価を支援するため、適切な質問を策定した。

原則の評価実施のための一般的指示

3.5. 原則の評価には、6つのステップがかかわる。すなわち、(1) 評価の適切な範囲を決定する、(2) 適用される重要な考慮事項毎の事実を収集する、(3) 各原則について重要な結論を得る、(4) 各原則について評定の割当てを行う、(5) 優先順位に関する議論を含め、必要であれば、特定された懸念事項それぞれへの対処のための適切な時間枠を示す、および(6) 評価報告書を準備する、である。

ステップ1: 評価の適切な範囲を決定する

3.6. 評価者は、評価の範囲について、慎重に検討すべきである。評価の範囲は、どのFMIを評価するか、どのFMIの業務およびサービスを評価するか、どの原則を評価するか、を決定することが含まれるべきである。この評価の範囲は、評価を受ける主体に対し、評価を始める前に、明確に伝えるべきである。

どのFMIを評価するかの決定

3.7. PFMIによると、FMIの当局は、システム的に重要とみなされるFMIを定期的に評価することが期待されている。PFMIに記述されているように、システム的に重要であることについての法令上の定義は、法域によってやや異なり得るが、一般に、資金決済システムは、システム的な混乱を引き起こしたり、これをさらに伝播させたりする可能性がある場合には、システム的に重要である。すべてのCSD、SSS、CCP、およびTRは、少なくともそれが所在する法域においては、システム的に重要であるとの前提が置かれている。

3.8 外部評価者は、通常、システム的に重要なFMIの指定に関し、国内当局に依存するが、特定のFMIを評価対象外と定義することができる（例えば、国内法域外への伝染リスクがほとんどない小口取引を処理する国内FMI）。また、外部評価者は、世界的な金融システムの安定に最も関連するFMIに焦点を絞るという選択することもある。

どのFMIの業務およびサービスを評価するかの決定

3.9 各FMIは、個別に評価すべきである。PFMIによると、FMIとは、システムの運営者を含む、参加金融機関の多数当事者間のシステムであり、支払、証券、デリバ

ティブなどの金融取引を記録・清算・決済する目的で使われるもの、と定義される²。
FMI は、組織・機能・制度設計面において顕著に異なり得る。FMI は、金融機関の協会団体、ノンバンクの清算機関、専門銀行の組織を含む、様々な形態で法的に組織することが可能である。個別の法的主体として、または別の法的主体の一部として定義することができる。

3.10. 評価者は、FMI のどの業務とサービスが対象となるかを決定し、それぞれの評価で評価される主体（法的主体、法的主体の一部、または複数の法的主体など）を特定しなければならない。評価対象の FMI がクロスボーダー取引を決済するリンクを確立している場合、評価者は、それら関連法域の当局とどのように連携するのが最善か、そうした連携が評価を完了させるために必須である場合には、検討する必要があるかもしれない。

3.11. 以下の例は、FMI の機能的な定義の適用と整合的なかたちで評価の範囲を明確に定義するために、FMI の取極めの複雑さにどのように対処できるかを説明している。

- ・ 2つまたはそれ以上の FMI が 1 つの主体の下で運営されている場合。例えば、単一の運営者が CSD と RTGS システムの双方を運営している場合のように、単一の運営者が、役割が明確に異なり、一部の取極めを共有するだけの 2 つの FMI を運営する場合がある。CSD と RTGS システムが同一の法的およびガバナンスの取極めを共有しているが、異なった業務およびリスク管理の取極めを使用している場合は、これら 2 つの重要な機能は、個別に評価することができる。
- ・ 2つまたはそれ以上の FMI が 1 つの主体に統合されている場合。例えば、CSD が運営する SSS のように、単一の運営者が、重要な機能が高度に相関性があり補完的な 2 つの FMI を運営している場合。CSD と SSS が同一の法的およびガバナンスの取極めを共有しており、高度に統合された業務およびリスク管理の取極めを使用する場合は、これら 2 つの重要な機能は、あたかも 1 つの FMI であるかのように評価することができる。
- ・ 1 つの FMI が異なった取極めで異なった市場で役割を果たしている場合。FMI が、

² PFMI と本評価方法一般的な分析アプローチは、FMI の定義に述べるように、FMI をその参加者も含めた多数当事者間のシステムとみなすことである。しかし、金融市場の専門用語としては、FMI という用語が多数当事者間の支払・清算・決済・記録の業務を集中的に行うために設立された法的・機能的主体のみを指して用いられることがあり、文脈によっては、システムを利用する参加者を含まないことがある。用語法や用法におけるこの違いは、PFMI の特定の箇所では曖昧さをもたらしかねない。この点に対処するため、PFMI と本評価方法では FMI 「と」その参加者、あるいは参加者「を含む」FMI と言及することにより、文脈からこれが明らかではない原則その他の本文の対象範囲を強調することができる。FMI の定義には、伝統的なコルレス銀行など、金融機関・顧客間の相対の関係は含んでいない。

役割を果たしている異なった市場で明確に異なる取極めを策定している場合には、FMI の評価は、分割することができる。

上記それぞれの場合において、評価者は、必要に応じて、任意の相互依存性を特定して対処すべきである。

*どの原則を評価するか*の決定

3.12. 評価は、次の原則を対象に実施することが考えられる：(a) FMI の安全性と効率性に関する定期的な包括的評価の一環として、すべての関係する原則、(b) 提案される新サービスの提供、または FMI のリスク管理の枠組みに対して提案される重要な変更に関連する 1 つまたはそれ以上の個別の原則、(c) 1 つまたはそれ以上の FMI を対象としたテーマ別（または「横断的」）評価に焦点を当て得る 1 つまたはそれ以上の個別の原則、または (d) 評価に先立って特定された問題に関連し、1 つまたはそれ以上の FMI に焦点を当て得る、1 つまたはそれ以上の個別の原則。

ステップ 2: 適用される重要な考慮事項毎の事実を収集する

3.13. 評価者は、各原則について重要な結論を得ることを可能にするために、十分な事実を収集すべきである。本報告書のセクション 5 は、24 の原則それぞれの重要な考慮事項に基づき整理された質問を含んでいる。これらの質問は、FMI が原則を遵守しているかを決定するために、評価者が事実を収集することを支援するためのツールである。また、この情報収集プロセスは、評価される FMI が、情報へのアクセスの提供という期待にどの程度応えているかに関する早期の指標としての役割を果たすこともある。

3.14. セクション 5 に記載された質問は、評価者の判断のための情報提供および指針となることを意図するものであり、評価者の判断に取って代わるものではない³。評価者の質問および努力は、リスクが最も大きい論点に焦点が当てられるべきであり、リスク評価は、フォワードルッキングで、健全な判断に基づいて行われたときに最も価値を有する。質問は、純粹にチェックリストとして使用することを意図したものではない。また、質問は、網羅的であることが意図されているのではなく、評価者は、特に FMI の異なるレベルの複雑さに対処するため、各自の裁量により、追加のまたは異なる質問を必要に応じて提示することができる。状況によっては、評価者は、評価に固有のリスク要因や状況を反映させるため、特定の質問を修正する必要があるかもしれない。評価

³ 評価方法に含まれる質問は、最新の状態に止まることを確保するため、将来、改定される可能性がある。

者が使用する質問のリストは、評価方法に記載されるものと少なくとも同等のレベルの情報を提供すべきである。

3.15. 重要な結論を得、評定の割当てを行うための文脈上の基礎を構築するため、評価者は、FMI の基本的な事業活動、業務とサービス、プロセス、規則、および手続について、一般的な理解を作り上げなければならない。従って、評価者は、評価を行う間、各原則について、以下の全体的な質問を念頭に置くべきである：

1. 原則を遵守するための FMI のアプローチまたは方法は何か？
2. 原則を遵守するためのアプローチまたは方法の実効性を確保する上で、FMI は、どのような分析、プロセス、および論拠を使用するか？
3. 原則の遵守に関する FMI の継続的な実績を、FMI は、どのように測定し、監視するか？
4. 原則の遵守に関する FMI の継続的な実績を監視することを支援するため、他にどのような証拠があるか？

ステップ 3: 各原則について重要な結論を得る

3.16. 重要な結論は、評価される FMI により原則がどの程度遵守されているかに関する、評価者の総合的な決定である。重要な結論は、適用される原則それぞれについて出されるべきであり、評価者が収集した事実に基づき、説明の要約の形で提示されるべきである。重要な結論を出す際、評価者は、以下を行うべきである：

1. 当然のこととして、FMI の実務と業績を要約する。
2. 評価者が収集した事実から浮かび上がる欠落や欠点を特定する。
3. それぞれの欠落や欠点について、関連するリスクやその他の問題、および原則の遵守への含意を説明する。
4. それぞれの欠落や欠点について、関連するリスクおよび論点に基づき、当該欠落や欠点が懸念事項に該当するかを決定する。懸念事項とは、対処が必要なリスク管理の不備、欠陥、または透明性ないし実効性の欠如のこと。評価者は、懸念事項について、(a) 深刻かつ直ちに注意を要する懸念事項、(b) 速やかに対処しなければ深刻となる可能性のある懸念事項、および (c) 定められた期限までに対処すべき懸念事項、の 3 つのカテゴリーを区別すべきである。

重要な結論は、ステップ 4 の評定の割当てのための基礎的要素としての役割を果たすことになる。

ステップ 4: 各原則について評定の割当てを行う

3.17. この評価方法の評定の枠組みは、各原則に評定を割当てるための指針を提供する。IFI は、この評定の枠組みを、特に FSAP の文脈で使用する。各国当局も、必要に応じて、自ら評価を行う際、この評定の枠組みを使用することができる（パラグラフ 1.10 参照）。評定は、原則毎に原則単位で割当てられる。

原則評価のための評定の枠組み

3.18. 評定の枠組みは、特定された懸念事項を是正する必要性の重大さと緊要さに基づいて構築されている。

| | |
|-------------|---|
| 遵守 | FMI は、原則を遵守している。特定された欠落や欠点は、いずれも懸念事項ではなく、些細な、管理できるものであり、FMI が通常の業務の中で取り上げることを検討できる性質のものである。 |
| 概ね遵守 | FMI は、原則を概ね遵守している。評価は、FMI が定められた期限までに対処し、フォローアップすべき懸念事項を 1 つまたはそれ以上特定した。 |
| 一部遵守 | FMI は、原則を一部遵守している。評価は、速やかに対処しなければ深刻となる可能性のある懸念事項を 1 つまたはそれ以上特定した。FMI は、こうした懸念事項に対処するため、高い優先順位を与えるべきである。 |
| 非遵守 | FMI は、原則を遵守していない。評価は、直ちに対策を必要とする深刻な懸念事項を 1 つまたはそれ以上特定した。従って、FMI は、こうした事項に対処するため、最も高い優先順位を与えなければならない。 |
| 非適用 | FMI の法的、制度的、構造的、またはその他の特徴により評価されるこの種類の FMI に、原則は適用されない ⁴ 。 |

評定の割当てに関する指針

⁴ 評価しない原則の場合には、このカテゴリーに該当しない。評価でカバーされない原則のリストと、これに付随する除外理由の説明は、評価の前書きの一部である（例えば、付録 B の前書きを参照）。

3.19. 評価者は、評価の時点の条件を反映するよう評定を割当てべきである。評定は、重要な結論に基づき、リスクおよび特定された欠落または欠点それぞれに関連する他の論点の種類または影響に関する評価者の判断を反映する。改善計画については、必要に応じて評価報告書で言及すべきであるが、原則の遵守に関する判断に影響を及ぼすべきでない。

3.20. 評価は、特定の原則の遵守状況が十分に評価できなかった状況があればそれを記述し、その理由を説明すべきである。例えば、特定の情報が提供されなかったり、重要な論点について議論するため、重要な人物または機関と面会できなかったりしたかもしれない。情報またはミーティングに対する要請が満たされていない場合は、書面に記録すべきである。そのような場合、評価者は、そのような情報の欠落を懸念の証拠として扱うことができる。

3.21. 原則に対する評定を決定するにあたり、評価者は、まず、適用されない原則を特定すべきである。これが該当するのは、原則が評価される FMI の種類に適用されない場合である（例えば、TR への原則 4 の信用リスクや、資金決済システムへの原則 6 の証拠金）。また、原則が評価される FMI の種類に適用される場合であっても、FMI の法域または設計に関する固有の法的、制度的、構造的、またはその他の特徴によって、その原則が無関係となる場合も、これに該当する（例えば、参加者に（日中）与信を提供しない RTGS への原則 4 の信用リスク）。

3.22. 適用される原則の遵守状況の評定を行うにあたり、評価者は、それが遵守されているかどうかを判断すべきである。原則が遵守されるには、特定された欠落または欠点は、いずれも懸念事項ではなく、些細な、管理できる程度のものであり、FMI が通常の業務の中で取り上げることを検討できる性質のものでなければならない。原則が全面的には遵守されていない場合、評価者は、遵守の度合いを決定しなければならない。評定は、特定した懸念事項の数だけでなく、それらが提示する懸念の程度をも考慮する必要がある。懸念の程度が異なる複数の論点が存在し得る点に留意することが重要である。そのような場合、評価者は、その原則には、通常、特定された最も深刻な懸念という重大性を踏まえた評価者の判断を反映する評定を割当てべきである：

- 評価が、直ちに対策を必要とする深刻な懸念事項を 1 つまたはそれ以上特定し、従って、当該懸念事項を最も高い優先順位で対処すべきである場合には、その原則は、「非遵守」の評定が割当てられるべきである。

- 上記の条件に該当しないが、評価が、速やかに対処しなければ深刻となる可能性のある懸念事項を1つまたはそれ以上特定し、それを高い優先順位で対処すべきである場合には、その原則は、「一部遵守」の評定が割当てられるべきである。
- 上記の条件に該当しないが、評価が、FMI が定められた期限までに対処し、フォローアップすべき懸念事項を1つまたはそれ以上特定した場合には、その原則は、「概ね遵守」の評定が割当てられるべきである。

ただし、評価者は、評定が状況を適切に反映することを確保すべきである。例えば、より小さな欠落あるいは欠点の組み合わせが、懸念事項となる場合がある。

ステップ5: 特定された懸念事項それぞれへの対処のための適切な時間枠を示す

3.23. 評価報告書は、(a) あれば、対処する必要がある懸念事項の明確な特定、および (b) 特定された懸念事項それぞれに対処するための適切な時間枠の目安、で締めくくべきである。評定が「遵守」でない原則に対する勧告を準備するにあたり、評価者は、特定された懸念事項に対処し、FMI による原則の遵守の程度を改善することに資する勧告を提供すべきである。

3.24. 適切な時間枠を定める簡単なプロセスはないが、いくつかの基本的なステップを検討することは有益かもしれない。評価者は、原則を全面的には遵守していないことが、深刻な懸念につながり得る領域を特定すべきである。原則は総体として FMI の安全性と効率性に寄与するものであるため、CPSS と IOSCO は、個別の原則の重要度を定めていない。しかし、評価者は、FMI に対して最大のリスクまたは透明性ないし実効性への最大の欠如をもたらす欠点に関する自身の判断に基づく優先順位を理解しなければならない。

3.25. 優先する領域を特定した後、評価者は、各領域で必要な措置の種類を決定すべきである。国内当局が評価を行った場合、FMI 自体が、当局による見直しのための行動計画を準備することが期待されることが多い。外部評価者が評価を行った場合は、評価者が、勧告をまとめ、それについて関係当局と議論することが多い。懸念事項に対処すべき合理的な時間枠も明記すべきである。

3.26. それが適切である場合には、評価者は、懸念事項にあたらぬ欠落または欠点の是正に資する勧告も行うべきである。当該勧告の実施のための条件や期限の明記はなく、FMI は、通常の業務の中で取り上げることができる。

ステップ 6: 評価報告書を準備する

3.27. 原則に照らして FMI を評価するための評価報告書の書式は、付録 B に提示している。原則および責務に照らして当該国の FMI および当局を評価するための評価報告書の書式は、付録 D に提示している。

4.0. 当局の責務の評価方法

4.1. このセクションは、FMIの当局の責務に関する評価方法のほか、法域におけるPFMIの遵守状況を当局およびIFIが評価することを支援するための評価方法を記述している。この評価方法は、当局を個別またはまとめて評価するために使用することができる。IFIは、FASPの文脈において、当局を法域レベルで評価する。

責務の評価実施のための一般的指示

4.2. 責務の評価には、6つのステップがかかわる。すなわち、(1) 評価の適切な範囲を決定する、(2) 重要な考慮事項毎の事実を収集する、(3) 各責務について重要な結論を得る、(4) 各責務について評定の割当てを行う、(5) 優先順位に関する議論を含め、必要であれば、特定された懸念事項それぞれへの対処のための適切な時間枠を示す、および(6) 評価報告書を準備する、である。

ステップ1: 評価の適切な範囲を決定する

4.3. 評価者は、評価の範囲について、慎重に検討すべきである。評価の範囲は、評価を受ける当局に対し、評価を始める前に、明確に伝えるべきである。

*どの当局を評価するか*の決定

4.4. 一般に、当局は法域レベルで評価されるべきであり、個別の規制、監督、またはオーバーサイト当局のレベルで評価されるべきではない。これにより、評価者は、当局による責務の遵守状況について包括的な評価を行うことができ、その法域内における規制上の潜在的な欠落または重複を特定することができる。このアプローチは、とりわけ、国内当局間の協力を扱う責務 E と整合的である。また、このアプローチは、当該国のオーバーサイトの枠組みにおける特定の当局や、特定の種類の FMI に対して何らかの措置が向けられることを排除するものではない。さらに、当局は、共同でまたは個別に、当該法域としての責務の遵守状況を評価することを望むこともある。

4.5. しかし、クロスボーダーで業務を行う FMI の場合などのように、特定の FMI に適用される規制、監督、およびオーバーサイトの枠組みを評価することが適切な状況があり得る。例えば、外国当局は、国内当局の責務への全般的な適合状況だけでなく、特定の FMI について責務が適用される方法に関するより固有の評価にも関心がある場

合がある。また、FMI のカテゴリーに応じて責務を評価することが適切な場合もある（例えば、CCP に対する責務を国内当局がどのように果たすか、を理解するため）。

ステップ 2: 重要な考慮事項毎の事実を収集する

4.6. 評価者は、各責務について重要な結論を得ることを可能にするために、十分な事実を収集するべきである。本報告書のセクション 6 は、5 つの責務それぞれの重要な考慮事項に基づき整理された質問を含んでいる。これらの質問は、当局が原則を遵守しているかを決定するために、評価者が事実を収集することを支援するためのツールである。また、この情報収集プロセスは、評価される当局が、情報へのアクセスの提供という期待にどの程度応えているかに関する早期の指標としての役割を果たすこともある。

4.7. セクション 6 に記載された質問は、評価者の判断のための情報提供および指針となることを意図するものであり、評価者の判断に取って代わるものではない⁵。質問は、純粋にチェックリストとして使用することを意図したものではない。また、質問は、網羅的であることが意図されているのではなく、評価者は、各自の裁量により、追加または異なる質問を必要に応じて提示することができる。評価者は、評価に固有の状況を反映させるため、特定の質問を修正する必要があるかもしれない。評価者が使用する質問のリストは、評価方法に記載されるものと少なくとも同等のレベルの情報を提供すべきである。

4.8. 重要な考慮事項を得、評定の割当てを行うための文脈上の基礎を構築するため、評価者は、当局の法域、規則、およびプロセスについて、一般的な理解を作り上げなければならない。従って、評価者は、評価を行う間、各責務について、以下の全体的な質問を念頭に置くべきである：

1. 責務を遵守するための当局のアプローチまたは方法は何か？
2. 責務を遵守するためのアプローチまたは方法の実効性を確保する上で、当局は、どのような分析、プロセス、および論拠を使用するか？
3. 責務の遵守に関する当局の継続的な実績を、当局は、どのように測定し、監視するか？
4. 責務の遵守に関する当局の継続的な実績を監視することを支援するため、他にどのような証拠があるか？

⁵ 評価方法に含まれる質問は、最新の状態に止まることを確保するため、将来、改定される可能性がある。

ステップ 3: 各責務について重要な結論を得る

4.9. 重要な結論は、評価される当局により責務がどの程度遵守されているかに関する評価者の総合的な決定である。重要な結論は、各責務について出されるべきであり、評価者が収集した事実に基づき、説明の要旨の形で提示されるべきである。重要な結論を出す際、評価者は、以下を行うべきである：

1. 当然のこととして、当局の実務と実績を要約する。
2. 評価者が収集した事実から浮かび上がる欠落や欠点を特定する。
3. それぞれの欠落や欠点について、関連するリスクや、その他の問題、および責務の遵守への含意を説明する。
4. それぞれの欠落や欠点について、関連するリスクおよび論点に基づき、当該欠落や欠点が懸念事項に該当するかを決定する。懸念事項とは、対処が必要なオーバーサイト上または監督上の不備、欠陥、または透明性ないし実効性の欠如のこと。評価者は、懸念事項について、(a) 深刻かつ直ちに注意を要する懸念事項、(b) 速やかに対処しなければ深刻となる可能性のある懸念事項、および (c) 定められた期限までに対処すべき懸念事項、の 3 つのカテゴリーを区別すべきである。

重要な結論は、ステップ 4 の評定の割当てを行うための基礎的要素としての役割を果たすことになる。

ステップ 4: 各責務について評定の割当てを行う

4.10. この評価方法の評定の枠組みは、各責務に評定を割当てするための指針を提供する。IFI は、この評定の枠組みを、特に FSAP の文脈で使用する。各国当局も、必要に応じて、自らの評価を行う際、この評定の枠組みを使用することができる。評定は、責任毎に責任単位で割当てられる。

責務評価のための評定の枠組み

4.11. 評定の枠組みは、特定された懸念事項を是正する必要性のの重大さと緊要さに基づいて構築されている。

遵守 当局は、責務を遵守している。特定された欠落や欠点は、いずれも懸念事項ではなく、些細な、管理できるものであり、当局が通常の業務

の中で取り上げることができる性質のものである。

概ね遵守 当局は、責務を概ね遵守している。評価は、当局が定められた期限までに対処し、フォローアップすべき懸念事項を1つまたはそれ以上特定した。

一部遵守 当局は、責務を一部遵守している。評価は、速やかに対処しなければ深刻となる可能性のある懸念事項を1つまたはそれ以上特定した。こうした懸念が該当する当局は、こうした懸念事項に対処するため、高い優先順位を与えるべきである。

非遵守 当局は、責務を遵守していない。評価は、直ちに対策を必要とする深刻な懸念事項を1つまたはそれ以上特定した。従って、こうした懸念が該当する当局は、こうした事項に対処するため、最も高い優先順位を与えなければならない。

非適用 この責務に関して当局が直面する特定の制度的枠組み、またはその他の条件により、当該当局に当該責務は適用されない⁶。

評定の割当てに関する指針

4.12. 評価者は、評価の時点の条件を反映するよう評定を割当てべきである。評定は、重要な結論に基づき、リスク、および特定された欠落または欠点のそれぞれに関連する他の論点の種類または影響に関する評価者の判断を反映する。改善計画については、必要に応じて評価報告書で言及すべきであるが、責務の遵守に関する判断に影響を及ぼすべきでない。

4.13. 評価は、特定の責務の遵守状況が十分に評価できなかった状況があればそれを記述し、その理由を説明すべきである。例えば、特定の情報が提供されなかったり、重要な論点について議論するため、重要な人物または機関とできなかつたりしたかもしれない。情報またはミーティングに対する要請が満たされていない場合は、書面に記録すべきである。そのような場合、評価者は、そのような情報の欠落を懸念の証拠として扱うことができる。

⁶ 評価しない責務の場合には、このカテゴリーに該当しない。評価でカバーされない責務のリストと、これに付随する除外理由の説明は、評価の前書きの一部である（例えば、付録 C の前書きを参照のこと）

4.14. 責務の遵守状況の評定を行うにあたり、評価者は、それが遵守されているかどうかを判断すべきである。責務が遵守されるには、特定された欠落または欠点は、いずれも懸念事項ではなく、些細な、管理できる程度のものであり、当局の通常の業務の中で取り上げることができる性質のものでなければならない。責務が全面的には遵守されていない場合、評価者は、遵守の度合いを決定しなければならない。評定は、特定した懸念事項の数だけでなく、それらが提示する懸念の程度をも考慮する必要がある。懸念の程度が異なる複数の論点が存在し得る点に留意することが重要である。そのような場合、評価者は、その責務には、通常、特定された最も深刻な懸念という重大性を踏まえた評価者の判断を反映する評定を割当てべきである：

- 評価が、直ちに対策を必要とする深刻な懸念事項を1つまたはそれ以上特定し、従って、当該懸念事項を最も高い優先順位で対処すべきである場合には、その責務は、「非遵守」の評定が割当てられるべきである。
- 上記の条件に該当しないが、評価が、速やかに対処しなければ深刻となる可能性のある懸念事項を1つまたはそれ以上特定し、それを高い優先順位で対処すべきである場合には、その責務は、「一部遵守」の評定が割当てられるべきである。
- 上記の条件に該当しないが、評価が、当局が定めた期限までに対処し、フォローアップすべき懸念事項を1つまたはそれ以上特定した場合には、その責務は、「概ね遵守」の評定が割当てられるべきである。

ただし、評価者は、評定が状況を適切に反映することを確保すべきである。例えば、より小さな欠落あるいは欠点の組み合わせが、懸念事項となる場合がある。

ステップ5: 特定された懸念事項それぞれへの対処のための適切な時間枠を示す

4.15. 評価報告書は、(a) あれば、対処する必要がある懸念事項の明確な特定、(b) 特定された懸念事項それぞれに対処するための適切な時間枠の目安、および (c) 特定された懸念事項それぞれの対処に最もふさわしい立場にある当事者の特定、で締めくくべきである。評定が「遵守」でない責務に対する勧告を準備するにあたり、評価者は、特定された懸念事項に対処し、当局による責務の遵守の程度を改善することに資する勧告を提供すべきである。評価者は、また、勧告の名宛人を示すべきである。

4.16. 適切な時間枠を定める簡単なプロセスはないが、いくつかの基本的なステップを検討することは有益かもしれない。評価者は、責務を全面的には遵守していないことが、深刻な懸念につながり得る領域を特定すべきである。責務は総体として FMI の安全性と効率性に寄与するものであるため、CPSS と IOSCO は、個別の責務の重要度を定めていない。しかし、評価者は、FMI に対して最大のリスクまたは透明性ないし実効性への最大の欠如をもたらす欠点に関する自身の判断に基づく優先順位を理解しなければならない。

4.17. 優先する領域を特定した後に、評価者は、各領域で必要な措置の種類を決定すべきである。国内当局が自己評価を行った場合、行動計画を自身で準備すべきである。外部評価者が評価を行った場合は、評価者が、勧告をまとめ、それについて当局と議論することが多い。いずれの場合でも、各措置または勧告を起動するのに最適な立場にある当事者を特定すべきである。懸念事項に対処すべき合理的な時間枠も明記すべきである。

4.18. それが適切である場合には、評価者は、懸念事項にあたらぬ欠落または欠点の是正に資する勧告も行うべきである。当該勧告の実施のための要件や期限の明記はなく、当局は、通常の業務の中で取り上げることができる。

ステップ 6: 評価報告書を準備する

4.19. 責務に照らして当局を評価するための評価報告書の書式は、付録 C に提示している。原則および責務に照らして当該国の FMI および当局を評価するための評価報告書の書式は、付録 D に提示している。

5.0. FMI 原則の重要な考慮事項毎の質問

| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
|----|-----|-----|-----|----|
| ● | ● | ● | ● | ● |

原則 1: 法的基盤

FMI は、関係するすべての法域において、業務の重要な側面についての、確固とした、明確かつ透明で執行可能な法的基盤を備えるべきである。

関係するすべての法域における FMI の業務の頑健な法的基盤は、FMI の全体的な健全性に不可欠であり、この原則は、他の原則とともに包括的に見直すべきである。

**重要な考慮事項 1：法的基盤は、関係するすべての法域について、FMI の業務の重要な側面に
関する高い確実性を与えるべきである。**

重要な側面および関係する法域

Q.1.1.1: 高い法的確実性を必要とする FMI の業務の重要な側面とは何か？(例えば、金融商品の権利と利益、決済のファイナリティ、ネットィング、相互運用性、証券の不動化および無券面化、DVP、PvP、または DvD の取極め、担保の取極め（証拠金の取極めを含む）、デフォルト手続)

Q.1.1.2: FMI の業務の重要な側面それぞれに関係する法域は何れか？

重要な側面それぞれの法的基盤

Q.1.1.3: FMI は、関係するすべての法域において、FMI の業務の重要な側面それぞれの法的基盤（すなわち、法的枠組みおよび FMI の規則、手続および契約）が高い法的確実性を提供することを、どのように確保するか？

- a) FMI が CSD である場合、CSD は、その法的基盤が、証券の不動化または無券面化および帳簿記入による証券の移転を支援することを、どのように確保しているか？
- b) FMI が CCP である場合、CCP は、その法的基盤が、ノベーション、

オープンオファー、またはその他の類似する法的手段を含め、CCPとして業務を行うことを、どのように確保するか？ CCP は、ノベーション、オープンオファー、またはその他の類似する法的手段が、取り消しまたは変更できるか定めているか？定めている場合、どのような状況でできるか？

- c) FMI が TR である場合、TR は、その法的基盤が、管理している記録を保護することを、どのように確保するか？法的基盤は、データの閲覧、秘密保持、および開示に関して利害関係者の権利をどのように定義しているか？
- d) ネットティングの取極めがある FMI の場合、FMI は、その法的基盤が、当該取極めの執行可能性を支援することを、どのように確保しているか？
- e) FMI において決済のファイナリティが行われる場合、FMI は、その法的基盤が、支払不能となった参加者を含め、取引のファイナリティを支援することを、どのように確保しているか？資金移転または証券移転システムなど、FMI が使用する外部の決済メカニズムの法的基盤も、このファイナリティを支援しているか？

重要な考慮事項 2： FMI は、明確で、理解しやすく、関係する法規制と整合的な、規則・手続・契約を備えるべきである。

- Q.1.2.1: FMI は、その規則・手続・契約が、明確かつ分かりやすいものであることを、どのように示しているか？
- Q.1.2.2: FMI は、その規則・手続・契約が、関連法および規制（例えば、法律意見書または分析を通じて）と整合的であることを、どのように確保しているか？不整合があれば特定され、是正されているか？ FMI の規則・手続・契約は、外部の当局または主体により、見直しまたは評価を受けているか？
- Q.1.2.3: FMI の規則・手続・契約は、施行前に承認を受ける必要があるか？必要な場合、誰により、どのように承認を受けているか？

重要な考慮事項 3： FMI は、その業務の法的基盤を、関係当局、参加者および（関係する場合には）参加者の顧客に対して、明確かつ理解しやすい方法で説明できるようにすべきである。

Q.1.3.1: FMI は、その業務の法的基盤を、関係当局、参加者、および（関係する場合には）参加者の顧客に、どのように明確に伝えているか？

重要な考慮事項 4： FMI は、関係するすべての法域において執行可能な規則・手続・契約を備えるべきである。そうした規則や手続に基づいて FMI によって取られる措置が、無効とされたり、覆されたり、差止めの対象となったりしないことについて、高い確実性が存在すべきである。

規則・手続・契約の執行可能性

Q.1.4.1: FMI は、その業務に関係する規則・手続・契約が、重要な考慮事項 1 で特定された関係するすべての法域において執行可能であることに関する高い信頼性を、どのように達成しているか（例えば、法律意見書あるいは分析によってか）？

規則や手続の確実性の程度

Q.1.4.2: FMI は、その規則・手続・契約が、無効とされたり、覆されたり、差止めの対象となったりしないことに関する高い確実性を、どのように達成しているか？ FMI の規則・手続・契約に基づく措置が、無効とされたり、覆されたり、差止めの対象となったりする状況はあるか？ある場合、それはどのような状況か？

Q.1.4.3: 関係法域の裁判所は、これまでに、FMI の規則および手続の下で行う FMI に関係する業務または取極めを、執行不能としたことはあるか？

重要な考慮事項 5： 複数の法域において業務を行っている FMI は、法域間における潜在的な法の抵触から生じるリスクを特定・軽減すべきである。

Q.1.5.1: FMI が複数の法域において業務を行っている場合、FMI は、潜在的な法の抵触に関する論点をどのように特定し、分析しているか？関連法域における FMI の法の選択の執行可能性について不確実性が存在する場合、FMI は、潜

在的な法の抵触に関する論点について独立した法的分析を入手しているか？
FMI は、どのような潜在的な法の抵触に関する論点を、特定および分析したか？ FMI は、潜在的な法の抵触に関する論点について、どのように対処してきたか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| ● | ● | ● | ● | ● |

原則 2: ガバナンス

FMI は、明確かつ透明なガバナンスの取極めを設けるべきである。そうした取極めは、FMI の安全性と効率性を促進し、広く金融システム全般の安定などの関係する公益上の考慮事項と関係する利害関係者の目的に資するものであるべきである。

この原則をレビューする際、FMI が他の主体により完全に所有または支配されている場合、当該主体が FMI による原則の遵守に関して逆作業効果を及ぼしていないことを確保するため、当該主体のガバナンスに関する取極めもレビューすべきである。ガバナンスは、組織がその目的を設定するためのプロセスを提供し、これらの目的を達成する手段を決定し、これらの目的の実績をモニターするものであるため、この原則は、他の原則と合わせて包括的にレビューすべきである。

重要な考慮事項 1: FMI は、その安全性と効率性を優先するとともに、金融システムの安定などの関係する公益上の考慮事項に明示的に資することを目的とすべきである。

Q.2.1.1: FMI の目的は何か、そしてそれは明確に特定されているか？ FMI は、目的を達成するため、自身の実績をどのように評価しているか？

Q.2.1.2: FMI の目的は、安全性と効率性にどのように高い優先順位を付けているか？ FMI の目的は、金融システムの安定および他の関係する公益上の考慮事項を明示的に支援しているか？

重要な考慮事項 2: FMI は、業務遂行と説明の明確かつ直接的な責任体制を定める、文書化されたガバナンスの取極めを備えるべきである。こうした取極めは、所有者、関係当局、参加者のほか、概略のレベルでは、公衆にも、開示すべきである。

ガバナンスの取極め

Q.2.2.1: FMI の取締役会（またはこれに相当するもの）と経営陣の運営が行われるガ

ガバナンスの取極めは何か？ FMI 内部の責務および説明責任の系統は、どのようなものか？ これらの取極めは、どのように、そしてどこで文書化されているか？

Q.2.2.2: 中央銀行が運営するシステムの場合、ガバナンスの取極めは、可能性のある、または認識された利益相反にどのように対処しているか？ ガバナンスの取極めは、運営者としての機能とオーバーサイトの機能の分離をどの程度考慮しているか？

Q.2.2.3: FMI は、所有者、参加者、およびその他の関係する利害関係者に対し、どのように説明責任を果たしているか？

ガバナンスの取極めの開示

Q.2.2.4: ガバナンスの取極めは、所有者、関係当局、参加者、およびより一般的なレベルで公衆に対して、どのように開示されているか？

重要な考慮事項 3: FMI の取締役会（以下、それに相当するものを含む）の役割と責務は、明確に定められるべきである。また、メンバーの利害相反を特定・対処・管理する手続を含む、取締役会の機能に関する文書化された手続が存在すべきである。取締役会は、取締役会全体と各メンバーの双方の業績を定期的に評価すべきである。

取締役会の役割と責務

Q.2.3.1: FMI の取締役会（またはそれに相当するもの）の役割と責務とは何か、そしてそれらは明確に定められているか？

Q.2.3.2: メンバーの利害の対立を特定・対処・管理する手続を含め、取締役会が機能するための手続は何か？ これらの手続は、どのように文書化され、そして誰に対して開示されているのか？ それらは、どの程度の頻度で見直しが行われているのか？

Q.2.3.3: 取締役会の機能を促進するために設置された取締役会の下部委員会について説明すること。そのような下部委員会の役割、責務、および構成は、何か？

業績のレビュー

Q.2.3.4: 取締役会全体の実績および個別の取締役メンバーの業績をレビューするために確立された手続は何か？

重要な考慮事項 4: 取締役会は、その多様な役割を果たすための適切な能力とインセンティブを持つ相応しいメンバーにより構成されるべきである。通常、取締役会には、非業務執行のメンバーを含むことが必要である。

Q.2.4.1: FMI の取締役会は、その多様な役割を果たすための適切な能力とインセンティブを、どの程度有しているか？ FMI は、実際にそうであることを、どのように確保しているか？

Q.2.4.2: 適切な能力を備えた取締役会メンバーを引き付け、引き止めるために、FMI は、取締役会メンバーにどのようなインセンティブを提供しているか？ こうしたインセンティブは、FMI の目的の長期的な達成を反映しているか？

Q.2.4.3: 取締役会には、非業務執行または独立した取締役会メンバーを含んでいるか？ 含んでいる場合、何名か？

Q.2.4.4: 取締役会が独立した取締役会メンバーを含む場合、FMI は、独立した取締役会メンバーをどのように定義しているか？ FMI は、どの取締役会メンバーを独立したメンバーとしているかを開示しているか？

重要な考慮事項 5: 経営陣の役割と責務は明確に定められるべきである。FMI の経営陣は、FMI の運営やリスク管理の責務を果たすために必要となる十分な経験・多様な能力・高潔性 (integrity) を備えるべきである。

経営陣の役割と責務

Q.2.5.1: 経営陣の役割と責務は何か、そしてこれらは明確に定められているか？

Q.2.5.2: 経営陣の役割と目的は、どのように定められ、評価されているか？

経験・能力・高潔性

Q.2.5.3: FMI の経営陣は、FMI の業務とリスク管理のために必要な十分な経験・多様な能力・高潔性 (integrity) をどの程度備えているか？ FMI は、実際にそうであることを、どのように確保しているか？

Q.2.5.4: 必要が生じた場合の経営陣を解任する手続は何か？

重要な考慮事項 6: 取締役会は、明確かつ文書化されたリスク管理制度を構築すべきである。こうした制度には、FMI のリスク許容度に関する方針を含め、リスクに関する諸決定についての遂行と説明の責任を割り当て、危機時や緊急時の意思決定を取り扱うべきである。ガバナンスの取極めは、リスク管理と内部統制の機能が、十分な権限、独立性、資源および取締役会へのアクセスを有していることを確保すべきである。

リスク管理制度

Q.2.6.1: 取締役会が定めたリスク管理制度は、どのようなものか？それは、どのように文書化されているか？

Q.2.6.2: この制度は、どのように FMI のリスク許容度に関する方針を扱い、どのようにリスクに関する決定 (リスクのエクスポージャーに関する上限の設定など) の責務と説明責任を割り当て、どのように危機や緊急時における意思決定に対処しているか？

Q.2.6.3: リスク管理制度を決定・承認・レビューする手続は何か？

リスク管理および監査機能の権限と独立性

Q.2.6.4: リスク管理および監査機能の役割・責務・権限・報告系統・資源は何か？

Q.2.6.5: 取締役会は、リスク管理モデルの採用と利用に関する十分なガバナンスが存在することをどのようにして確保しているか？こうしたモデルおよび関連する手法は、どのように検証されているか？

重要な考慮事項 7: 取締役会は、FMI の制度設計・規則・全体的な戦略・重要な決定事項が直接・間接参加者などの関係する利害関係者の正当な利益を適切に反映していることを確保すべきである。重要な決定事項は、関係する利害関係者と（市場への広範な影響がある場合には）公衆に対し、明確に開示すべきである。

利害関係者の利益の特定と考慮

Q.2.7.1: FMI は、FMI の設計・規則・全体的な戦略・重要な決定に関する意思決定において、FMI の参加者およびその他の関係する利害関係者の利益をどのように特定し、考慮しているか？

Q.2.7.2: 取締役会は、こうした決定に関する直接・間接参加者およびその他の関係する利害関係者の意見をどのように考慮しているか？例えば、参加者は、リスク管理委員会、デフォルト管理グループなどのユーザー委員会に含まれるのか、または市中協議を通じて含まれるのか？利害関係者と FMI の間の利害の対立は、どのように特定され、そしてどのように対処されるか？

情報開示

Q.2.7.3: FMI は、取締役会による主要な決定を、関係する利害関係者、また適切な場合には、公衆に、どの程度開示しているか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| ● | ● | ● | ● | ● |

原則 3:包括的リスク管理制度

FMI は、法的リスク・信用リスク・資金流動性リスク・オペレーショナルリスクなどのリスクを包括的に管理するための健全なリスク管理制度を設けるべきである。

評価者は、この原則をレビューする際、FMI が被るリスクと FMI がもたらすリスク双方の各種リスクが、どのように関連し、相互に影響を及ぼしあうかを考慮すべきである。このようなことから、この原則は、他の原則と合わせて包括的にレビューすべきである。

重要な考慮事項 1: FMI は、FMI に発生する、または FMI が被る様々なリスクを特定・計測・モニター・管理できるよう、リスク管理の方針・手続・システムを備えるべきである。リスク管理制度は定期的に見直されるべきである。

FMI に発生する、または FMI が被るリスク

Q.3.1.1: FMI に発生する、または FMI が被るリスクの種類は何か??

リスク管理の方針・手続・システム

Q.3.1.2: FMI に発生する、または FMI が被るリスクを特定・計測・モニター・管理することに役立つ、FMI の方針・手続・統制手段は何か?

Q.3.1.3: 様々なリスクを特定・計測・モニター・管理することに役立つため、どのようなリスク管理制度が FMI により使用されているか?

Q.3.1.4: これらのシステムは、FMI、および適切な場合には、FMI の参加者やその顧客などその他の関係する主体横断的にエクスポージャーを集計する能力をどのように提供しているか?

リスク管理の方針・手続・システムの見直し

Q.3.1.5: リスク管理の方針・手続・システムを構築・承認・維持するプロセスは何か?

Q.3.1.6: FMI は、リスク管理の方針・手続・システムの実効性をどのように評価しているか？

Q.3.1.7: リスク管理の方針・手続・システムは、どの程度の頻度で FMI によりレビューし、更新されているか？こうしたレビューは、リスクの大きな変動、変化する環境、および市場慣行をどのように考慮しているか？

重要な考慮事項 2: FMI は、参加者や（関係する場合には）その顧客に対して、各自が FMI にもたらすリスクを管理・抑制するインセンティブを与えるべきである。

Q.3.2.1: FMI は、参加者と（関係する場合には）その顧客に対し、各自が FMI にもたらすリスクを管理・抑制するため、どのような情報を提供しているか？

Q.3.2.2: FMI は、参加者と（関係する場合には）その顧客に対し、各自が FMI にもたらすリスクをモニター・管理するため、どのようなインセンティブを提供しているか？

Q.3.2.3: FMI は、参加者と（関係する場合には）その顧客が、各自のリスクの管理・抑制を実効的なものとするよう、FMI の方針・システムをどのように設計しているか？

重要な考慮事項 3: FMI は、相互依存関係の結果として他の主体（他の FMI、決済銀行、流動性供給主体、サービス業者など）との間に生じる重要なリスクを定期的に点検するとともに、これらのリスクに対処するための適切なリスク管理手法を構築すべきである。

重要なリスク

Q.3.3.1: FMI は、相互依存関係の結果として、他の主体から被る、そして他の主体にもたらす重要なリスクをどのように特定しているか？FMI が特定した重要なリスクはどのようなものか？

Q.3.3.2: これらのリスクは、どのように計測およびモニターされているか？FMI は、どの程度の頻度でこれらのリスクをレビューしているか？

リスク管理ツール

Q.3.3.3: FMI は、他の主体との相互依存関係から生じるリスクに対処するため、どのようなリスク管理ツールを使用しているか？

Q.3.3.4: FMI は、これらのリスク管理ツールの実効性をどのように評価しているか？
FMI は、これらのリスクに対処するために使用するリスク管理ツールをどのようにレビューしているか？このレビューは、どの程度の頻度で実施されているか？

重要な考慮事項 4: FMI は、継続事業体として不可欠な業務・サービスが提供できなくなるおそれのあるシナリオを特定し、再建や秩序立った撤退に関するあらゆる選択肢の実効性を評価すべきである。FMI は、その評価に基づき、再建や秩序立った撤退のための適切な計画を策定すべきである。また、可能であれば、関係当局に対して破綻対応の計画策定に必要な情報を提供すべきである。

FMI が不可欠な業務・サービスを提供できなくなるおそれのあるシナリオ

Q.3.4.1: FMI は、FMI が不可欠な業務・サービスを提供できなくなるおそれのあるシナリオをどのように特定しているか？こうしたプロセスの結果として、どのようなシナリオが特定されているか？

Q.3.4.2: これらのシナリオは、FMI が晒される独立した、および関連したリスク双方が、どのように考慮されているか？

再建や秩序立った撤退の計画

Q.3.4.3: FMI は、再建や秩序立った撤退のため、どのような計画を用意しているか？

Q.3.4.4: FMI の再建や秩序立った撤退のための重要な戦略は、FMI の不可欠な業務・サービスをどのように継続させるか？

Q.3.4.5: FMI の再建・秩序立った撤退のための計画は、どのように見直され、更新されているか？計画の見直し、および更新は、どの程度の頻度で行われるか？

| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
|----|-----|-----|-----|----|
| ● | | ● | ● | |

原則 4:信用リスク

FMI は、参加者に対する信用エクスポージャーや、支払・清算・決済の過程で生じる信用エクスポージャーを実効性をもって計測・モニター・管理すべきである。FMI は、各参加者に対する信用エクスポージャーを高い信頼水準で十分にカバーできるだけの財務資源を保持すべきである。また、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、または複数の法域においてシステミックに重要な CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。他のすべての CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。

財務リスク管理と財務資源の原則との間にある広範な相互作用のため、この原則は、必要に応じて、担保に関する原則 5、証拠金に関する原則 6、および資金流動性リスクに関する原則 7 の文脈でレビューすべきである。この原則はまた、必要に応じて、参加者破綻時処理の規則・手続に関する原則 13、規則・主要手続・市場データの開示に関する原則 23、およびその他の原則の文脈でレビューすべきである。

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | ● | | ● | ● | |

重要な考慮事項 1: FMI は、その参加者に対する信用エクスポージャーや、支払・清算・決済の過程で生じる信用リスクを管理するための強固な制度を設けるべきである。信用エクスポージャーは、カレント・エクスポージャーやポテンシャル・フューチャー・エクスポージャー、あるいはその両方から生じ得る。

Q.4.1.1: カレント・エクスポージャーおよびポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを含む、参加者に対する信用エクスポージャーや、FMI の支払・清算・決済の過程で生じる信用エクスポージャーを管理する FMI の制度は何か？

Q.4.1.2: 変化する環境や市場慣行、および新しい商品を反映させるため、制度は、どの程度の頻度で見直されるか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | ● | | ● | ● | |

重要な考慮事項 2: FMI は、信用リスクの源泉を特定し、信用エクスポージャーを定期的に計測し、モニターすべきであるとともに、こうしたリスクをコントロールするため、適切なリスク管理手法を利用すべきである。

Q.4.2.1: FMI は、信用リスクの源泉をどのように特定しているか？ FMI が特定した信用リスクの源泉は何か？

Q.4.2.2: FMI は、信用エクスポージャーをどのように計測し、モニターしているか？ FMI は、これらエクスポージャーの再計算を、どの程度の頻度で行っているか、また、どの程度の頻度で行うことが可能か？ 情報は、どの程度、時宜にかなっているか？

Q.4.2.3: FMI は、特定した信用リスクの源泉を管理するため、どのようなツールを使用しているか（例えば、RTGS または DvP 決済のメカニズムの提供、差引支払額や日中与信への限度額の設定、または日次あるいは日中でのポジションの値洗いなど）？ FMI は、これらのツールの実効性をどのようにして測定しているか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | ● | | ● | | |

重要な考慮事項 3: 資金決済システムや SSS は、担保やこれと同等の財務資源を用いて、各参加者に対するカレント・エクスポージャーと（存在する場合には）ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを高い信頼水準で十分にカバーすべきである（原則 5<担保>を参照）。時点ネット決済を採用している資金決済システムや SSS のうち、これら FMI が決済履行を保証せず、そのため参加者が支払・清算・決済の過程で生じる信用エクスポージャーに直面するケースでは、当該 FMI において最大の総信用エクスポージャーを生じさ

せるであろう 2 先の参加者とその関係法人について、少なくともそれらの
エクスポージャーをカバーするだけの十分な財務資源を保持すべきである。

各参加者のエクスポージャーのカバレッジ

Q.4.3.1: 資金決済システムや SSS は、各参加者に対するカレント・エクスポージャー
と（存在する場合には）ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを
どのようにカバーしているか？これらのエクスポージャーをカバーするた
めに用いる FMI の財務資源の構成は、どのようなものか？これらの財務資源は、
どの程度アクセス可能な状態にあるのか？

Q.4.3.2: こうした財務資源は、どの程度、資金決済システムや SSS のカレント・エ
クスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを高い信頼
水準で十分にカバーしているのか？資金決済システムや SSS は、どの程度の
頻度でこれらの財務資源の十分性を評価しているか？

決済保証のない DNS 資金決済システムと DNS SSS の場合

Q.4.3.3: 資金決済システムや SSS が決済保証のない DNS システムである場合、その
参加者は、支払・清算・決済の過程で生じる信用エクスポージャーに直面す
るか？システムに信用エクスポージャーが存在する場合、システムは、これ
らのエクスポージャーをどのようにモニターし、計測しているか？

Q.4.3.4: 資金決済システムや SSS が決済保証のない DNS システムであり、参加者間
に信用エクスポージャーが存在する場合、資金決済システムや SSS の財務資
源は、どの程度、少なくとも、システム内で最大の総信用エクスポージャー
を生じさせるであろう 2 先の参加者とその関係法人の破綻をカバーしている
か？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | | | | ● | |

重要な考慮事項 4: CCP は、証拠金などの事前拠出型の財務資源を用いて、各参加者に対する
カレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポー

ヤーを、高い信頼水準でカバーすべきである（原則 5<担保>および原則 6<証拠金>を参照）。加えて、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、または複数の法域においてシステム的に重要な CCP は、極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。他のすべての CCP は、極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。すべての場合において、CCP は、保持する財務資源総額の十分性を裏付ける根拠を文書化し、その額に関する適切なガバナンスの取極めを設けるべきである。

各参加者のカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーのカバレッジ

Q.4.4.1: CCP は、各参加者に対するカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを高い信頼水準で十分に、どのようにカバーしているか？ CCP のカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーをカバーするために用いる CCP の財務資源の構成は、どのようなものか？これらの財務資源は、どの程度アクセス可能な状態にあるか？

Q.4.4.2: これらの財務資源は、どの程度、CCP のカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを高い信頼水準で十分にカバーしているか？ CCP は、どの程度の頻度でこれらの財務資源の十分性を評価しているか？

複数の法域でのリスク特性とシステム的な重要性

Q.4.4.3: CCP が従事する清算業務のいずれかに、より複雑なリスク特性（離散的に価格が大きく変動する特性<ジャンプ・トゥ・デフォルト>をもった金融資産や参加者の破綻と高い相関を有している金融資産の清算業務など）はあるか？ CCP は、複数の法域においてシステム的に重要であるか？

追加的な財務資源

- Q.4.4.4: CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的なストレスシナリオをカバーするため、どのような追加的な財務資源を保持しているか？
- Q.4.4.5: CCP がより複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している、または複数の法域においてシステム的に重要である場合、追加的な財務資源は、どの程度、少なくとも、極端であるが現実には起こり得る市場環境において CCP において最大の信用エクスポージャーをもたらす可能性がある 2 先の参加者とその関係法人の破綻をカバーしているか？
- Q.4.4.6: CCP はどの程度の頻度で、追加的な財務資源の十分性を評価しているか？

裏付ける根拠とガバナンスの取極め

- Q.4.4.7: CCP は、財務資源総額の保持を裏付ける根拠を、どのように文書化しているか？
- Q.4.4.8: CCP にある財務資源総額に関するガバナンスの取極めとして何が実施されているか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | | | | ● | |

重要な考慮事項 5: CCP は、厳格なストレステストにより、極端であるが現実には起こり得る市場環境下での単独または複数の先の参加者破綻に際して利用可能な財務資源総額を決定し、その十分性を定期的に検証すべきである。CCP は、ストレステストの結果を CCP における適切な意思決定者に報告し、また、その結果を財務資源総額の適切性評価や金額の調整に活用するための明確な手続を備えるべきである。ストレステストは、標準的で事前に定められたパ

ラメータや想定を用いて毎日実施すべきである。CCP は、現在および変化する市場環境に照らした上で CCP の破綻回避に足る財務資源の水準を決定するに当たっての適切性を確認するため、少なくとも毎月、採用しているストレスシナリオやモデルと、基本となるパラメータや想定に対して包括的で綿密な分析を行うべきである。清算対象商品や清算業務を提供する市場が高いボラティリティを示したり市場流動性が低下した場合や、CCP の参加者が抱えているポジションの規模・集中度が著しく増大した場合には、こうしたストレステストの分析をより高頻度で実施すべきである。CCP のリスク管理モデルの妥当性の全面的な検証は、少なくとも年に 1 回行われるべきである。

ストレステストの実施

Q.4.5.1: CCP は、極端であるが現実に起こり得る市場環境における破綻または複数の破綻に際して利用可能な財務資源総額の十分性を、どのように決定し、またストレステストを行っているか？ CCP は、財務資源に関するストレステストをどの程度の頻度で行っているか？

Q.4.5.2: ストレステストの結果は、CCP の適切な意思決定者にどのように伝達されているか？これらの結果は、CCP の財務資源総額の適切さを評価し、財務資源総額を調整するために、どのように利用されているか？

レビューと検証

Q.4.5.3: CCP は、ストレステストの想定およびパラメータの実効性および適切性について、どの程度の頻度で評価しているか？ CCP のストレステスト・プログラムは、ポジションや価格ボラティリティの急激な増加、ポジションの集中、市場流動性の変化、およびパラメータの変動を含むモデル・リスクなどの様々な条件をどのように考慮しているか？

Q.4.5.4: CCP は、リスク管理モデルをどのように検証しているか？この検証を、どの程度の頻度で実施しているか？誰が実施するのか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|
| | | | | • | |
|--|--|--|--|---|--|

重要な考慮事項 6: CCP は、ストレステストを行うに当たって、破綻参加者のポジションと当該ポジションの流動化期間中に生じ得る価格変動の両方について、適切なストレスシナリオを広範に想定することの効果を考慮すべきである。こうしたストレスシナリオは、価格ボラティリティの過去最高値のうちストレスシナリオとして適切と判断されるものや、価格決定要因やイールドカーブなど他の市場要因の変化、様々な期間を想定して定義され得る複数先破綻、資金・資産市場において CCP の参加者破綻と同時に発生し得る市場の逼迫、極端であるが現実には起こり得る市場環境を様々な想定したフォワードルッキングな一連のストレスシナリオを含むべきである。

Q.4.6.1: ストレステストを行う際、CCP は、どのようなシナリオを考慮しているか？どのような分析が、これらの特定のシナリオの使用を裏付けるのか？シナリオは、価格ボラティリティの過去最高値、価格決定要因やイールドカーブを含む他の市場要因の変化、様々な期間を想定して定義され得る複数先破綻、資金・資産市場における同時に発生し得る市場の逼迫、および極端であるが現実には起こり得る市場環境を様々な想定したフォワードルッキングな一連のストレスシナリオを含んでいるか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | • | | • | • | |

重要な考慮事項 7: FMI は、参加者の FMI に対するいかなる債務に関しても、単独または複合的な参加者破綻の結果として FMI が直面し得る信用損失について十分に対処する明確な規則・手続を設けるべきである。これらの規則・手続は、生じ得る未カバーの信用損失をどのように割り当てるのかについて扱うべきであり、流動性供給主体から借り入れる可能性がある資金の返済も含むべきである。こうした規則・手続では、FMI が安全かつ適切な方法で業務を継続できるよう、ストレスイベント下で FMI が実施する可能性がある財務資源の補填手続も示されるべきである。

信用損失の割り当て

Q.4.7.1: FMI の規則・手続きは、参加者の FMI に対するいかなる債務に関して、単独または複合的な参加者破綻の結果として FMI が直面し得るいかなる信用損失について、明確に対処しているか？ FMI の規則・手続きは、FMI が流動性供給主体から借り入れる可能性がある資金の返済を含め、未カバーの信用損失にどのように対処し、どの順序を割り当てているか？

財務資源の補填

Q.4.7.2: ストレス事象下で使い果たした財務資源の補填に関する FMI の規則・手続きは何か？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| ● | | ● | ● | |

原則 5:担保

FMI は、自らまたは参加者の信用エクスポージャーを管理するために担保を要求している場合、信用リスク・市場流動性リスク・マーケットリスクの低い担保を受け入れるべきである。FMI は、保守的な掛目と担保資産の集中に関する上限を適切に設定し、実施すべきである。

財務リスク管理と財務資源の原則との間にある広範な相互関係のため、この原則は、必要に応じて、信用リスクに関する原則 4、証拠金に関する原則 6、および流動性リスクに関する原則 7 の文脈でレビューすべきである。この原則はまた、必要に応じて、分別管理・勘定移管に関する原則 14、保管・投資リスクに関する原則 16、およびその他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項 1: FMI は、一般的に、担保として（通常）受け入れる資産を、信用リスク・市場流動性リスク・マーケットリスクの低い担保に限定するべきである。

Q.5.1.1: FMI は、例外的に受け入れられる担保を含め、特定の資産が担保として受け入れ可能かどうかをどのように決定しているか？ FMI は、何が例外に該当するかをどのように決定しているか？ FMI は、どの程度の頻度で担保を例外的に受け入れているか、また、当該担保の受け入れに上限を設定しているか？

Q.5.1.2: FMI は、差し入れられた担保が適用される受入可能基準を充足しているかを、どのようにモニターしているか？

Q.5.1.3: FMI は、例えば、受け入れる担保を制限することで、可能性のある個別誤方向リスクをどのように特定し、軽減しているか（担保の集中に関する上限を含む）？

重要な考慮事項 2: FMI は、担保価値の慎重な評価手法を確立した上で担保掛目の設定を行うべきである。担保掛目は、定期的に検証され、かつストレス時の市場環境を考慮したものでなければならない。

評価手法

Q.5.2.1: FMI は、担保の値洗いをどの程度の頻度で行っているか、また、少なくとも日次で行っているか？

Q.5.2.2: FMI は、市場価格が実態価値を示さない場合、自己の裁量で資産価値を評価する権限を、どの程度もっているか？

掛目設定

Q.5.2.3: FMI は、掛目をどのように設定しているか？

Q.5.2.4: FMI は、担保の売却に関連してストレス時の市場環境下で資産価格が低下する可能性を含め、どのように掛目の十分性をテストし、その掛目設定の方法を検証しているか？ FMI は、どの程度の頻度で、このテストを実施しているか？

重要な考慮事項 3: FMI は、担保をプロシクリカルに調整する必要性を抑制するため、ストレス下の市場環境期を含めて掛目を算出し、実行可能な範囲でできる限り慎重に、安定的・保守的な掛目を設定すべきである。

Q.5.3.1: FMI は、掛目算出の潜在的なプロシクリカリティをどのように特定し、評価しているか？ FMI は、例えば、掛目算出中にストレス下の市場環境期を含めることにより、プロシクリカルに調整する必要性の抑制をどのように考慮しているか？

重要な考慮事項 4: FMI は、担保として特定の資産を集中的に保有することを避けるべきである。こうした集中保有は、損失が著しく拡大するような価格変動を伴うことなく迅速に資産を流動化できる能力を大きく損なわせるであろう。

Q.5.4.1: 売却の際の価格への悪影響の可能性を制限するため、特定の資産を集中的に保有することを特定し、回避するための FMI の方策は何か？こうした方針を決定する際、どのような要素（例えば、価格への悪影響や市場環境）が考慮されるか？

Q.5.4.2: FMI は、集中に関する方針と実務の適切さを判断するため、これらをどのようにレビューし、評価しているか？ FMI は、どの程度の頻度で、これらの方針と実務の適切さをレビューし、評価しているか？

重要な考慮事項 5: クロスボーダー担保を受け入れる FMI は、その利用に伴うリスクを軽減し、担保処分を適時に行えるようにしなければならない。

Q.5.5.1: クロスボーダー担保の受け入れによって FMI が直面する法的リスク、オペレーショナルリスク、市場リスク、およびその他のリスクは何か？ FMI は、これらのリスクをどのように軽減しているか？

Q.5.5.2: FMI は、クロスボーダー担保処分を適時に行えることを、どのように確保しているか？

重要な考慮事項 6: FMI は、適切に設計され運用上の柔軟性を有した担保管理システムを用いるべきである。

担保管理システムの設計

Q.5.6.1: FMI の担保管理システムの主要機能は何か？

Q.5.6.2: FMI は、どのように、またどの程度、担保の再利用と差し入れられた担保に対する FMI の権限に沿っているか？

運用の柔軟性

Q.5.6.3: FMI の担保管理システムは、担保の継続的なモニタリングと管理方法の変更に、どのように、またどの程度、対応しているか？

Q.5.6.4: 担保管理システムは、市場ストレス発生時であっても円滑な業務遂行を確保するため、どの程度の人員配置が行われているか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | | | ● | |

原則 6: 証拠金

CCP は、リスク量に基づいて運営され、定期的に見直しされている、実効性が確保された証拠金制度を通じて、すべての清算対象商品について参加者に対する信用エクスポージャーをカバーすべきである。

財務リスク管理と財務資源の原則との間にある広範な相互関係のため、この原則は、必要に応じて、信用リスクに関する原則 4、担保に関する原則 5、および流動性リスクに関する原則 7 の文脈でレビューすべきである。この原則はまた、必要に応じて、決済のファイナリティに関する原則 8、オペレーショナルリスクに関する原則 17、およびその他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項 1: CCP は、各清算対象商品、それら商品のポートフォリオ、および清算対象商品の市場について、これらのリスクと固有の特徴に見合った証拠金水準を算出する証拠金制度を備えるべきである。

証拠金制度の説明

Q.6.1.1: 特にカレントおよびポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーに関し、CCP の証拠金制度の一般的枠組みは何か？ CCP が証拠金制度を使用していない場合、リスクを軽減するためにどのようなリスク管理対策をとっているか？ これらの対策は、どの程度同等の結果を出しているか？

Q.6.1.2: 証拠金の計算方法は、文書化されているか？

Q.6.1.3: CCP の証拠金の計算方法の詳細は、参加者が個別のリスク管理に関する取り組みに使用するため、どの程度提供されているか？

信用エクスポージャー

Q.6.1.4: 各清算対象商品、それら商品のポートフォリオ、および清算対象商品の市場の特性に関し、CCPの信用エクスポージャーの決定要因は何か？

Q.6.1.5: CCPの証拠金所要額は、どの程度、各清算対象商品、それら商品のポートフォリオ、および清算対象商品のリスクと固有の特徴に見合っているか？

運用の構成要素

Q.6.1.6: CCPは、参加者のポジションに所要の証拠金の不足を引き起こす可能性のある参加者による不払いのリスクにどのように対処しているか？

Q.6.1.7: CCPは、証拠金の拠出と返戻に関するスケジュールをどのように実施しているか？ CCPに異なる時間帯からの参加者がいる場合、CCPは、現地の資金市場や関係する支払・決済システムの稼働時間の違いにより生じる論点にどのように対処しているか？

重要な考慮事項 2: CCPは、証拠金制度のため、最新の価格データが得られる信頼できる情報源を持つべきである。また、価格データを容易に入手できない状況や価格データが信頼できない状況に対処するための手続や適切な価格評価モデルを備えておくべきである。

価格情報源

Q.6.2.1: CCPの証拠金モデルの価格情報源は何か？ CCPは、当初証拠金の決定のため、どの情報を使用しているか？

Q.6.2.2: CCPは、関係がある場合は第三者が提供する価格を含め、証拠金制度のために使用する価格情報が、適時のものであり、信頼できるものであることをどのように判断しているか？

価格の推計

Q.6.2.3: 価格が容易に入手できない、または信頼できない場合、CCPは、どのように

して証拠金所要額を算定するために、価格を推計しているか？

Q.6.2.4: 価格データが容易に入手できない、または信頼できない場合、CCP は、価格または証拠金所要額を推計するために使用するモデルを、どのように検証しているか？ FMI は、どのように検証プロセスの独立性を確保しているか？

重要な考慮事項 3: CCP は、リスク計測手法に基づいて証拠金所要額を算定する当初証拠金モデルとそのパラメータを採用すべきである。当初証拠金所要額は、最後に証拠金を徴求した時点から参加者破綻を受けてクローズアウトするまでの間の参加者に対するポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを十分にカバーすることが求められる。当初証拠金は、少なくとも推計された将来エクスポージャーの分布の片側信頼水準 99% をカバーすべきである。ポートフォリオベースで証拠金を算出している CCP に対しては、この基準は各ポートフォリオの将来エクスポージャーの分布について適用される。サブポートフォリオ毎や商品毎のように、より細かいカテゴリーで証拠金を算出している CCP に対しては、各々のカテゴリーの将来エクスポージャーの分布について同基準が満たされなければならない。当初証拠金モデルは、(a) 特定の清算対象商品を実質的にヘッジする、またはクローズアウトするための期間を（ストレス時の市場環境を含めて）保守的に見積もるべきであり、(b) その商品に関連するリスクファクターや商品間をまたいで存在するポートフォリオ効果を明示した信用エクスポージャーの適切な計測方法を備えているべきであり、(c) 実行可能な範囲でできる限り慎重に、不安定化をもたらすプロシクリカルな制度変更の必要性を限定すべきである。

当初証拠金モデル

Q.6.3.1: CCP の当初証拠金モデルの設計は、どのようなものか？ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを決定するために使用している計算方法を含め、モデルを詳細に説明せよ。当初証拠金モデルのカバー水準は、どの程度か？

Q.6.3.2: 証拠金モデルの想定は、何か？

Q.6.3.3: CCP は、証拠金モデルの重要パラメータおよびインプット（特に、流動化期

間および信頼区間) をどのように推計しているか？

クローズアウトの所要期間およびサンプル期間

Q.6.3.4: CCP は、商品毎に適切なクローズアウトの所要期間をどのように決定しているか？特に、CCP は、ストレス下の市場環境における流動化の回数の潜在的な増加を、どのように考慮しているか？この分析では、どのような要因が考慮されているか（例えば、市場流動性、参加者破綻が市場環境に与える影響、ポジション集中の逆作用効果、および CCP のヘッジ能力など）？

Q.6.3.5: CCP は、証拠金モデルで使用される過去データの適切なサンプル期間を、どのように決定しているか？どのような要因（例えば、新しい、現在、または過去の価格変動の反映、ないしあまり歴史のない新しい商品のために人工的に生成されたデータの使用）が考慮されるか？

Q.6.3.6: CCP は、速やかな流動化と価格への逆作用効果との間のトレードオフをどのように考慮しているか？

プロシクリシティと個別誤方向リスク

Q.6.3.7: CCP は、証拠金の計算方法においてプロシクリシティにどのように対処しているか？特に、CCP は、実行可能な範囲でできる限り慎重に、不安定化をもたらすプロシクリカルな制度変更の必要性を抑制する証拠金制度を採用しているか？

Q.6.3.8: CCP は、どのように個別誤方向リスクを特定し、軽減しているか？

重要な考慮事項 4: CCP は、少なくとも日次で参加者のポジションを値洗いし、変動証拠金を徴求し、カレント・エクスポージャーの累積を抑制すべきである。参加者に対しては、日中に証拠金を追加徴求する権限を持ち、またこれを実際に遂行する業務能力を予定型・臨時型のいずれの方法においても持つべきである。

Q.6.4.1: CCPの変動証拠金モデルの設計は、どのようなものか？カレント・エクスポージャーの計測に使用する計算方法、値洗いの頻度、証拠金徴求の予定、および日中に証拠金を徴求する能力を含め、モデルの詳細を説明せよ。

Q.6.4.2: CCPは、当初および変動証拠金を日中に追加徴求し、完了させる権限と業務能力を有しているか？

重要な考慮事項 5: 証拠金所要額の算出に際し、ある商品のリスクが他の商品のリスクと有意かつ信頼できるほど安定して相関している場合には、当該 CCP が清算する商品間や、他の CCP が清算する商品との間で、証拠金所要額の相殺や減額を認めてもよい。2先以上の CCP 間でクロスマージンが承認されている場合には、これら CCP は適切な安全策を講じなければならず、また、リスク管理制度全般の調和が整えられていなければならない。

ポートフォリオ単位での証拠金管理

Q.6.5.1: CCPは、当該 CCP が清算する商品間や、他の CCP が清算する商品との間で、証拠金必要額の相殺や減額を認めているか？認めている場合、ある商品のリスクが他の商品のリスクと有意かつ信頼できるほど安定して相関しているか？ CCP は、証拠金必要額の相殺や減額を、どのように実施しているか？

Q.6.5.2: CCP は、商品およびそのポートフォリオ単位で、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーをどのように特定し、計測しているか？ CCP のポートフォリオ単位での証拠金管理の計算方法は、当該 CCP が清算する商品間の証拠金所要額の相殺や減額をどのように考慮しているか？

クロスマージン

Q.6.5.3: 2先以上の CCP の間のクロスマージンの場合、CCP は、リスク管理に関するアプローチをどのように調和させているか？クロスマージンに適用される法的、および業務上の取極めは何か？

計算方法の頑健性

Q.6.5.4: CCP は、ポートフォリオ単位での証拠金管理とクロスマージンによる計算方法の頑健性をどのようにして確認しているか？ CCP の計算方法は、価格の相互依存度、およびストレス時の市場環境における安定性をどのように考慮しているか？

重要な考慮事項 6: CCP は、日次で厳格なバックテストを行い、また、少なくとも月 1 回、必要に応じてより頻繁に感応度分析を実施することによって、証拠金モデルの実績や証拠金全体でのカバレッジを分析・モニターすべきである。CCP は、すべての清算対象商品について証拠金モデルの理論的特性および実際的特性を定期的に評価すべきである。CCP は、証拠金モデルのカバレッジの感応度分析を実施する際、対応する市場が経験した最も変動の大きい期間や、価格相関が極端に変動した事例を含めて、生じ得る市場環境を様々なに反映した広範なパラメータや想定を考慮すべきである。

バックテストと感応度分析

Q.6.6.1: バックテストの手法とモデルの実績について、信頼水準の目標と証拠金の全体的なカバレッジの結果の双方も含め、詳細を説明せよ。そのようなテストでは、CCP 内のアセットクラス内またそれを跨いだポートフォリオ効果や、他の CCP とのクロスマージン・プログラムに、どのように対処しているか？ バックテストは、どの程度の頻度で実施されているか？

Q.6.6.2: CCP の当初証拠金の計算方法に関するモデルの実績と証拠金の全体的なカバレッジの感応度分析を、詳細に説明せよ。分析は、ストレス下を含め、幅広い範囲のパラメータ、想定、過去と仮想の市場環境、および参加者のポジションをカバーされるか？分析は、どの程度の頻度で実施されているか？

証拠金モデルの実績

Q.6.6.3: バックテストと感応度分析により特定された証拠金モデルの潜在的欠点はあるか？

Q.6.6.4: モデルが期待どおりに機能しない場合、CCP は、どのような対応をとるか？

Q.6.6.5: CCP は、バックテストと感応度分析の結果をどのように開示しているか？

重要な考慮事項 7: CCP は、証拠金制度の評価や妥当性の検証を定期的に行うべきである。

Q.6.7.1: CCP は、証拠金制度の理論的特性および実際的特性を含め、それをどのように定期的に評価し、検証しているか？これは、どの程度の頻度で行われているか？

Q.6.7.2: CCP は、パラメータを含め、証拠金の計算方法の重要な変更や調整を、ガバナンスの取極めにどのように取り入れているか？

Q.6.7.3: CCP は、このレビューと検証に関する手法と結果の両方を、どのように、また誰に開示しているか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| ● | | ● | ● | |

原則 7:資金流動性リスク

FMI は、資金流動性リスクを実効性をもって計測・モニター・管理すべきである。FMI は、極端であるが現実に起こり得る市場環境において最大の総流動性債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、同日中または必要に応じて日中・複数日の支払債務を高い信頼水準をもって決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。

財務リスク管理と財務資源の原則との間にある広範な相互関係のため、この原則は、必要に応じて、信用リスクに関する原則 4、担保に関する原則 5、および証拠金に関する原則 6 の文脈でレビューすべきである。この原則はまた、必要に応じて、決済のファイナリティに関する原則 8、参加者破綻の規則と手続に関する原則 13、規則・主要手続・市場データの開示に関する原則 23、およびその他の原則の文脈でレビューすべきである。

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | ● | | ● | ● | |

重要な考慮事項 1: FMI は、参加者や、決済銀行・ノストロエージェント・カストディ銀行・流動性供給主体などの主体に起因する資金流動性リスクを管理するための強固な枠組みを有するべきである。

Q.7.1.1: 関連するすべての通貨において、FMI が参加者、決済銀行、ノストロエージェント、カストディ銀行、流動性供給主体などの主体に起因する資金流動性リスクを管理するための枠組みは何か？

Q.7.1.2: 各関連通貨で FMI に生じる流動性債務の性質と規模、関連する資金流動性リスクの源泉はどのようなものか？

Q.7.1.3: FMI に関して複数の役割を果たしている可能性のある個別の主体とその関係法人がもたらす潜在的な総資金流動性リスクを FMI はどのように考慮しているか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | ● | | ● | ● | |

重要な考慮事項 2: FMI は、日中流動性の使用を含め、決済および資金調達フローを継続的かつ適時のタイミングで特定・計測・モニターするために実効性のある運用方法や分析手段を備えるべきである。

Q.7.2.1: 決済及び資金調達フローを特定・計測・モニターするため、FMI はどのような運用方法や分析手段を備えているか？

Q.7.2.2: こうした手段により、FMI はどのようにして、日中流動性の使用を含め、その決済および資金調達フローを継続的かつ適時のタイミングで特定、計測、モニターするか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | ● | | ● | | |

重要な考慮事項 3: 資金決済システムまたは SSS は、時点ネット決済を採用しているものを含め、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、同日中 (same day)、必要に応じて日中 (intraday) や複数日に亘る (multiday) 支払債務を高い信頼水準をもって決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。

Q.7.3.1: 資金決済システムまたは SSS は、どのように同日中、必要に応じて日中や複数日に亘る支払債務決済の流動性資源の額を決定するか？この決定にあたり、資金決済システムまたは SSS はどのような (極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない) 潜在的ストレスシナリオを使用するか？

Q.7.3.2: 資金決済システムまたは SSS がカバーする必要がある、各通貨別の追加流動性資源について推計される不足の規模はどれほどか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|----------|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP ● | TR |
|--------------------|----|-----|-----|----------|----|

重要な考慮事項 4: CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、証券決済関連の支払や所要変動証拠金の返戻、他の支払債務を高い信頼水準をもって予定の時刻どおりに決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。加えて、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、または複数の法域においてシステム的に重要な CCP では、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオをカバーするだけの十分な流動性資源を保持することを検討すべきである。

十分な流動性資源

Q.7.4.1: CCP は、各関連通貨で、証券決済関連の支払や所要変動証拠金の返戻、他の支払債務を予定の時刻どおりに決済できるように保持する流動性資源の額をどのように決定するのか？この決定にあたり CCP はどのような（極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない）潜在的ストレスシナリオを使用するのか？

Q.7.4.2: 極端であるが現実には起こり得る市場環境において CCP に最大の総支払債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻に際し、カバーする必要が生じる、各通貨別の流動性資源について推計される不足の規模はどれほどか？ CCP はどの程度の頻度でこの推計を実施するか？

複数の法域におけるリスク特性とシステム的な重要性

Q.7.4.3: CCPの活動のいずれかに、より複雑なリスク特性（離散的に価格が変動するジャンプ・

トゥ・デフォルト・リスクをもった金融資産や、CCPの参加者の破綻と高い相関を有している金融資産の清算など) があるか? CCPは複数の法域においてシステミックに重要か?

Q.7.4.4: CCP が、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事しているか、あるいは、複数の法域においてシステミックに重要である場合、極端であるが現実起こり得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオをカバーするだけの十分な流動性資源を保持することを検討したか?

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | ● | | ● | ● | |

重要な考慮事項 5: 各々の通貨別に流動性資源の最低要件を満たすための FMI の適格流動性資源は、当該通貨を発行する中央銀行や信用力の高い商業銀行に有する現金、コミットされた貸出枠、コミットされた為替スワップ、コミットされたレポ、および保管・投資勘定に保有されている市場性の高い（資金調達の裏付け資産となる）担保資産である。この担保資産は、極端であるが現実起こり得る市場環境においても、事前にとり極められた信頼性が高い資金調達手段によって直ちに利用でき、現金に転換できるものでなければならない。FMI が通常業務の一環として当該通貨を発行している中央銀行の与信へアクセスしている場合、当該アクセスを中央銀行与信の適格担保、（または中央銀行との間で他の適切な形態の取引を実行するための適格担保）を保有している範囲において、最低要件を満たす一部に含めることができる。こうした流動性資源はすべて、必要となった際に利用できるものでなければならない。

適格流動性資源の規模と構成

Q.7.5.1: 各通貨別、FMI が保持する適格流動性資源の規模と構成はどのようなものか? どのような方法でまたはどのようなスケジュールでこれらの流動性資源を FMI が利用可能になるか?

適格流動性資源の利用可能性とカバレッジ

Q.7.5.2: FMI は、容易に利用できる担保・投資を現金に転換する資金調達についてどのような事前取極めを行っているか？ FMI はどのように、この取極めが、極端であるが現実に起こり得る市場環境においても信頼性が高いことを確保したか？ FMI はその流動性資源へのアクセスにかかる潜在的な障壁を特定したか？

Q.7.5.3: FMI が通常業務の一環として関連通貨を発行している中央銀行の与信へアクセスしている場合、その通貨における流動性資源の最低要件を満たす上で関係する FMI の借入能力はどれほどか？

Q.7.5.4: 予定の時刻どおりに支払債務の決済を行うために、各通貨別に特定された流動性資源の最低要件は、FMI が備え、利用できる適格流動性資源の規模でどの程度カバーされるか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | ● | | ● | ● | |

重要な考慮事項 6: FMI は、上記の最低要件としての適格流動性資源を補うものとして、他の形態の流動性資源を備えている場合がある。これらは、信頼できるかたちで事前取極めを交わしておくことができない、あるいは、極端な市場環境においては履行が保証され得ないものであるかもしれない。その場合であっても、これらの流動性資源は、売却可能性が高い資産として備えられたもの、またはアドホックな貸出や為替スワップ、レポの担保として認められたものでなければならない。たとえ FMI が通常業務の一環として中央銀行の与信にアクセスしていない場合でも、当該中央銀行によって一般的に受け入れられている担保資産はストレス環境下で市場流動性が高まる可能性があるため、FMI はどのような資産が中央銀行に担保として受け入れられているかを考慮しておくべきである。FMI は、緊急時の中央銀行与信の利用可能性を流動性調達計画の一部として想定すべきでない。

補足的な流動性資源の規模と構成

Q.7.6.1: FMI が利用可能な補足的な流動性資源の規模と構成はどのようなものか？

補足的な流動性資源の利用可能性

Q.7.6.2: 極端な市場環境において信頼性の高い事前取極めや保証ができない場合でも、こうした資産が関連通貨を入手するために売却可能または担保として受入可能である見込みが高いことを、FMI はどのように、また何を根拠として判断したか？

Q.7.6.3: こうした補足的資産のうち、どれほどの割合が、関係する中央銀行で適格担保として受け入れられるか？

Q.7.6.4: FMI は、どのようなときに、適格流動性資源を使用する前に、またはこれに加えて、補足的な流動性資源を使用するか？

Q.7.6.5: FMI が保持し、利用できる補足的な流動性資源の規模は、適格流動性資源と併せて、流動性資源の十分性を検証するための FMI のストレステスト・プログラム（重要な考慮事項 9 参照）を通して特定された、所要流動性をどの程度カバーするか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | ● | | ● | ● | |

重要な考慮事項 7: FMI は、最低要件としての適格流動性資源の供給主体各々について、当該 FMI の参加者であるか外部の主体であるかを問わず、流動性供給主体が自らに関わる資金流動性リスクを把握し管理するための十分な情報を得ていること、コミットされた流動性供給の取極めに基づき FMI の求めに応じて流動性を供給できる能力を有していることを、厳格なデューデリジェンスを通じて十分に確認しておくべきである。特定の通貨について、流動性供給主体の実行の信頼性を評価する場合には、流動性供給主体が当該通貨を発行する中央銀行の与信にアクセスできる可能性が考慮されるべきである。FMI は、流動性供給主体にある流動性資源にアクセスする手続を定期的にテストするべきである。

流動性供給主体の利用

- Q.7.7.1: FMI は、適格流動性資源の最低要件を満たすために、流動性供給主体を利用するか？ FMI の流動性供給主体は何か？ ストレス時の市場環境を含め、各流動性供給主体が関連通貨において自らに関わる資金流動性リスクを継続的に把握・管理するための情報を十分に有しているかについて、FMI はどのように、また何を根拠として判断したか？

流動性供給主体の信頼性

- Q.7.7.2: 各流動性供給主体が関連通貨において継続的にコミットされた義務を履行する能力を有することについて、FMI はどのように判断したか？
- Q.7.7.3: 流動性供給主体が関連通貨を発行している中央銀行の与信にアクセスする可能性を、FMI はどのように考慮に入れているか？
- Q.7.7.4: 流動性供給主体が有する流動性資源にアクセスする手続の適時性・信頼性を、FMI はどのようにして定期的に検証しているか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | ● | | ● | ● | |

重要な考慮事項 8 中央銀行の口座や資金決済サービス、証券決済サービスにアクセスできる FMI は、それが実務に適していれば、資金流動性リスク管理を強化するためにこうしたサービスを利用すべきである。

- Q.7.8.1: 各関連通貨で支払・決済を行い、資金流動性リスクを管理するために利用できる各関連中央銀行における口座や資金決済・証券決済サービスに、FMI は現在どの程度アクセスできるか、あるいは、アクセスできるようになる資格があるか？
- Q.7.8.2: 各関連通貨で支払・決済を行い、資金流動性リスクを管理するために、各関連中央銀行の上記の各サービスを FMI はどの程度利用しているか？

Q.7.8.3: 関連中央銀行が提供するサービス以外のサービスを FMI が利用している場合、中央銀行が提供するサービスの利用を拡大することにより資金流動性リスクの管理が強化される可能性を、FMI はどの程度分析したか？

Q.7.8.4: 関連中央銀行が提供するサービスの利用を拡大することについて、FMI が特定した実務上の、あるいはその他の考慮事項がある場合、それは何か？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | ● | | ● | ● | |

重要な考慮事項 9: FMI は、厳格なストレステストを通じて流動性資源額を決定し、定期的にその十分性を検証すべきである。ストレステストの結果を FMI における適切な意思決定者に報告し、また、その結果を資金流動性リスク管理制度の適切さの評価や、その調整に活用するための明解な手続を備えるべきである。FMI は、ストレステストを行うに当たって、適切なストレスシナリオを広範に検討すべきである。こうしたストレスシナリオは、価格ボラティリティの過去最高値のうちストレスシナリオとして適切と判断されるものや、価格決定要因やイールドカーブなど他の市場要因の変化、様々な期間を想定して定義され得る複数先破綻、資金・資産市場において FMI の参加者破綻と同時に発生し得る市場の逼迫、極端であるが現実に起こり得る市場環境を様々な想定したフォワードルッキングな一連のストレスシナリオを含むべきである。また、ストレスシナリオは FMI の制度設計や運用を考慮すべきであり、重大な資金流動性リスクを FMI にもたらす可能性のあるすべての主体（例えば、決済銀行、ノストロエージェント、カストディ銀行、流動性供給主体、リンク先の FMI）を含むべきであり、それが適切であれば複数日の期間をカバーすべきである。すべてのケースで、FMI は、保持する全流動性資源の総額と形態を裏付ける根拠を文書化し、その額や形態に関する適切なガバナンスの取極めを設けるべきである。

ストレステスト・プログラム

Q.7.9.1: 各通貨別の流動性資源額を決定し、その十分性を検証するため、FMI はどのようにストレステストを用いるか？ どの程度の頻度で FMI は流動性資源の

ストレステストを行っているか？

- Q.7.9.2: 流動性資源の規模・構成と FMI の資金流動性リスク管理制度の適時の評価や調整に活用する目的で、流動性ストレステストの結果を FMI の適切な意思決定者に継続的に報告するプロセスはどのようなものか？

ストレステストのシナリオ

- Q.7.9.3: ストレステストにはどのようなシナリオが使われ、また、それには、価格ボラティリティの過去最高値の組み合わせ、価格決定要因やイールドカーブなど他の市場要因の変化、様々な期間を想定して定義され得る複数先破綻、資金・資産市場において破綻と同時に発生し得る市場の逼迫、極端であるが現実起こり得る市場環境を様々な想定したフォワードルッキングな一連のストレステストシナリオがどの程度、考慮されているか？

- Q.7.9.4: シナリオとストレステストでは、FMI の特定の支払・決済構造（例えば、即時グロス決済または時点ネット決済、決済の保証の有無、SSS の DVP モデル 1・2・3）、FMI、その参加者、または両者が直接負担する資金流動性リスクの範囲がどの程度考慮されているか？

- Q.7.9.5: シナリオとストレステストでは、個別の主体とその関係法人がその FMI に関して複数の役割を果たす可能性を含め、支払債務を予定の時刻どおりに決済するために FMI で生じる、所要流動性の性質と規模や資金流動性リスクの源泉がどの程度考慮されているか？

レビューと検証

- Q.7.9.6: FMI はどの程度の頻度でストレステストの前提とパラメータの有効性および適切性を評価するか？ FMI のストレステスト・プログラムでは、ポジションとボラティリティの急騰、ポジションの集中、市場流動性の変化、パラメータの変更を含むモデル・リスクなど、様々な状況をどのように考慮しているか？

- Q.7.9.7: FMI はどのようにそのリスク管理モデルを検証しているか？ どの程度の頻

度でこの検証を行うか？

Q.7.9.8: FMI は、どこに、またどの程度まで、保持する全流動性資源の総額と形態を裏付ける根拠と、その額や形態に関するガバナンスの取極めを文書化しているか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | ● | | ● | ● | |

重要な考慮事項 10: FMI は、個別または複合的な参加者破綻に際しても、同日中、必要に応じて日中や複数日に亘る支払債務を予定の時刻どおりに決済するための明確な規則・手続を設けるべきである。これらの規則・手続は、予期せぬ流動性不足の事態に対処しているべきであり、支払債務の同日中の決済を巻戻したり、取り消したり、遅延させることの回避を目的とするべきである。これらの規則・手続においては、FMI が安全かつ適切な方法で業務を継続できるよう、ストレスイベント時において実施する可能性のある流動性資源の補填手続も開示されるべきである。

同日決済

Q.7.10.1: 個別または複合的な参加者破綻に際しても予定の時刻どおりに支払債務を決済するために、FMI はどのような規則・手続を設けているか？

Q.7.10.2: 支払債務の同日中の決済について、巻戻・取消・遅延を回避するため、予期せぬ流動性不足の事態に対処するため、FMI はどのような規則・手続を設けているか？

流動性資源の補填

Q.7.10.3: ストレスイベント時に用いる流動性資源を補填するため、FMI はどのような規則・手続を設けているか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| ● | | ● | ● | |

原則 8: 決済のファイナリティ

FMI は、最低限、決済日中に、ファイナルな決済を明確かつ確実に提供すべきである。FMI は、必要または望ましい場合には、ファイナルな決済を日中随時または即時に提供すべきである。

この原則を検討するにあたっては、この原則が証券取引での不提供を防止することを意図したものではないことに留意すべきである。かかるシステムックでない不提供額の発生は、潜在的に望ましくないものではあるが、それ自体はこの原則の違反とはみなされない。この原則は、必要に応じて、資金決済に関する原則 9、FMI 間リンクに関する原則 20、およびその他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項 1：FMI の規則・手続は、決済がいつの時点でファイナルとなるのかを明確に定義すべきである。

決済がファイナルとなる時点

- Q.8.1.1: 支払・振替指図・その他の債務がファイナルとなり、取消不能かつ無条件となるのはどの時点か？決済がファイナルとなる時点は定義され文書化されているか？この情報はどのように、誰に開示されているか？
- Q.8.1.2: 倒産法制を含む FMI の法制度と規則は、FMI と参加者間または参加者相互間の支払・振替指図・その他の債務の履行をどのように認識するか？
- Q.8.1.3: すべての関係する法域でファイナリティが達成されるという高度の法的確実性が存在することを FMI はどのようにして実証するか（例えば十分な根拠のある法律意見書の取得など）？

リンクの場合のファイナリティ

- Q.8.1.4: 他の FMI とリンクを構築している場合、FMI はどのようにして決済のファイナリティを確保するか？

- a) SSS の場合、SSS の間で、および（関連性がある場合）資金決済が行われる LVPS との間で、ファイナリティの一貫性はどのようにして達成されるか？
- b) 現物商品を対象とする CCP の場合、関係する CSD/SSS と資金決済システムの規則によって、CCP における債務のファイナリティと他のシステムにおける CCP の請求権と債務の決済のファイナリティとの間の関係はどのように定められているか？

重要な考慮事項 2：FMI は、決済リスクを軽減するため、決済日中に、（より望ましくは）日中随時または即時に、ファイナルな決済を完了すべきである。LVPS または SSS は、RTGS または 1 日複数回のバッチ処理の導入を検討すべきである。

決済日中のファイナルな決済

- Q.8.2.1: FMI は決済日中にファイナルな決済（または同日決済）を提供するよう設計されているか？ FMI はどのようにしてファイナルな決済が契約上の決済日中に行われることを確保しているか？
- Q.8.2.2: FMI には、規則、手続、契約に定めがないにもかかわらずファイナルな決済を翌営業日に繰り延べた経験があるか？ある場合、それはどのような状況だったか？繰延の原因が FMI の行為にあった場合、将来、同様の状況を防ぐため、どのような措置が取られたか？

日中随時または即時のファイナルな決済

- Q.8.2.3: FMI は日中随時または即時のファイナルな決済を提供するか？提供する場合は、どのようにか？参加者にはファイナルな決済についてどのように通知するか？
- Q.8.2.4: 決済が複数回のバッチ処理を通して行われる場合、バッチの頻度はどれほどで、運用の時間帯はどのようなものか？決済時に十分な資金または証券が参加者がない場合、どうなるか？取引は次のバッチに加えられるのか？その場合、こうした取引のステイタスはどのようなものであり、それがファイナルとなるのはいつか？

Q.8.2.5: 決済を日中随時または即時に行わない場合、LVPS または SSS はこれらの手法のうち、いずれかの導入をどのように検討したか？

重要な考慮事項 3：FMI は、決済未了の支払・振替指図・その他の債務を参加者がいつの時点以降に取り消すことができなくなるのかについて明確に定義すべきである。

Q.8.3.1: 参加者がそれ以降、決済未了の支払・振替指図・その他の債務を取り消せなくなる時点を FMI はどのように定義しているか？受付済の未決済の支払・振替指図・その他の債務をこの時点以降、一方的に取り消すことを FMI はどのように禁止しているか？

Q.8.3.2: 決済のためにシステムが受け付けた振替指図や債務を取り消すことができるのはどのような状況か（例えば、待ち行列に入れられた債務）？未決済の支払・振替指図を取り消せるのは誰か？

Q.8.3.3: FMI はどのような条件で取消の締切時刻の例外や延長を認めるのか？

Q.8.3.4: FMI はこの情報をどこに定めているか？この情報は誰に、どのように開示されるか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| ● | | ● | ● | |

原則 9:資金決済

FMI は、実務に適しかつ利用可能である場合には、中央銀行マネーで資金決済を行うべきである。FMI が中央銀行マネーを利用していない場合には、商業銀行マネーの利用から生じる信用リスクと資金流動性リスクを最小化するとともに、厳格にコントロールすべきである。

この原則は、必要に応じて、決済のファイナリティに関する原則 8、保管・投資リスクに関する原則 16、およびその他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項 1： FMI は、信用リスクと資金流動性リスクを回避するため、実務に適しかつ利用可能である場合には、中央銀行マネーで資金決済を行うべきである。

Q.9.1.1: FMI はどのようにして資金決済を実行するか？ FMI が複数の通貨で決済する場合、FMI は各通貨でどのように決済するか？

Q.9.1.2: FMI が中央銀行マネーでの決済を行わない場合、その理由は何か？

重要な考慮事項 2： 中央銀行マネーが利用されない場合には、FMI は、信用リスクと資金流動性リスクが殆どまたは全くない決済資産を利用して、資金決済を行うべきである。

Q.9.2.1: 中央銀行マネーが利用されない場合、資金決済に用いる決済資産の信用リスクと資金流動性リスクを FMI はどのように評価するか？

Q.9.2.2: 商業銀行マネーで決済する場合、FMI は決済銀行をどのように選択するか？ FMI が使用する具体的な選択基準は何か？

重要な考慮事項 3： 商業銀行マネーで決済を行う場合、FMI は、決済を行う商業銀行から生じる信用リスクと資金流動性リスクをモニタリング・管理・制限すべきである。特に FMI は、規制・監督体制、信用力、自己資本、資金流動性へのアクセスおよび事務処理上の信頼性を考慮した決済銀行に対する厳格な判断基準を設定し、その遵守状況をモニタリングすべきである。また、FMI は、決済を行う商業銀行に信用・資金流動性エクスポージャーが集中すること

についてもモニタリング・管理すべきである。

Q.9.3.1: 決済銀行の選定にあたり設定した基準の遵守状況を、FMI はどのようにモニターするか？特に、銀行の規制・監督体制、信用力、自己資本、資金流動性へのアクセスおよび事務処理上の信頼性を、FMI はどのように評価するか？

Q.9.3.2: 決済を行う商業銀行から生じる信用リスクと資金流動性リスクをFMIはどのようにモニタリング・管理・制限するか？銀行に集中する信用・資金流動性エクスポージャーをFMIはどのようにモニタリング・管理するか？

Q.9.3.3: 最大の決済銀行が破綻した場合に自らと参加者が被る損失可能性と流動性の逼迫について、FMIはどのようにして評価するか？

重要な考慮事項 4： FMI が自らの帳簿上で資金決済を行う場合は、信用・資金流動性リスクを最小化するとともに、厳格にコントロールすべきである。

Q.9.4.1: FMI が自らの帳簿上で資金決済を行う場合、どのようにして信用・資金流動性リスクを最小化するとともに、厳格にコントロールするか？

重要な考慮事項 5： FMI とその参加者が信用・資金流動性リスクを管理できるようにするため、FMI と決済銀行の法的な合意では、個々の決済銀行の帳簿上で振替が行われることになる時点、振替実行時に振替がファイナルとなること、受取資金が振替日当日の少なくとも終了時まで（理想的には日中）のできるだけ早くに振替可能とすべきであることを明確に規定するべきである。

Q.9.5.1: FMI・決済銀行間の法的合意には、振替が行われることになる時点、振替実行時に振替がファイナルとなること、受取資金が振替可能であることが明記されているか？

Q.9.5.2: 受取資金は遅くとも振替日当日の終了時までには振替可能となるか？そうでない場合、理由は何か？日中には振替可能か？そうでない場合、理由は何か？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | ● | ● | ● | |

原則 10:現物の受け渡し

FMI は、金融商品やコモディティの現物の受渡しに関する債務を明確に規定すべきであり、そうした現物の受渡しに関連するリスクを特定・モニタリング・管理すべきである。

この原則は、必要に応じて、ビジネスリスクに関する原則 15、規則・主要手続・市場データの開示に関する原則 23、およびその他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項 1：FMI の規則は、金融商品やコモディティの現物の受渡しに関する債務を明確に規定すべきである。

Q.10.1.1: FMI はどのアセットクラスを現物の受渡しのために受け入れるか？

Q.10.1.2: 金融商品やコモディティの現物の受渡しに関する債務・責務を FMI はどのように定義しているか？こうした責務はどのように定義され、文書に定められているか？こうした文書は誰に開示されるか？

Q.10.1.3: FMI はどのようにして参加者に各自の債務と現物の受渡しを実行する手続を理解させているか？

重要な考慮事項 2：FMI は、金融商品やコモディティの現物の保管・受渡しに関連するリスクとコストを特定・モニタリング・管理すべきである。

Q.10.2.1: 金融商品やコモディティの現物の保管・受渡しに関連するリスクとコストを FMI はどのように特定するか？FMI が特定しているリスクとコストは何か？

Q.10.2.2: 金融商品やコモディティの現物の保管・受渡しに関連するリスクとコストのモニタリング・管理のために FMI が実施している手続・プロセス・コントロール手段は何か？

Q.10.2.3: FMI が引渡参加者と受取参加者のマッチングを行うことが可能である場合、

いかなる状況でこれが可能か、また関連する規則および手続は何か？法的な受渡債務は規則および関連する取極めに明示されているか？

Q.10.2.4: FMI は受け渡しに関する参加者の選好をどのようにモニターし、可能な範囲において、参加者が現物の受渡しの債務を履行することができるだけの必要なシステムや資源を備えているかをどのようにして確認するか？

| | | | | |
|----|----------|-----|-----|----|
| PS | CSD • | SSS | CCP | TR |
|----|----------|-----|-----|----|

原則 11:証券集中保管機関

CSD（証券集中保管機関）は、証券の完全性（integrity）の確保に資する適切な規則と手続を設けるとともに、証券の管理と移転に関連するリスクを最小化し、管理すべきである。CSDは、帳簿上の記載による証券決済（振替決済）のために、不動化または無証券化された形式で証券を保持すべきである。

この原則をレビューするにあたり、CSD または SSS と定義された法的主体が、参加者が所有する資産または担保の保持を行わずまたはその支援を行わない場合には、一般に、CSD または SSS にかかる資産または担保の安全管理のための取極めは不要である。この原則は、必要に応じて、オペレーショナルリスクに関する原則 17、FMI 間リンクに関する原則 20、およびその他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項 1： CSD は、証券の発行者と所有者の権利を保全し、証券の無権限の創出・抹消を回避し、保有証券の定期的な照合を少なくとも日次で行うための適切な規則・手続・統制手段を有すべきである。

証券の発行者と所有者の権利の保全

- Q.11.1.1: CSD の規則・手続・統制手段によって、証券の発行者と所有者の権利はどのように保全されるか？
- Q.11.1.2: CSD の規則・手続・統制手段によって、CSD が参加者に代わって保有する証券がどのように適切に帳簿に記載され、CSD が提供する他のサービスに関連するリスクから保護されるか？
- Q.11.1.3: CSD はどのように厳格な計理実務を行うことを確保するか？ 監査により、顧客の権利を満たす十分な証券があることをレビューしているか？ 証券の保全のための手続および内部統制を検証するための徹底した監査はどの程度の頻度で行われるか？

証券の無権限の創出・抹消の回避

Q.11.1.4: 証券の創出・抹消を許可する CSD の内部手続はどのようなものか？証券の無権限の創出・抹消を回避する内部統制はどのようなものか？

証券の定期的照合

Q.11.1.5: CSDは、定期的かつ最低限日次で、CSD内の全証券の照合を発行者（またはその発行代理人）毎に行うか？CSDは、特定の銘柄についてCSDに記録されている証券の総合計がCSDの帳簿上で保有される証券の総額と等しいことをどのように確認するか？

Q.11.1.6: CSDが帳簿上で保有される証券の公的な証券登録機関でない場合、CSDはどのように公的な証券登録機関と記録を照合するか？

重要な考慮事項 2：CSD は証券口座における貸越と赤残を禁止すべきである。

Q.11.2.1: CSD は、証券口座における貸越・赤残をどのように回避するか？

重要な考慮事項 3：CSD は帳簿上の記載による証券決済（振替決済）のために、証券を不動化または無券面化した形式で保持すべきである。必要に応じて、CSD は証券を不動化または無券面化するインセンティブを提供すべきである。

Q.11.3.1: 証券は無券面化した形式で発行・保持されるか？証券のうち、無券面化されている割合（％）はどれほどか、また、取引総額のうち、こうした証券の割合（％）はどれほどか？

Q.11.3.2: 証券が現物として発行される場合、それを不動化して帳簿記載システムで保持・移転できるようにすることは可能か？証券のうち、不動化されている割合（％）はどれほどか、また、取引総額のうち、不動化された証券の割合（％）はどれほどか？

Q.11.3.3: CSD はどのような形で証券の不動化・無券面化のインセンティブを提供するか？

重要な考慮事項 4：CSD は、その法制度に従った適切な規則・手続を通して保管リスクから資産を守るべきである。

Q.11.4.1: CSD の規則・手続は、CSD による過失、資産の不正利用、不正行為、杜撰な管理、不適切な記帳、参加者の証券に対する権利保護の不全などから損失を被るリスクを含む保管リスクから参加者の資産をどのように守るか？

Q.11.4.2: CSD はどのようにして、こうした規則・手続が法制度に従ったものであると判断したか？

Q.11.4.3: 参加者を証券の横領・破損・盗難から守るため、CSD はほかにどのような手法（例えば、保険その他の補償制度）を利用するか？

重要な考慮事項 5：CSD は、CSD 自身の証券とその参加者の証券の分別とともに、参加者の証券間の分別を確保する厳格な制度を採用すべきである。法制度に裏付けがある場合には、CSD は、参加者の帳簿上で参加者の顧客に帰属する証券の分別管理にも事務処理上対応し、顧客勘定の移管を円滑にすべきである。

Q.11.5.1: CSDは分別のためのどのような取極めをしているか？ CSDの証券とその参加者に帰属する証券の分別をどのように確保するか？CSDはどのようにして参加者の証券間の分別を行うか？

Q.11.5.2: 法制度の裏付けがある場合、CSDは参加者の帳簿上において参加者の顧客に帰属する証券を分別するために、事務処理上どのように対応するか？CSDは、別の参加者への顧客勘定の移管をどのように円滑にしているか？

重要な考慮事項 6：CSD は、行い得る他の業務からのリスクを特定・計測・モニタリング・管理すべきである。CSD は、これらのリスクに対応するために追加的な方策が必要となり得る。

Q.11.6.1: CSDは証券の集中保管・管理と決済以外の業務を提供するか？その場合、どのような業務か？

Q.11.6.2: CSD が証券の集中保管・管理と決済以外の業務を提供する場合、潜在的な信

用リスク・資金流動性リスクを含む、上記業務に関連するリスクを、CSDはどのように特定するか？必要な場合、証券の保管・管理以外の法律に基づく分別業務を含め、これらのリスクをどのように特定・計測・モニタリング・管理するか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| ● | ● | | ● | |

原則 12:証券集中保管機関

FMI は、2 つの結び付いた債務の決済を伴う取引（例えば、証券取引や外国為替取引）を決済する場合、一方の債務のファイナルな決済を他方の債務のファイナルな決済の条件とすることにより、元本リスクを除去すべきである。

この原則は、必要に応じて、信用リスクに関する原則 4、流動性リスクに関する原則 7、決済のファイナリティに関する原則 8、およびその他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項 1： 価値交換型決済システムである FMI は、一方の債務のファイナルな決済が、それと結び付けられた債務のファイナルな決済が行われる場合にのみ実行されることを確保することにより、元本リスクを除去すべきである。その場合、FMI の決済がグロスベース（取引毎）かネットベースか、決済がファイナルとなるのがいつかは問わない。

Q.12.1.1: FMIの法律上、契約上、技術上のリスク管理制度は、どのようにして関係する金融商品のファイナルな決済で元本リスクの除去を確保するか？どのような手続で、一方の債務のファイナルな決済が、結び付けられた他方の債務のファイナルな決済が行われる場合にのみ実行されるよう確保するか？

Q.12.1.2: 結び付けられた各債務の決済はグロスベース（取引毎）か、ネットベースか？

Q.12.1.3: 結び付けられた各債務の決済のファイナリティは同時か？そうでない場合、両債務のファイナリティの時点はいつか？両債務の凍結からファイナルな決済までの時間は最小限に抑えられているか？凍結された資産は、第三者による請求から保護されているか？

Q.12.1.4: CCP の場合、CCP は SSS あるいは決済制度など、他の FMI が適用する DVP あるいは P v P の業務に依拠するか？その場合、CCP はかかる業務への依拠度をどのように把握しているか？一方の債務のファイナルな決済が、それと結び付けられた債務のファイナルな決済が行われる場合にのみ実行されることを確保するため、CCP は SSS あるいは決済システムとどのような契約関

係にあるか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| ● | ● | | ● | |

原則 13:参加者破綻時処理の規則・手続

FMI は、参加者の破綻を管理するための実効的かつ明確に定義された規則や手続を設けるべきである。こうした規則や手続は、FMI が、その損失と流動性の逼迫を抑制し、債務の履行を継続するために適時の行動を取れるよう設計されるべきである。

CCP に適用される破綻管理の諸原則の間には広範囲にわたる相互作用性があるため、この原則は分別管理・勘定移管に関する原則 14 の文脈でレビューすべきである。この原則はまた、信用リスクに関する原則 4、資金流動性リスクに関する原則 7、規則・主要手続・市場データの開示に関する原則 23、および他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項 1：FMI は、参加者破綻時においても FMI の債務履行を継続可能とする規則・手続や、破綻後の財源補填に対処するための規則・手続を設けるべきである。

参加者破綻時の規則と手続

Q.13.1.1: FMIの規則・手続では、破綻（参加者の金融上の債務不履行と事務処理上の債務不履行の両方）と破綻を特定する手法が明確に定義されているか？これらの事象はどのように定義されているか？

Q.13.1.2: FMIの規則・手続では、参加者の破綻に関する以下の重要な事項にどのように対処しているか？

- (a) 参加者破綻が宣言された場合にFMIが講じることのできる措置
- (b) 措置が自動的または裁量的に行われる程度
- (c) 通常の決済慣行の変更
- (d) 様々な処理段階における取引の管理
- (e) 自己分・顧客分の取引・口座に関して想定されている取扱い
- (f) 想定される対応措置の手順
- (g) 非破綻参加者を含む、様々な関係者の役割・義務・責任
- (h) 参加者破綻の影響を抑制するために活用できる他のメカニズムの存在。

財務資源の使用

Q.13.1.3: FMIの規則・手続では、どのようにして、参加者破綻から生じる損失をカバーし、流動性の逼迫を抑制するために維持している財務資源を、流動性調達枠の発動を含めて、迅速に使用できるようにしているか？

Q.13.1.4: FMIの規則・手続では、財務資源を使用できる順序をどのように定めているか？

Q.13.1.5: FMIの規則・手続では、参加者破綻を受けた財源の補填をどのように定めているか？

重要な考慮事項 2: FMIは、その規則に定められた適切な裁量的手続を含め、参加者破綻時処理の規則・手続を実施する体制を十分に整えておくべきである。

Q.13.2.1: FMIの経営陣は、破綻時処理に関する役割と責務を明確に定めた内部計画を備えているか？この計画はどういうものか？

Q.13.2.2: 規制・監督・オーバーサイトの各機関を含む、関係するすべての利害関係者と適時に連絡を取るため、FMIはどのような種類の意志疎通手続を設けているか？

Q.13.2.3: 破綻に対処するための内部計画は、どれほどの頻度で見直しが行われているか？これらの計画に関するガバナンスの取極めはどのようなものか？

重要な考慮事項 3: FMIは、参加者破綻時処理に関する規則・手続の重要事項を公開すべきである。

Q.13.3.1: FMIの参加者破綻時処理に関する規則・手続の重要事項はどのように公表されているか？下記にどのように対応しているか？

- (a) 措置が講じられる可能性のある状況
- (b) 措置を講じ得る主体
- (c) 参加者の自己・顧客双方のポジション・資金・他の資産の取扱いを

含む、講じられる可能性のある措置の対象範囲

- (d) FMI の非破綻参加者に対する債務の処置
- (e) 破綻参加者がその顧客に対して有する債務について FMI が関与・対処していく仕組み

重要な考慮事項4： FMIは、クローズアウトの手続を含む参加者破綻時処理の手続の検証・見直しを行う際に、参加者などの利害関係者を関与させるべきである。そうした検証・見直しは、規則・手続が実務的であり実効性を持ち続けるために、少なくとも年に1回、あるいは規則・手続に重要な変更があった場合にはその都度、実施されるべきである。

Q.13.4.1: FMIは、参加者破綻時処理の手続を検証・見直しをする際に、参加者などの利害関係者をどのように関与させるか？こうした検証・見直しはどれほどの頻度で行われているか？検証結果はどのように利用されているか？検証結果は取締役会やリスク管理委員会、関連当局とどの程度共有されているか？

Q.13.4.2: こうした検証では、どのような範囲の、潜在的な参加者破綻時処理のシナリオと手続がカバーされているか？参加者を対象とした破綻対応の実施をFMIはどの程度検証しているか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | | | ● | |

原則 14: 分別管理・勘定移管

CCP は、参加者の顧客のポジションとこれらポジションに関して CCP に預託された担保の分別管理と勘定移管を可能とする規則と手続を設けるべきである。

CCP に適用される破綻管理の諸原則の間には広範囲にわたる相互作用性があるため、この原則は参加者破綻に関する原則 13 の文脈でレビューすべきである。この原則はまた、階層的参加要件に関する原則 19、規則・主要手続・市場データの開示に関する原則 23、および他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項1： CCPは、最低限、参加者の破綻・支払不能からその参加者の顧客のポジションと関連する担保を有効に保護するための分別管理と勘定移管の取極めを設けるべきである。CCPがそうした顧客のポジション・担保に、参加者とその傘下の顧客の同時破綻に対する保護を追加的に提供する場合、CCPはそうした保護の有効性を確保する措置を講じるべきである。

参加者の破綻からの顧客の保護

Q.14.1.1: 参加者の顧客のポジションと関連する担保を参加者の破綻または支払不能から保護するために CCP が設けている分別管理の取極めはどのようなものか？

Q.14.1.2: CCP の勘定移管の取極めはどのようなものか？

Q.14.1.3: CCP が現物市場に業務を提供し、分別管理の取極めを設けていない場合、顧客の資産保護はどのように達成されるか？適用される法規制の枠組みは、分別管理と勘定移管の取極めにより達成されるのと同程度、顧客の保護と効率性を達成可能であると、CCP は評価したか？

参加者および参加の顧客の破綻からの顧客の保護

Q.14.1.4: CCP が顧客のポジション・担保に、参加者と同一参加者の別の顧客の同時破

綻に対する保護を追加的に提供する場合、CCPはどのようにしてかかる保護の有効性を確保するか？

法的裏付け

Q.14.1.5: 法制度が参加者の顧客のポジションと担保を保護・移管するCCPの取極めに資することを、高水準で保証する証拠は、どのようなものがあるか？

Q.14.1.6: 外国／遠隔地の参加者の場合を含め、顧客の分別管理と勘定移管の取極めの執行可能性に関し、CCPはどのような分析を行ったか？特に、どの外国法が、顧客のポジションと担保を分別管理・移管する能力に関連すると、CCPは判断したか？特定された問題に、どのように対処したか？

重要な考慮事項2： CCPは、参加者の顧客のポジションを容易に特定し、関連する担保を分別管理することを可能にする口座構造を採用すべきである。CCPは、顧客のポジション・担保を、個別の顧客口座またはオムニバスの顧客口座において保持すべきである。

Q.14.2.1: CCPは、参加者の顧客のポジションと担保と、参加者のポジションと担保をどのように分別管理しているか？参加者の顧客の担保とポジションが保持されるのは個別口座か、オムニバス口座か？その選択の根拠は何か？

Q.14.2.2: CCP（またはそのカストディアン）が顧客のポジションを裏付ける担保を保有する場合、この担保は何をカバーするのか（例えば、当初証拠金あるいは変動証拠金の所要額）？

Q.14.2.3: CCPは、各顧客の権利の確認に、個別顧客毎の口座の情報を含んでいる参加者の記録に依拠しているか？そうである場合、CCPはこの情報へのアクセスをどのように確保しているか？CCPが参加者から得る顧客の証拠金は、グロスベースで徴求するのか、ネットベースで徴求するのか？顧客の担保はどの程度「フェロー・カスタマー・リスク」にさらされるか？

重要な考慮事項3： CCPは、破綻参加者の顧客のポジション・担保を単一または複数の別の参加者に移転しやすい方法により、勘定移管の取極めを構築すべきである。

Q.14.3.1: CCPの勘定移管の取極めは、どのような方法で、破綻参加者の顧客のポジション・担保を単一または複数の別の参加者に移転しやすくしているか？

Q.14.3.2: CCPは、どのようにして、ポジション・担保の移管先となる参加者の同意を得るか？同意の手続はCCPの規則・方針・手続に規定されているか？そうである場合、それについて述べよ。例外がある場合、それはどのように開示されているか？

重要な考慮事項4： CCPは、参加者の顧客のポジションと関連する担保の分別管理と勘定移管に関する規則・方針・手続を開示すべきである。特にCCPは、顧客の担保が個別口座とオムニバス口座のいずれによって保護されているかを開示すべきである。さらに、CCPは、参加者の顧客のポジションと関連する担保を分別管理・移管する能力を阻害し得る法的・事務処理上の制約を開示すべきである。

Q.14.4.1: CCPの分別管理と勘定移管の取極めは、どのように開示されるか？この開示には、参加者の顧客の担保が、個別ベースとオムニバスベースのいずれで保護されるのかが含まれているか？

Q.14.4.2: CCPの分別管理と勘定移管の取極めに関連するリスク・コスト・不確実性は、どこで、どのように特定・開示されているか？参加者の顧客のポジションと担保を十分に分別管理・移管するCCPの能力を阻害し得る制約（法的・事務処理上など）を、CCPはどのように開示しているか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| ● | ● | ● | ● | ● |

原則 15: ビジネスリスク

FMI は、ビジネスリスクを特定・モニター・管理するとともに、潜在的な事業上の損失が顕在化した場合に継続事業体としての業務とサービスを提供し続けることができるよう、こうした損失をカバーする上で十分な、資本を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。さらに、ネットベースの流動資産額は、不可欠な業務とサービスの再建や秩序立った撤退を確実とするために常時十分なものとすべきである。

この原則は、必要に応じて、包括的リスク制度に関する原則 3、効率性・実効性に関する原則 21 および他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項1: FMIは、事業戦略の杜撰な執行より生じる損失、負のキャッシュフロー、予想外に過大な営業費用を含む、ビジネスリスクを特定・モニター・管理するための強固な管理・コントロールのシステムを備えるべきである。

Q.15.1.1: FMI はどのようにそのビジネスリスクを特定しているか？FMI が特定したビジネスリスクはどのようなものか？

Q.15.1.2: FMI はどのようにそのビジネスリスクを、継続的にモニター・管理しているか？FMI によるビジネスリスクに関する評価は、キャッシュフローおよび（民間経営 FMI の場合には）資本を考慮しているか？

重要な考慮事項2: FMIは、事業上の損失が発生した場合に継続事業体として業務・サービスを提供し続けることができるよう、資本（例えば普通株式、公表準備金などの内部留保）を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。FMIが保有すべき資本を財源とするネットベースの流動資産の額は、そのビジネスリスクの特性と、必要に応じて、不可欠な業務・サービスの再建や秩序立った撤退が行われる場合に、それに要する期間の長さによって決定すべきである。

Q.15.2.1: FMIは、事業上の損失が発生した場合に継続事業体として業務・サービスを提供し続けることができるよう、資本を財源とするネットベースの流動資産を保有しているか？

Q.15.2.2: FMI の事業上の損失をカバーする、資本を財源とするネットベースの流動資産の所要額はどのように算出されるか？不可欠な業務・サービスの再建や秩序立った撤退を達成するために要する期間の長さ、関連する営業費用を、FMI はどのように決定するか？

重要な考慮事項3： FMIは、再建と秩序立った撤退のための実行可能な計画を保持すべきであり、この計画を実行する上で十分な資本を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。FMIは、少なくとも当期の営業費用の6カ月分に相当する資本を財源とするネットベースの流動資産を最低限保有すべきである。これらの資産は、財務資源に関する諸原則に基づいて参加者破綻などのリスクをカバーするために保有する財源とは別のものである。ただし、国際的なリスクベースの自己資本基準に基づいて保有する資本は、二重規制を回避する上で関連性があり、適切である場合は、資本に含めることができる。

再建または秩序だった撤退のための計画

Q.15.3.1: FMIは、必要に応じて、再建または秩序立った撤退を達成するための計画を策定しているか？策定している場合、この計画では何を考慮しているか（例えば、参加者が代替的な取極めを新設し、あるいはその取極めに移行するための事務運用面・技術面・法令面の要件）？

資源

Q.15.3.2: FMIは、この計画実施のために使用する資本を財源とするネットベースの流動性資産をどれだけ保有しているか？FMIはどのようにして当該流動性資産の金額が実施に十分か否かを判断するか？この金額は少なくとも当期の営業費用の6カ月分に相当するか？

Q.15.3.3: ビジネスリスク・損失をカバーするために指定された財源は、メンバーの破綻その他の財務資源に関する原則の対象となる他のリスクをカバーするために指定された財源と、どのように区別されているか？

Q.15.3.4: FMIは、ビジネスリスクをカバーするために、国際的なリスクベースの自己資本基準に基づいて保有する資本を含めるか？

重要な考慮事項4： ビジネスリスクをカバーするために保有する資産は、FMIが厳しい市場環境を含む様々なシナリオの下で、当期や将来の営業費用を賄えるために、質が高く十分に流動性のある資産として保有するべきである。

Q.15.4.1: FMI の資本を財源とするネットベースの流動資産はどのような構成となっているか？ FMI はどのようにして、厳しい市場環境で価値をほとんど、あるいは全く失うことなく、こうした資産を現金に転換するか？

Q.15.4.2: 厳しい市場環境を含め、様々なシナリオの下で、当期や将来の営業費用を賄えるために、FMIは、資本を財源とするネットベースの流動資産の質と流動性を、どのような方法で定期的に評価するか？

重要な考慮事項5： FMIは、仮に資本水準が必要とされる額に近づいたり、下回ったりする場合には、追加的な資本を調達するための実行可能な計画を保持すべきである。この計画は、取締役会の承認を受け、定期的に更新されるべきである。

Q.15.5.1: FMIは追加的な資本を調達するための計画を作成しているか？資本の水準が最低限の所要額に近づいたり、それを下回ったりした場合に追加的な資本を調達するための、FMIの計画の主な特徴は何か？

Q.15.5.2: 追加的な資本を調達するための計画は、どれほどの頻度で定期的に検証・更新されるか？

Q.15.5.3: 必要に応じて追加的な資本を調達するためのFMIの計画を検証・承認する際にFMIの取締役会（またはこれに相当する機関）はどのような役割を果たすか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| ● | ● | ● | ● | |

原則 16: 保管・投資リスク

FMI は、自らと参加者の資産を保全するとともに、これらの資産の損失やアクセスの遅延のリスクを最小化すべきである。FMI による投資は、最小限の信用リスク・マーケットリスク・市場流動性リスクを持つ商品に対して行われるべきである。

この原則は、必要に応じて、信用リスクに関する原則 4、担保に関する原則 5、流動性リスクに関する原則 7 および他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項1： FMIは、自らと参加者の資産を監督・規制下にある主体に保管すべきであり、こうした主体は、その資産を十分に保全するための厳格な計理実務・保管手続・内部統制を備えるべきである。

Q.16.1.1: FMI がカストディ銀行を使用する場合、どのようにして選定しているか？これらの主体の監督および規制を含め、FMI が使用する具体的選定基準は何か？カストディアンがこれらの基準を守っているか、FMI はどのようにモニターするか？

Q.16.1.2: FMI は、自らの資産と参加者の資産を十分に保護する厳格な計理実務・保管手続・内部統制をこうした主体が備えることをどのようにして検証するか？

重要な考慮事項2： FMIは、自らの資産と参加者から預託を受けた資産に必要な時に迅速にアクセスできるべきである。

Q.16.2.1: 保管されている資産に関する権利や所有権の執行を支える適切な法的基盤が FMIにあることを、どのように立証しているか？

Q.16.2.2: 参加者に債務不履行が生じた場合に、異なるタイムゾーンや法域のカストディ銀行に保管される証券を含め、資産への迅速なアクセスを、FMIはどのように確保するか？

重要な考慮事項3： FMIは、相互の関係をあらゆる角度から考慮しつつ、カストディ銀行に対するエクスポージャーを評価・理解すべきである。

Q.16.3.1: カストディ銀行に対するエクスポージャーを、FMIはどのように評価・理解しているか？こうしたエクスポージャーを管理する上で、どのようにして各カストディ銀行との関係をあらゆる角度から考慮しているか？例えば、FMIは、単一のカストディ銀行に対するエクスポージャーの分散を図るために複数のカストディ銀行にその資産を預託するか？カストディ銀行へのリスクエクスポージャーの集中度をFMIはどのようにモニターするか？

重要な考慮事項4： FMIの投資戦略は、全般的なリスク管理戦略と整合的であり、参加者に全面的に開示されるべきである。FMIによる投資は、信用力の高い債務者に対する債権によって保全されているものや、そうした債権に対するものであるべきである。いずれの場合も、FMIによる投資は、価格変動の悪影響が全くまたは殆どなく、迅速に処分できる必要がある。

投資戦略

Q.16.4.1: FMIは、その投資戦略が全般的なリスク管理戦略と整合的であることをどのようにして確認するか？FMIはその投資戦略をどのようにして誰に対して開示するか？

Q.16.4.2: FMIは、自己の投資が信用力の高い債務者に対する債権によって保全されているものや、そうした債権に対するものであるという状況をどのようにして継続的に確保するか？

投資のリスク上の特徴

Q.16.4.3: 投資選択を行う際に、FMIは債務者に対する全般的なエクスポージャーをどのように考慮するか？信用リスクエクスポージャーの集中を避けるために限度額の対象となるのはどのような投資か？

Q.16.4.4: FMIは、参加者の資産を参加者自らの証券や関係法人の証券に投資するか？

Q.16.4.5: FMIは、投資が価格変動の悪影響を受けたとしてもごくわずかに止めるために、当該投資を迅速に処分することを、どのようにして確保するか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| ● | ● | ● | ● | ● |

原則 17:オペレーショナルリスク

FMI は、オペレーショナルリスクをもたらす内部・外部の原因を特定し、適切なシステム・手続・コントロール手段の使用を通じて、その影響を軽減すべきである。システムは、高度のセキュリティと事務処理の信頼性を確保するように設計するとともに、適切かつ拡張可能性を持った処理能力を備えるべきである。業務継続体制は、広範囲または重大な障害発生時も含めて、事務処理の適時の復旧と FMI の義務の履行を目的とすべきである。

この原則は、必要に応じて、FMI 間リンクに関する原則 20、効率性・実効性に関する原則 21、通信手順・標準に関する原則 22 および他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項1： FMIは、オペレーショナルリスクを特定・モニター・管理するため、適切なシステム・方針・手続・コントロール手段を備えた頑健なオペレーショナルリスク管理の枠組みを設けるべきである。

オペレーショナルリスクの特定

Q.17.1.1: オペレーショナルリスクの原因を継続的に特定するための FMI の方針・手続はどのようなものか？ FMI は、内部（例えば、人材を含めたシステム自体の取極め）、FMI の参加者、外部のいずれの発生源から生じたものであれ、どのようにしてオペレーショナルリスクを特定するか？

Q.17.1.2: FMI はどのようなオペレーショナルリスクの原因を特定したか？ FMI はどのようにして事務処理に係る潜在的な単一障害点（single points of failure）を特定したか？

オペレーショナルリスクの管理

Q.17.1.3: FMIは特定したオペレーショナルリスクをどのようにモニター・管理するか？これらのシステム・方針・手続・コントロール手段はどこに文書化されているか？

方針・手続・コントロール手段

- Q.17.1.4: 事務処理の適切な実施を確保するため、FMIはどのような方針・手続・コントロール手段を用いているか？FMIのシステム・方針・手続・コントロール手段では、関係する国際・国内・業界内のレベルのオペレーショナルリスク管理基準をどの程度考慮しているか？
- Q.17.1.5: 資質を有する人員を雇用・訓練・保持するためのFMIの人事方針はどのようなものか？また、かかる方針はどのように高い離職率や鍵となる人材を失うリスクの影響を軽減するか？さらに、FMIの人事管理およびリスク管理方針では不正行為の防止をどのように扱っているか？
- Q.17.1.6: FMIの変更管理とプロジェクト管理の方針・プロセスでは、どのようにして、変更や主要なプロジェクトが不注意にシステムの円滑な機能に影響するリスクを軽減しているか？

重要な考慮事項2： FMIの取締役会は、オペレーショナルリスクに対処する役割と責任を明確に定義すべきであり、FMIのオペレーショナルリスク管理の枠組みを承認すべきである。システム・運用方針・手続・コントロール手段については、定期的または重大な変更後に、評価・監査・検証すべきである。

役割・責任・枠組

- Q.17.2.1: 取締役会は、オペレーショナルリスク管理の重要な役割と責任をどのように定義しているか？
- Q.17.2.2: FMIの取締役会は、FMIのオペレーショナルリスク管理の枠組みを明確に評価し、承認しているか？FMIの取締役会はどの程度の頻度でオペレーショナルリスク管理の枠組みを明確に評価し、承認しているか？

評価・監査・検証

- Q.17.2.3: FMIは、オペレーショナルリスク管理に関する参加者との取極めを含め、FMIのシステム・運用方針・手続・コントロール手段についてどのように評価・監査・検証しているか？FMIは、参加者との間で、これらの評価・監査・検

証をどの程度の頻度で実施しているか？

Q.17.2.4: FMIのオペレーショナルリスク管理の枠組みはどの程度、外部監査の対象となっているか？

重要な考慮事項3： FMIは、事務処理上の信頼性の目標を明確に定義し、そうした目標を達成するよう意図された方針を有するべきである。

Q.17.3.1: FMI の事務処理上の信頼性に関する定性的・定量的な目標は何か？それはどこに、どのように文書化されているか？

Q.17.3.2: こうした目標ではどのようにして高水準の事務処理上の信頼性を確保しているか？

Q.17.3.3: FMI が適宜適切な措置を取ることを確保するために、FMI の事務処理上の信頼性を達成するためにどのような方針が定められているか？

重要な考慮事項4： FMIは、増大するストレス量を処理し、サービス水準の目標を達成するための適切な拡張可能性のある処理能力を確実に備えるべきである。

Q.17.4.1: FMIはどのようにして、少なくとも予想されるストレス量について、処理能力が適切で拡張可能性のあることを評価・監査・検証しているか？FMIはこれらの評価・監査・検証をどの程度の頻度で行っているか？

Q.17.4.2: 事務処理能力限度に近づく、またはこれを超える状況には、どのように対処するか？

重要な考慮事項5： FMIは、すべての潜在的な脆弱性と脅威に備える、包括的な物理的セキュリティと情報セキュリティに関する方針を備えるべきである。

物理的セキュリティ

Q.17.5.1: 物理的脆弱性や脅威をもたらし得る原因について継続的に備えるための、変更管理およびプロジェクト管理の方針・手続を含めたFMIの方針・手続はどのようなものか？

Q.17.5.2: FMI の方針・手続・コントロール手段・検証では、物理的セキュリティについて、関係する国際・国内・業界内のレベルの基準を考慮するか？

情報セキュリティ

Q.17.5.3: 情報セキュリティの脆弱性や脅威をもたらし得る原因について、変更管理およびプロジェクト管理の方針・手続を含め、FMI の方針・手続はどのようなものか？

Q.17.5.4: FMI の方針・手続・コントロール手段・検証では、情報セキュリティについて、国際・国内・業界内の関係基準を考慮しているか？

重要な考慮事項6： FMIは、広範囲または重大な障害発生を招き得る事象を含む、重大な事務処理障害のリスクをもたらす事象に対応するための業務継続計画を備えるべきである。この計画には、代替施設の使用も織り込むべきであり、不可欠な情報システム（ITシステム）は事務処理の停止から2 時間以内の再開を確保する設計とすべきである。極端な状況が生じた場合にも、事務処理の障害のあった当日中にFMI が決済を完了できるように計画を策定すべきである。FMI は、こうした枠組みを定期的に検証すべきである。

事業継続計画の目的

Q.17.6.1: FMI の業務継続計画では、広範囲または重大な障害発生時に、不可欠な業務の迅速な復旧と適時の再開を可能とする目標・方針・手続がどのように、また、どの程度、反映されているか？

事業継続計画の設計

Q.17.6.2: FMIの業務継続目標と計画では、事務処理停止を招く事象が生じてから2 時間以内に重要なITシステムの運用再開を可能とし、極端な状況が生じた場合にも当日中にFMIが決済を完了できるようにすることをどのように、またどの程度、定めているか？

Q.17.6.3: コンティンジェンシープランでは、どのようにして、中断発生時のすべての取引状況が適時に確認できるようにしているか、また、データ欠落の可能性がある場合には、そのような欠落に対処する手続はどのようなものか？（例えば、参加者または第三者との照合）

Q.17.6.4: FMIの危機管理手続では、社内および外部の重要な利害関係者・当局との効果的な意思疎通の必要性にどのように対処しているか？

第2拠点

Q.17.6.5: FMIの業務継続計画は、第2拠点（代替拠点）の使用（第2拠点に十分な資源、処理能力、機能、適任の人員を備えることを含む）をどのように組み込んでいるか？第2拠点は、第1 拠点と異なるリスク特性を持たせるため、第1 拠点からどれ程の地理的距離を置いた場所に設置されているか？

Q.17.6.6: FMIは、極端な状況でも、時限性の高い取引を処理できるよう、代替的な仕組み（手作業による紙ベースの手続その他の代替手段）を検討しているか？

評価と検証

Q.17.6.7: FMIの業務継続・コンティンジェンシーの取極めは、広範囲および重大な障害に関するシナリオを含め、どのように評価・検証されているか？これらの取極めはどれほどの頻度で評価・検証されているか？

Q.17.6.8: FMIの業務継続・コンティンジェンシーの取極めの評価・検証では、FMIの参加者・不可欠なサービス業者・リンク先のFMIを関係者としてどのように関与させているか？当該評価・検証ではFMIの参加者・不可欠なサービス業者・リンク先のFMIをどの程度の頻度で関与させているか？

重要な考慮事項7: FMIは、主要な参加者・他のFMI・サービス業者・公益事業者（utility provider）がFMIの事務処理にもたらすリスクを特定・モニター・管理すべきである。さらに、FMIでは、自らの事務処理が他のFMIにもたらすリスクを特定・モニター・管理すべきである。

FMI自身の事務処理に対するリスク

Q.17.7.1: FMIは、主要な参加者・他のFMI・サービス業者・公益事業者がFMIの事務処理に及ぼすリスクとして、どのようなリスクを把握しているか？FMIは、どのようにまたはどの程度、これらのリスクのモニター・管理を行なっているか？

Q.17.7.2: FMIが自己に不可欠な業務をサービス業者に外部委託している場合、FMIはどのようにして、またどの程度、当該業務が仮に内部でその業務を行った場合に満たすべき信頼性・コンティンジェンシー要件を満たしていることを確認しているか？

他のFMIにもたらすリスク

Q.17.7.3: FMIは、自らが別のFMIにもたらす可能性のあるリスクを、どのようにして、またどの程度、特定・モニター・軽減しているか？

Q.17.7.4: FMIはどの程度、業務継続の取極めを相互依存する他のFMIの取極めと調整しているか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| ● | ● | ● | ● | ● |

原則 18:アクセス・参加要件

FMI は、公正で開かれたアクセスを可能とするよう、客観的かつリスク評価に基づいた参加要件を設定し、公表すべきである。

この原則を検討するにあたっては、FMI は事業に従事する国の法域の国内法および政策による制約を受けることに留意すべきであり、これらの法律は特定のカテゴリの金融商品を含むことを禁止あるいは要求する可能性がある。この原則は、必要に応じて、階層的参加要件に関する原則 19、効率性・実効性に関する原則 21 その他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項1： FMIは、直接参加者のほか、必要に応じて間接参加者と他のFMIに対して、リスクに関連付けられた合理的な参加要件に基づいて、自らのサービスへの公正で開かれたアクセスを可能とすべきである。

参加の基準・要件

Q.18.1.1: FMI への参加基準・要件（事務処理、財務、法律の要件など）はどのようなものか？

Q.18.1.2: こうした基準・要件は、リスクに関連付けられた合理的な参加要件に基づき、直接参加者のほか、必要に応じて間接参加者と他の FMI に対して、どのように自らのサービスへの公正で開かれたアクセスを可能としているか？

取引情報蓄積機関へのアクセス

Q.18.1.3: TR の場合、ポストトレード処理における競争やイノベーションが損なわれないようにするために、そのサービスへのアクセス条件はどのように寄与しているか？ FMI・サービス業者との相互接続を支えるためのアクセス条件はどのように定められているか？

重要な考慮事項2： FMIの参加要件は、FMIおよび業務を提供する市場にとって安全性・効率性の観点から正当化されるものでなければならない。また、FMI固有のリスクに応じて、そのリスクに見合うように設定され、公表されるべきであ

る。FMIは、リスクコントロール基準が受入可能な範囲に維持されることを条件として、状況が許す限り、アクセスへの影響が最も限定的となる参加要件を定めるよう努めるべきである。

法域および参加要件の論拠

- Q.18.2.1: FMIの参加要件は、FMIおよび業務を提供する市場にとって安全性・効率性の観点からどのように正当化され、FMI固有のリスクに応じて、そのリスクに見合うように設定されているか？
- Q.18.2.2: リスク評価に基づいた参加要件ではなく、法令・規則で求められる参加要件はあるか？ある場合、その要件はどのようなものか？
- Q.18.2.3: あらゆるクラスの参加者が同じアクセス基準の対象となるか？そうでない場合、異なる基準の根拠は何か？（例えば、業務の規模・種類、第三者に代わって業務を行う参加者を対象とする追加要件、規制の対象となっていない主体である参加者を対象とする追加要件）

影響が最も限定的となるアクセス

- Q.18.2.4: 許容されるリスクのコントロールが維持されることを条件として、状況が許す限り、アクセスへの影響を最も限定的なものに止めるため、アクセス制限と要件はどのように見直しが行われるか？見直しはどの程度の頻度で行われるか？

基準の開示

- Q.18.2.5: 参加制限を含めた参加基準は、どのように開示されるか？

重要な考慮事項3: FMIは、参加要件の遵守状況のモニタリングを継続的に行うべきである。また、参加要件に違反した参加者や、要件を満たさなくなった参加者について、参加停止や秩序立った退出を円滑に行うために明確に定められた手続を備え、これを公開するべきである。

遵守のモニタリング

Q.18.3.1: 参加者によるアクセス基準の継続的遵守を FMI はどのようにモニターしているか？ FMI は、参加基準の遵守をモニターするために用いる情報の適時性や正確性をどのように確保するか？

Q.18.3.2: リスク特性が悪化した参加者について監視を強化する、または追加規制を課すための FMI の方針はどのようなものか？

参加停止と秩序だった退出

Q.18.3.3: 要件に違反した、または要件を満たさなくなった参加者について、参加停止や秩序立った退出を管理するための FMI の手続はどのようなものか？

Q.18.3.4: 参加停止や秩序立った退出を管理するための FMI の手続は、どのように開示されるか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| ● | ● | ● | ● | ● |

原則 19:階層的参加要件

FMI は、階層的な参加形態から生じる FMI に対する重要なリスクを特定・モニター・管理すべきである。

この原則は、必要に応じて、分別管理・勘定移管に関する原則 14、アクセス・参加要件に関する原則 18 その他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項1： FMIの規則・手続・契約は、階層的な参加形態から生じるFMIに対する重要なリスクを特定・モニター・管理するために、FMIが間接参加に関する基本的な情報を収集できるように整備されるべきである。

階層的参加の取極め

Q.19.1.1: FMI にはどのような階層的参加に関する取極めがあるか？取極めがある場合、それはどのようなものか？

Q.19.1.2: FMI はどのようにして間接参加者に関する情報を収集しているか？どのような情報が収集され、またどの程度の頻度で更新されているか？

FMI に対するリスク

Q.19.1.3: こうした取極めから生じるリスクを、FMI はどのようにして評価するか？

Q.19.1.4: 階層的参加の取極めによりFMIに対して生じる重大なリスクとして、FMIはどのようなリスクを特定しているか？当該リスクをどのようにして軽減しているか？

重要な考慮事項2： FMIは、自らに影響し得る直接参加者・間接参加者間の重要な依存関係を特定すべきである。

Q.19.2.1: FMIは、自らに影響し得る直接参加者・間接参加者間の重要な依存関係をどのようにして特定しているか？

重要な考慮事項3： FMIが扱う取引のうち間接参加者がかなりの割合を占める場合や、間接参加者の取引件数または価額がFMIへのアクセスを提供する直接参加者のリスク対応能力と比較して大きい場合には、こうした取引に起因するリスクを管理するため、当該間接参加者を特定すべきである。

Q.19.3.1: FMIは以下の点を特定しているか？ (a) 直接参加者の能力に照らして、直接参加者が間接参加者に代わって行う業務の割合、(b) 相当数の間接参加者を有する直接参加者、(c) 取引金額において相当の割合を占めている間接参加者、(d) こうした取引から生じるリスクを管理するためにFMIのサービスにアクセスしている直接参加者の能力に照らして、取引件数や金額が相対的に大きい間接参加者。

Q.19.3.2: 主要な間接参加者から生じるFMIのリスクは何か、またFMIはこのリスクをどのように管理しているか？

重要な考慮事項4： FMIは、階層的な参加形態から生じるリスクを定期的に検証し、適切な場合には、こうしたリスクの軽減措置を取るべきである。

Q.19.4.1: 階層的な参加からFMIに生じるリスクを軽減するために、FMIはどのような方針の下で規則・手続の見直しを行っているか？こうした見直しはどの程度の頻度で行われているか？

Q.19.4.2: リスクの軽減措置の発動を決定するためにFMIはどのような基準を用いているか？FMIはこうしたリスクをどのようにモニター・軽減しているか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | ● | ● | ● | ● |

原則 20:FMI 間リンク

FMI は、単独または複数の FMI とリンクを構築している場合、リンクに関連するリスクを特定・モニター・管理すべきである。

この原則を検討するにあたっては、この問題は単独または複数の他の FMI とリンクしている FMI にのみ適用されることに留意すべきである。また、CSD という語は、原則として SSS としての業務遂行をも行っている CSD を指す。この原則で CSD にかかる広い定義を使用することは、FMI リンクの検討における市場慣行を反映したものである。この原則は、必要に応じて、決済のファイナリティに関する原則 8、証券集中保管機関に関する原則 11、オペレーショナルリスクに関する原則 17 その他の原則の文脈でレビューすべきである。

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | | ● | ● | ● | ● |

重要な考慮事項1： FMIは、リンクの取極めを行う前に、あるいはリンク構築後は継続的に、リンクの取極めから生じるすべての潜在的なリスクの源泉を特定・モニター・管理すべきである。リンクの取極めは、各FMIが本報告書における他の原則を遵守することができるよう設計されるべきである。

Q.20.1.1: 予想されるリンクから生じるリスク（例えば、法的リスク、信用リスク、資金流動性リスク、オペレーショナルリスク）の所在を特定するために、どのような手続が用いられるか？これはリンクの構築に関するFMIの決定にどのように影響するか？

Q.20.1.2: 他の FMI との間にどのようなリンクが構築されているか？FMI はどのように既存のリンクから生じるリスクを継続的に特定・モニター・管理しているか？

Q.20.1.3: 他の原則への遵守を可能にするためのリンクに関する取極めを、FMI はどのように確保しているか？この分析はどの程度の頻度で行われるか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | | ● | ● | ● | ● |

重要な考慮事項2： リンクは、すべての関連する法域について確かな法的基盤を有するべきである。こうした法的基盤は、リンクの設計をサポートし、リンクを有するFMIに適切な保護を提供するものでなければならない。

Q.20.2.1: FMI がリンクを有する法域はどこか？リンクの構築を支える関連の法制度は何か？

Q.20.2.2: FMIは、リンクがすべての関連する法域において設計をサポートし、FMIに適切な保護を提供する確かな法的基盤を有することをどのようにして確実とするか？適切な保護が長期的に維持されることを、FMIはどのようにして確実とするか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | | ● | ● | | |

重要な考慮事項3： リンクを行うCSDは、CSD間で生じる信用・資金流動性リスクを計測・モニター・管理すべきである。CSD間のすべての与信は優良な担保によって全額カバーされるとともに、与信限度額が設定されるべきである。

Q.20.3.1: 構築されたリンクから生じる信用・資金流動性リスクを計測・モニター・管理するためにどのような手続が設けられているか？

Q.20.3.2: CSDがリンク先のCSDに与信を提供する場合、リンク先のCSDへの与信は優良な担保によって全額カバーされるとともに、与信限度額が適切であることを確保するため、どのような手続が存在しているか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | | ● | ● | | |

重要な考慮事項4： リンクを行うCSD間での証券の仮振替は禁止されるべきである。あるいは、少なくとも、仮振替がファイナルにされる前に、仮振替された証券を再振

替することは禁止されるべきである。

Q.20.4.1: リンクを通じた証券の仮振替が可能か？可能な場合、仮振替に必要な取極めは何か、また、こうした証券の再振替は最初の振替がファイナルとされるまで禁止されるか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | | ● | ● | | |

重要な考慮事項5： 投資家側のCSDは、リンクの取極めにおいて、自らの参加者の権利が高い水準で保護される場合に限り、発行者側のCSDとの間でリンクを構築すべきである。

Q.20.5.1: 構築されたリンクについて、投資家側のCSDは、自らの参加者の権利が高い水準で保護されることを、どのように判断したか？

Q.20.5.2: 保管されている証券を保有する主体は、保有証券の照合をどの程度の頻度で行うか？

Q.20.5.3: 自らの参加者の権利が高い水準で保護されるために、投資家側のCSDはどのような予防策を講じているか？（分別管理・勘定移管の取極め、オムニバス口座の資産保護規定など）

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | | ● | ● | | |

重要な考慮事項6： 投資家側のCSDは、発行者側のCSDとのリンクを運営するために仲介機関を利用する場合には、仲介機関の利用から生じる追加的なリスク（保管リスク、信用リスク、法的リスク、オペレーショナルリスクを含む）を計測・モニター・管理すべきである。

Q.20.6.1: CSD がリンクを運営するために仲介機関を利用する場合、仲介機関を選定する際に CSD はどのような基準を用いているか？その基準はリスク評価に基づくものか？

Q.20.6.2: 2つのリンクされたCSDと仲介機関のそれぞれどのような責任を負っているか？

Q.20.6.3: 仲介機関の利用から生じるリスクを計測・モニター・管理するために、どのような手続が存在するか？

| | | | | | |
|---------------------|----|-----|-----|----------|----|
| 下記の重要な考慮事項はが適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP ● | TR |
|---------------------|----|-----|-----|----------|----|

重要な考慮事項7： CCPは、他のCCPとのリンクを構築する前に、リンク先のCCPの破綻がもたらす潜在的な波及効果を特定・管理すべきである。3つ以上のCCPがリンクを行う場合、各CCPは、リンクの取極め全体から生じるリスクを特定・評価・管理すべきである。

リンク先のCCPの破綻

Q.20.7.1: リンクを構築する前に、リンク先のCCPの破綻がもたらす潜在的な波及効果を特定・評価するため、CCPはどのような分析を行ったか？

Q.20.7.2: CCPは、リンク先のCCPの破綻がもたらす波及効果をどのように管理するか？

集合的リンクの取極め (3つ以上のCCP)

Q.20.7.3: リンクを構築する前に、3先以上のCCPが関与するリンクの取極めによる潜在的な波及効果を特定・評価するため、CCPはどのような分析を行ったか？

Q.20.7.4: 集合的リンクの場合、集合的リンクから生じるリスクを特定・評価・管理するため、CCPはどのような手続を設けているか？CCP間リンクのネットワークの場合、異なるCCPのそれぞれの権利義務について明確な定義があるか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|----------|----|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP ● | TR |
|--------------------|----|-----|-----|----------|----|

重要な考慮事項8： リンクを行っている各々のCCPは、リンク先のCCPとリンク先のCCPの参

加者に対するカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーが存在するならば、少なくとも日次単位の評価において、これらを高い信頼水準で全額カバーすべきである。その際、当該CCPの参加者に対するCCP自身の債務履行能力がいかなる時点においても低下するようなことがあってはならない。

エクスポージャーおよびエクスポージャーのカバー

- Q.20.8.1: CCP間のエクスポージャーを計測・モニター・管理するために、どのような手順が設けられているか？
- Q.20.8.2: カレント・エクスポージャーを完全にカバーできることを、CCPはどのようにして継続的に確保しているか？
- Q.20.8.3: 自身の債務履行能力を低下させることなく、高い信頼水準でポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーをカバーすることを、CCPはどのようにして確保しているか？

リスクの管理

- Q.20.8.4: リンクから生じるリスクを管理するため、リンクを行うCCPはどのような取極めを設けているか？（例えば、異なるデフォルトファンド、証拠金所要額の増加、リンク先のデフォルトファンドへの拠出）
- Q.20.8.5: 各CCPがリンク先のデフォルトファンドへ資金を拠出する場合、一方のCCPが自らの参加者に対して債務を履行する能力が、いかなる場合であっても、他方のCCPが当該デフォルトファンドに資金を拠出していることが影響を及ぼさないことを、どのように確保しているか？

参加者に提供する情報

- Q.20.8.6: リンクを行うCCPは、リンクの取極めから生じ得る未カバーの損失や流動性不足を共同負担することで生じるエクスポージャーについて、どのようにして参加者が確実に通知を受けられるようにしているか？

| | | | | | |
|--------------------|----|-----|-----|-----|---------|
| 下記の重要な考慮事項が適用されるのは | PS | CSD | SSS | CCP | TR • |
|--------------------|----|-----|-----|-----|---------|

重要な考慮事項9： TRは、リンクに伴う追加的なオペレーショナルリスクを注意深く評価し、ITや関連する資源の拡張可能性・信頼性を確保すべきである。

Q.20.9.1: 異なる FMI とのリンクに関連する追加的オペレーショナルリスクを考慮するため、TR はどのようにして IT や関連する資源の拡張可能性・信頼性を確保しているか？TR は、どの程度の頻度でその拡張可能性・信頼性が十分であることを検証しているか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| ● | ● | ● | ● | ● |

原則 21:効率性・実効性

FMI は、その参加者と業務を提供する市場の要件を満たす上で効率的・実効的であるべきである。

この原則は、必要に応じて、オペレーショナルリスクに関する原則 17、アクセス・参加要件に関する原則 18、通信手順・標準に関する原則 22 その他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項1： FMIは、特に清算・決済制度の選択、事務処理体制、清算・決済・記録の対象商品の範囲、技術・手順の利用に関して、参加者や業務を提供する市場のニーズを満たすよう設計されるべきである。

Q.21.1.1: FMIの設計が、清算・決済制度、事務処理体制、受渡しのシステムと技術、個々のサービス・商品を含め、参加者や業務を提供する市場のニーズを考慮しているかどうかについて、FMIはどのように判断するのか？

Q.21.1.2: FMI は、参加者や他のユーザーの要件およびニーズを満たし、その変化に合わせてこうした要件を満たし続けているかどうかについて、どのように判断するのか？（フィードバック制度の利用など）

重要な考慮事項2： FMIは、最低サービスレベル、リスク管理の期待度、業務の優先度などの領域において、測定可能かつ達成可能な目標・目的を明確に定めるべきである。

Q.21.2.1: 業務の実効性に関する FMI の目標・目的は何か？

Q.21.2.2: FMI は、明確に定めた目標・目的が測定可能かつ達成可能であることをどのようにして確保しているか？

Q.21.2.3: その目標・目的はどの程度達成されているか？達成状況を計測・評価するため、FMI はどのような仕組みを備えているか？

重要な考慮事項3： FMIは、その効率性と実効性を定期的に評価するための仕組みを導入して

おくべきである。

Q.21.3.1: 効率性と実効性を評価するため、FMIはどのような手続・評価基準を用いているか？

Q.21.3.2: FMI は、どの程度の頻度で効率性と実効性を評価しているか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| ● | ● | ● | ● | ● |

原則 22: 通信手順・標準

FMI は、効率的な支払・清算・決済・記録を促進するため、これに関連する国際的に受け入れられた通信手順・標準を使用し、または最低限これに適合すべきである。

この原則は、必要に応じて、オペレーショナルリスクに関する原則 17、効率性・実効性に関する原則 21 その他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項1: FMIは、国際的に受け入れられている通信手順・標準を使用するか、最低限、これに適合すべきである。

通信手順

Q.22.1.1: FMI は、国際的に受け入れられている通信手順を使用しているか？使用している場合、どの手順か？使用していない場合、FMI は国際的に受け入れられている通信手順にどのように適合しているか？

Q.22.1.2: FMI がクロスボーダーの業務に従事する場合、FMI の事務処理手続・プロセス・システムでは、クロスボーダーの業務について、国際的に受け入れられている通信手順をどのように使用、またはその他の形でこれに適合しているか？

通信標準

Q.22.1.3: FMI は国際的に受け入れられている通信標準を使用しているか？使用している場合、どの標準か？使用していない場合、FMI は国際的に受け入れられている通信標準にどのように適合しているか？

Q.22.1.4: FMI がクロスボーダーの業務に従事する場合、FMI の事務処理手続・プロセス・システムでは、クロスボーダーの業務について、国際的に受け入れられている通信標準をどのように使用、またはその他の形でこれに適合しているか？

Q.22.1.5: 国際標準を使用しない場合、メッセージフォーマットやデータを国際標準から同等の国内標準へのデータ翻訳・変換、あるいはその逆を行うためのシステム対応を FMI はどのように行っているか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| ● | ● | ● | ● | ● |

原則 23: 規則・主要手続・主要データの開示

FMI は、参加者が FMI への参加に伴うリスクと料金などの重要なコストを正確に理解できるよう、明確かつ包括的な規則と手続を設けるとともに、十分な情報を提供すべきである。FMI の関係するすべての規則と主要な手続は、公表されるべきである。

この原則を検討するにあたっては、FMI のセキュリティと完全性にリスクを及ぼさない範囲で、あるいは営業上重要な情報の漏洩とならない範囲で、情報を開示すべきである。この原則は、必要に応じて、決済のファイナリティに関する原則 8、参加者破綻に関する原則 13、取引情報蓄積機関による市場データの開示に関する原則 24 その他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項1： FMI は、明確かつ包括的な規則・手続を採用し、参加者に十分に開示すべきである。関係する規則と主要な手続も公表すべきである。

規則と手続

Q.23.1.1: FMI の規則・手続はどの文書に記載されているか？これらの文書はどのように参加者に開示されているか？

Q.23.1.2: FMI の規則と手続が明確かつ包括的なものであるかについて、FMI はどのように判断するか？

開示

Q.23.1.3: 予見可能ではあっても異例な事象において従う手続について、FMI の規則・手続はどのような情報を記載しているか？

Q.23.1.4: FMI の規則・手続を変更するためのプロセスを FMI はどのように、また誰に対して開示しているか？

Q.23.1.5: FMI の開示に関する規則と主要手続はどのように公表されているか？

重要な考慮事項2： FMIは、そのシステムの設計と運営のほか、参加者がFMIへの参加に伴って生じるリスクを評価できるよう、FMIと参加者の権利・義務についても明瞭な記述を用いて開示すべきである。

Q.23.2.1: システムの設計・運営はどの文書に記載されているか？システムの設計・運営を、FMIは誰に対して、どのように開示しているか？

Q.23.2.2: システムの運営に直接に影響する重要な決定に関して行使できる裁量の範囲を、FMIは誰に対して、どのように開示しているか？

Q.23.2.3: FMIに参加することによって生じる権利・義務・リスクについて、FMIは参加者にどのような情報を提供しているか？

重要な考慮事項3： FMIは、参加者がFMIの規則・手続やFMIへの参加によって直面するリスクを理解しやすくなるよう、すべての必要かつ適切な文書を提示し、研修を実施すべきである。

Q.23.3.1: FMIは、FMIの規則・手続やFMIへの参加に関連するリスクに関する参加者の理解をどのようにして促進しているか？

Q.23.3.2: 上述の手段がFMIの規則・手続やFMIへの参加によって直面するリスクに関する参加者の理解を可能としている証拠はあるか？

Q.23.3.3: FMIの規則・手続および参加によるリスクへの理解の欠如を示す参加者をFMIが特定した場合、FMIはどのような是正措置を取るか？

重要な考慮事項4： FMIは、提供する個別サービス水準での料金と、利用可能な割引に関する方針を公表すべきである。FMIは、比較を可能とする目的から、有料サービスについて明確に記述すべきである。

Q.23.4.1: FMIは、個別サービス水準での料金と、利用可能な割引に関する方針を公開しているか？この情報はどのようにして公開されているか？

Q.23.4.2: FMI は、サービス・料金に関する変更について、参加者と公衆に適時に通知しているか？

Q.23.4.3: FMI は有料サービスについて説明を行っているか？この説明は、類似する FMI 間の比較を可能とするものか？

Q.23.4.4: FMI は、技術・通信手順などの FMI を運営する費用に影響する要因についての情報を開示しているか？

重要な考慮事項5： FMIは、「金融市場インフラのための情報開示の枠組み」(CPSS-IOSCO)に対する回答を定期的に作成・公表すべきである。FMIは、最低限、取引の件数・金額の基本データを開示すべきである。

Q.23.5.1: FMI が最近、上記枠組みに基づく情報開示を行ったのはいつか？これはどの程度の頻度で更新されているか？FMI およびその環境に重要な変化があったとき、および少なくとも 2 年ごとに更新されているか？

Q.23.5.2: どの数値データを FMI は公表しているか？この情報はどの程度の頻度で更新されているか？

Q.23.5.3: FMI は他にどのような情報を公表しているか？

Q.23.5.4: FMI はこの情報をどのように開示するか？情報の公表にどの言語を使用しているか？

| | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|
| PS | CSD | SSS | CCP | TR |
| | | | | ● |

原則 24: 取引情報蓄積機関による市場データの開示

TR は、関係当局と公衆に対して、各々のニーズに沿って、適時にかつ正確なデータを提供すべきである。

この原則は、必要に応じて、オペレーショナルリスクに関する原則 17 その他の原則の文脈でレビューすべきである。

重要な考慮事項1: TRは、関係当局や関係業界の期待に沿って、関係当局と公衆のそれぞれに対して、市場の透明性を高めるとともに、他の公共政策目的に資するような包括的かつ十分に詳細なデータを提供すべきである。

Q.24.1.1: TR はどのようなデータを公衆と関係当局が利用できるようにしているか？

Q.24.1.2: データの開示が公衆と関係当局のニーズを実効的に満たしているという状況を、TR はどのようにして確保しているか？

重要な考慮事項2: TRは、関係当局に適時・適切なデータの提供を行うための実効的なプロセスと手続を整備し、関係当局が各々の規制上の任務や法的な責務を果たすことができるようにすべきである。

Q.24.2.1: 規制による義務と法的な責務を果たすため、適時かつ適切な態様で関係当局にデータを提供できるようにTRはどのようなプロセス・手続に従っているか？

Q.24.2.2: TRはどのようにして、関係当局へのデータの提供が法律面、手続面、事務処理面および技術面で整備されている状況を確認しているか？

重要な考慮事項3: TRは最新データと過去データを正確に提供できる強固な情報システムを整備すべきである。データは適時に、分析が容易な形式で提供されるべきである。

Q.24.3.1: TR はどのようにしてデータの正確さを確保しているか？

Q.24.3.2: データや関連情報が一般にアクセス可能な、比較可能で容易に分析できるフォーマットで提供されることを、TR はどのようにして確保しているか？

6.0. FMI に対する当局の責務の重要な事項毎の質問

責務 A: FMI の規制・監督・オーバーサイト

FMI は、中央銀行・市場監督者・その他の関係当局による適切で実効的な規制・監督・オーバーサイトに服すべきである。

重要な考慮事項 1: 当局は、規制・監督・オーバーサイトの適用を受けるべき FMI を特定するために用いる判断基準を明確に定義し、公表すべきである。

Q.A.1.1: 規制・監督・オーバーサイトを受けるべき FMI を特定するために、当局はどのような判断基準を用いているか？

Q.A.1.2: 判断基準はどのように公表されているか？

重要な考慮事項 2: 上記の判断基準を用いて特定された FMI は、中央銀行、市場監督者その他の関係当局による規制・監督・オーバーサイトに服すべきである。

Q.A.2.1: 規制・監督・オーバーサイトの対象としてどの FMI が特定されたか？重要な考慮事項 1 に定める判断基準を用いて特定したか。

Q.A.2.2: どの当局（単一または複数）が特定された FMI の規制・監督・オーバーサイトを行うか？各当局の責務はどのような範囲か？

Q.A.2.3: 関係当局はどのようにして FMI の規制・監督・オーバーサイトにおける相違を回避（あるいは対処）してきたか？

責務 B: 規制・監督・オーバーサイトの権限・資源

中央銀行・市場監督者・その他の関係当局は、FMI に対する規制・監督・オーバーサイトを行う上で、その責務を実効的に遂行するための権限と資源を備えるべきである。

重要な考慮事項 1: 当局は、情報を適時に取得する能力、改善に向けた働き掛けや是正措置を講じる能力など、関係する責務に対応した権限や他の職権を備えているべきである。

関係する責務に対応した権限や他の職権

Q.B.1.1 : 当局の権限や他の職権はどのようなものか？これらは関係する責務 (Q.A.2.2 で特定) にどのように整合的か？

適時の情報を取得する権限

Q.B.1.2 : 責務を果たすために FMI から適時の情報 (秘匿情報・非公開情報を含む) を取得する権限や他の職権はどのようなものか？関係する制約がある場合、それは何か？

Q.B.1.3 : FMI はどのような情報の提供を義務付けられているか？この情報はどの程度の頻度で提供されているか？

Q.B.1.4 : 当局は以下の事項を理解し、評価することを可能にする情報をどの程度取得することができるか？ (a) FMIの各種の機能・業務・財務状況の全体像、(b) FMIや (状況によっては) その参加者がもたらす、あるいは被るリスク、(c) FMIが参加者や広く経済全般に及ぼす影響、(d) FMIによる関連する規制・方針の遵守状況

改善に向けた働き掛けや是正措置を講じる権限

Q.B.1.5 : 関係する原則を遵守していない、または関係する規制・方針を遵守していないFMIに対して、改善に向けた働き掛けや是正措置を講じるための当局の権

限や他の職権はどのようなものか？関係する制約がある場合、それは何か？

重要な考慮事項 2： 当局は、その規制・監督・オーバーサイトに関する責務を果たす上で十分な資源を備えているべきである。

資源

Q.B.2.1： 当局がその責務を果たすためにどのような資源（十分な資金、資質・経験を備えた職員、適切かつ継続的な訓練を含む）を利用できるか？

Q.B.2.2： 利用可能な資源水準は当局がその責務を果たす能力をどの程度制約するか？

Q.B.2.3： 規制・監督・オーバーサイトに関する自らの責務を果たすために必要な資源を評価する各当局のプロセスはどのようなものか？

法的保護

Q.B.2.4： 規制・監督・オーバーサイトに関する責務を果たす職員には、必要な場合どのような法的保護が適用されるか？

責務 C: FMI に関する方針の開示

中央銀行・市場監督者・その他の関係当局は、FMI に対する規制・監督・オーバーサイトの方針を明確に定義し、開示すべきである。

重要な考慮事項 1: 当局は、その目的・役割・規制を含む、FMI に関する方針を明確に定義すべきである。

Q.C.1.1: その目的・役割・規制を含む、FMIに関する各当局の方針はどのようなものか？これらは明確に定義されているか？

重要な考慮事項 2: 当局は、FMI に対する規制・監督・オーバーサイトに関する方針を公表すべきである。

Q.C.2.1: 関係する方針はどのように開示されるか？

責務 D: 本原則の適用

中央銀行・市場監督者・その他の関係当局は、本原則を採用し、整合的に適用すべきである。

重要な考慮事項 1：関係当局は、本原則を採用すべきである。

Q.D.1.1： どのようにして、またどの程度、関係当局は原則を採用しているか？

重要な考慮事項 2：関係当局は、最低限、上記原則がすべてのシステムに重要な資金決済システム・CSD・SSS・CCP・TR に適用されるよう確保すべきである。

Q.D.2.1： 当局は、どのシステムに重要な資金決済システム・CSD・SSS・CCP・TRに原則を適用するか？関係当局が原則を適用しないシステムに重要なFMIがあるか？

Q.D.2.2： 当局は、どのFMIに原則を適用する、あるいは適用しないかについて、どのように開示しているか？各関係当局は、特定のFMIに原則を適用するか否かの決定をどのように正当化しているか？

重要な考慮事項 3：関係当局は、上記原則を、当局の法域内について、および複数国をカバーするような法域を跨ぐ場合についても、整合的に適用すべきである。また、本原則が対象とする FMI に対して、その種類に応じて整合的に適用すべきである。

Q.D.3.1： 当局は、公共部門が所有あるいは運営する FMI を含め、関係法域内について、および法域を跨ぐ場合について、原則の整合的な適用をどのように行っているか？

Q.D.3.2： 当局が FMI の所有者かつ運営者であるとともに民間部門の FMI のオーバーサイト主体でもある場合、生じ得る利害対立をどのように考慮し対応しているか？

Q.D.3.3： FMI が適用される全原則を遵守していない場合に、当局はどのようにして

FMI がその未達成部分を改善するために適切かつ適時な行動を取るよう
させるか？

責務 E:他の当局との協力

中央銀行・市場監督者・その他の関係当局は、FMI の安全性・効率性を促進する上で、適切な場合には国内・国際の双方の関係において相互に協力すべきである。

重要な考慮事項 1： 関係当局は、FMI に対する各自の責務達成において相互に支援し合うことを目的に、効率的かつ実効的な意思疎通と協議を促進するため、国内・国際双方の関係において相互協力すべきである。そうした協力は、通常の場合において実効的であることが求められ、市場ストレス発生時、危機時のほか、万一、FMI の再建・撤退・破綻対応が必要となった場合にも、必要に応じて実効的な意思疎通・協議・調整を促進するために十分に柔軟なものであるべきである。

Q.E.1.1： どのFMIについて、当局間の協力があり、どの当局が関与しているか？

Q.E.1.2： 国内・国際の双方の関係における当局間の協力は、どのような形で、FMIに対する各自の責務達成において相互に支援し合うことを目的に、通常の場合において効率的かつ実効的な意思疎通と協議を促進しているか？

Q.E.1.3： 当局間の協力はどのような形で、市場ストレス発生時、危機時のほか、万一、FMIの再建・撤退・破綻対応が必要となった場合にも、必要に応じて実効的な意思疎通・協議・調整を促進しているか？

重要な考慮事項 2： 当局は、その法域においてクロスボーダーや多通貨で業務を展開する FMI が現に運用を行っている、または運用を検討していることを知った場合には、できるだけ速やかに、CPSS-IOSCO「金融市場インフラのための原則」の遵守状況に関心を有し得る他の関係当局に連絡すべきである。

Q.E.2.1： 当局の法域において、どのFMIがクロスボーダーや多通貨で業務を展開しているか？その法域において、クロスボーダーや多通貨で業務を展開するFMIが現に運用を行っている、または運用を検討していることを、当局はどのようにして特定しているか？

Q.E.2.2： 他の関係当局に通知すべきか否かを判断する際にはどのような基準を用いているか？

Q.E.2.3 : 他の関係当局に通知を行うのは、いつ、どのようにしてか？

重要な考慮事項 3 : 協力は様々な形態を取り得る。協力の形態・フォーマリティの程度・協力の強さは、FMI の監督・オーバーサイトに従事する各当局の責務の内容と範囲にとって適切であり、かつ、協力関係にある様々な当局の法域における FMI のシステミックな重要性と見合ったものであるべきである。また、同時に協力の効率性・実効性を促進するものであるべきである。協力の取極めに参加する当局の数に関しては、協力の効率性・実効性が確保されるように上手く調整されるべきである。

協力の形態

Q.E.3.1 : 重要な考慮事項1に基づいて特定された各FMIに関する協力の形態はどのようなものか？

Q.E.3.2 : FMIの監督・オーバーサイトに従事する各当局の責務の内容と範囲にとって、協力の形態はどのように適切か？

協力の効率性と実効性

Q.E.3.3 : 協力の取極めの調整は、そのような協力の取極めに参加する当局の数に関しても含め、どのようにして協力の効率性と実効性を促進しているか？

重要な考慮事項 4 : 協力の取極めが必要な FMI については、すべての関連当局間で効率的かつ実効的な協力関係が構築されることについて、少なくとも 1 つの当局が責任を負うべきである。このような協力関係構築に責任を負う当局が存在しない場合には、FMI の本拠地の法域において主たる責務を持つ単一または複数の当局がこの責任を負うことが前提となる。

Q.E.4.1 : 重要な考慮事項1に基づいて協力の取極めが必要と特定された各FMIについて、すべての関係当局間で効率的かつ実効的な協力関係が構築されることについて責任を負うのは、どの当局（単一または複数）か？

Q.E.4.2 : 協力に関してこれらの当局（単一または複数）が負う責務は何か？

重要な考慮事項 5：少なくとも1つの当局が、本原則に照らして FMI を定期的に評価すべきである。そうした評価の策定においては、当該 FMI の監督・オーバーサイトを実施しており、当該 FMI がシステミックに重要な他の当局と協議を行うべきである。

Q.E.5.1： 原則に照らして FMI を定期的に評価するよう確保するのはどの関係当局か？

Q.E.5.2： この関係当局は、当該 FMI の監督・オーバーサイトを実施しており当該 FMI がシステミックに重要な他の関係当局と、どのように協議を行い、評価を共有しているか？

重要な考慮事項 6：本原則に照らして FMI の決済がシステミックに重要な通貨すべてにおいて、当該 FMI の決済の枠組みやそれに関係する資金流動性リスク管理を評価する場合には、当該 FMI に関して主たる責務を有する単一または複数の当局は、当該通貨発行国の中央銀行の見解を考慮すべきである。通貨発行国の中央銀行がその責務の下でこれらの枠組みや手続を評価することを求められている場合には、当該中央銀行は、FMI に関する主たる責務を有する単一または複数の当局の見解を考慮すべきである。

Q.E.6.1： 規制・監督・オーバーサイトの主たる責務を有する単一または複数の当局は、どの通貨（単一または複数）について、当該 FMI の決済の枠組みやそれに関係する資金流動性リスク管理手法を評価しているか？

Q.E.6.2： FMI の決済がシステミックに重要な通貨すべてにおいて、当該 FMI の決済の枠組みやそれに関係する資金流動性リスク管理手法を評価する際、当該 FMI に関して規制・監督・オーバーサイトの主たる責務を有する単一または複数の当局は、単一または複数の当該通貨発行国の中央銀行の見解をどのように考慮しているか？

Q.E.6.3： 通貨発行国の中央銀行が、FMI の決済の枠組みやそれに関係する資金流動性リスク管理手法を評価する際、当該中央銀行は、当該 FMI に関する主たる責務を有する単一または複数の当局の見解をどのように考慮しているか？

重要な考慮事項 7： 関係当局は、検討中の規制内容の重大な変更や、他の当局の規制・監督・オーバーサイトに重大な影響を及ぼし得る当該 FMI に関する問題事象について、実務上可能な場合には事前に通知し、それができない場合でもできるだけ速やかに事後通知すべきである。

Q.E.7.1： 関係当局は、検討中の規制内容の重大な変更や、他の国内・外国当局の規制・監督・オーバーサイトに重大な影響を及ぼし得る当該 FMI に関する問題事象について、実務上可能な場合には事前通知、それが出来ない場合でもできるだけ速やかな事後通知を、どのように行っているか？

Q.E.7.2： それが適当である場合、当局は、FMI について取られたそのような規制上の措置に関する他の当局の見解をどのように考慮しているか？

重要な考慮事項 8： 関係当局は、TR に記録された取引情報への適時のアクセスを確保するため、連携すべきである。

Q.E.8.1： 当局が、他の法域に関係するデータを管理する TR の規制・監督・オーバーサイトを行う場合、各自の責務と整合的な取引データに重大な関心を有する他の当局による、当該 TR 保有の取引データへの適時で適切なアクセスを確保するために、それらの当局とどのように連携しているか？

重要な考慮事項 9： 各当局が独自の判断において、FMI が健全に設計・管理されていない、または本原則が適切に遵守されていないと判断する場合には、当該当局は当該 FMI の利用や当該 FMI へのサービスの提供を控えさせる裁量権を有する。そのような裁量権を行使する当局は、当該 FMI に対してとともに、当該 FMI に対する監督・オーバーサイトに関する主たる責務を有する単一または複数の当局に対して、講じた措置についての明確な根拠を示すべきである。

Q.E.9.1： FMI が健全に設計・管理されていない、または本原則が適切に遵守されていないとの理由で、当局は当該 FMI の利用や当該 FMI へのサービスの提供を控えさせる裁量権を行使したことがあるか？

Q.E.9.2 : もしQ.E.9.1の裁量権を行使したことがある場合、当該当局は、当該FMIに対してとともに、当該FMIに対する監督・オーバーサイトに関する主たる責務を有する単一または複数の当局に対して、明確な根拠を示したか？

重要な考慮事項 10：当局間の協力の取極めは、参加する各当局の法令上・法的・その他の権限を損なうものであってはならず、また、法令上・法的な任務を果たすための当局の権限や、そうした権限に従って行為を行うための裁量権を制約するものであってはならない。

この重要な考慮事項についての質問は存在しない。

付録 A: FMI による開示の書式

回答機関: [FMI 名]

FMI が事業を行う法域: [法域を列挙]

FMI の規制・監督・オーバーサイトを行う当局 (単一または複数): [当局を列挙]

開示日 [日付]

他に開示している場所 [ウェブサイト URL]

詳細の問い合わせ先 [問い合わせ先の詳細]

I. 要旨

本セクションには、FMI の概要、参加者、法的・規制上の枠組み、主たるリスク、主たるリスク管理その他の関連業務を記載すべきである。

II. 前回の情報開示以降の重要な変更点の要約

本セクションでは、FMI の組織、業務、設計、規則、対象市場、規制環境に関する、前回の情報開示以降の重要な変更点を要約すべきである。FMI はかかる変更を行ったセクションを示すべきである。

III. FMI の背景全般

FMI と FMI がその役割を果たす市場に関する全般的な記述

本セクションでは、FMI が提供する業務と実施する機能の基本的かつ簡潔な記述を記載すべきである。また、FMI がその役割を果たす市場およびかかる市場での FMI の役割の概要も記述すべきである。さらに、本セクションには、FMI の業務と事務処理に関する基本情報と実績統計も含まれるべきである。例えば、FMI は、商品種類別の基本的な取引量および取引額の統計、FMI の参加者に対する日中エクスポージャー合計額の平均、FMI の事務処理の信頼性に関する統計などを示すべきである。

FMI の組織概要

本セクションでは、FMI のガバナンス方針、ガバナンス構造、管理構造の記述を含め、FMI

の組織構造およびガバナンス構造の概要を記述すべきである。

法的小よび規制上の枠組み

本セクションでは、FMI の法的構造、所有権構造、FMI の活動にかかる重要な各側面の法的基礎、FMI の規制・監督・オーバーサイトの枠組みを含め、FMI の法的小よび規制上の枠組みの概要を記述すべきである。

システムの設計と運用

本セクションでは、FMI の設計と運用を説明すべきである。取引過程の典型的なライフサイクルにかかる明瞭な記述を含めるべきである。この情報は、FMI による取引の処理方法（例えば、事象の時系列、取引を対象とする認証・チェック、関係者の責任範囲）を明示すべきである。

IV. 原則毎の要約の説明的開示

本セクションでは、適用される各原則について、原則の遵守に向けた FMI のアプローチを読者が理解できるような十分な詳細と文脈による要約の説明的な情報開示を行うべきである。

| 原則毎の要約の説明的開示 | |
|-----------------|--|
| 原則 X 原則の文章 | |
| 要約の説明的な記述 | <p>本セクションには、原則の遵守に向けた FMI のアプローチまたは方法を読者が理解できるような十分な詳細と文脈による要約の説明的な情報開示と他の適切な補足情報を記述すべきである。</p> <p>FMI は、要約の説明的な情報開示を作成するあたり、求められている開示の重点事項や詳細度合いについて、本報告書のセクション 5 を参照すべきである。</p> <p>必要に応じて、検討の補足として、公表されている文書との相互参照を含めるべきである。</p> |
| 各質問への回答 (任意) | 本セクションは任意であるが、本報告書のセクション 5 に記述されている各質問への回答を記述すべきである。質問への回答は重要な考慮 |

| |
|---------------|
| 事項毎に編成すべきである。 |
|---------------|

V. 公表物のリスト

本セクションには、開示報告書で参照されている資料を含め、FMI および適用される各原則の遵守に向けた FMI のアプローチを読者が理解する上で助けとなる公表物のリストを掲載すべきである。

付録 B: FMI による原則の遵守に関する評価報告書書式

I. 要旨

本セクションでは評価に関する重要な結果を明らかにすべきである。

II. 序文

本セクションは報告書の序文であり、評価に関する下記の重要情報を含めるべきである。

- ・ 評価者：評価を行う主体と評価者を特定する。
- ・ 評価の目的：評価の目的と文脈を特定する。
- ・ 評価の範囲：評価を受ける FMI、FMI の一連の業務とサービス、評価する一連の原則を特定する。
- ・ 評価方法：評価を行う際にたどる過程を特定する。原則をすべて評価するのではない場合、特定の原則を評価しない理由を説明すべきである。
- ・ 評価の情報源：評価を行う際に用いる主な情報源（公表情報、非公表情報）を特定すべきである。こうした情報源に含まれるものとして、文書（他の評価、調査、アンケート、報告書、研究、関連法規制、規制や業界のガイダンス）、当該 FMI、当局、および関連する業界の利害関係者（例えば、参加者、他の FMI、証券取引所、カスタディアン、証券ブローカー、エンドユーザー関連団体など）との口頭による議論が考えられる。

また本セクションでは、情報や協力の不足、評価の過程や範囲を制限する要因など、評価を行ううえでの困難があれば、言及すべきである。さらに、入手を試みたが入手できなかった情報がある場合には、これを説明すべきである。

III. 支払・清算・決済状況 – 概観

本セクションは、支払、清算、決済の全体における FMI の役割の概要、FMI の業務・サービスの概要、FMI の業務の範囲に関する理解の助けとなる統計一覧を記述すべき

である。適切な場合には、概要および統計一覧は、他の FMI との比較に役立つものであるべきである。

また、本セクションでは、当該 FMI に関する規制・監督の枠組みに関する概要と、関連当局の簡単な記述、並びに最近行われた、または近い将来予定されている大きな変更や改正の要約を記述すべきである。

IV. 評価の要約

原則遵守の評価の要約

本セクションでは、原則の詳しい評価の重要な結果を要約すべきである。評価者は、原則毎に、下記を行うべきである。

- ・ FMI の重要な実務と業績を明らかにする。
- ・ 特定された問題をリストにする。
- ・ 完全には遵守されていない各原則について、コメントし、「概ね遵守」、「一部遵守」、「非遵守」と評価した主な理由を示す。非遵守の程度に影響する可能性のあるリスク要因を指摘する。懸念事項への対処がなされているか否かに加え、現行の取り組みが予想通りに進めば達成できると考えられる遵守の度合いを示す。

本セクションの最後には、遵守状況に関する原則毎の評価の纏めを記述すべきである（表 1 参照）。

表 1
 評定の要約

| 評価カテゴリー | 原則 |
|---------|--------------|
| 遵守 | 例：原則 1、3、6、8 |
| 概ね遵守 | |
| 一部遵守 | |
| 非遵守 | |
| 非適用 | |

FMI への勧告

本セクションでは、FMI による原則の遵守状況を改善するために提案する手順を記載すべきである。評価者は、表 2 に FMI による原則の遵守に関する懸念事項やその他の欠落・欠陥について、それらに対処するうえでの勧告と FMI が措置を取るべき時間的枠組みと共に記載すべきである。

評価者は、勧告を、実施や対処の緊急性が最も高いものから最も低いものへと順序づけて記載すべきである。評価者は、勧告する対策がどのような形で原則の遵守レベルの向上につながるか、説明すべきである。FMI に進行中の改善計画がある場合は、これをコメント欄に記述すべきである。遵守に対する具体的な障害があれば、記述すべきである。

一部の原則は、複数の懸念事項、あるいは他の欠陥・欠落が特定されている場合には、表 2 の中に何度も記載されることがある。

表 2
 勧告優先順位リスト

| 原則 | 懸念事項& 他の欠落・欠陥 | 勧告する措置と コメント | 勧告する措置の 実施にかかる時 間的枠組み |
|----|------------------|-----------------|-----------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

V. 詳細な評価報告

詳細な評価の表では、適用される重要な考慮事項、重要な結論、およびそれぞれについての原則毎の評定を記載すべきである（表 3 参照）。

表 3

原則の遵守状況についての詳細な評価

適用される各原則について

原則 X

原則の文章

重要な考慮事項 1

重要な考慮事項の文章

本セクションでは、重要な考慮事項に関連する FMI の実務に関する情報を提示すべきである。評価者は、適用される重要な考慮事項の質問を参考とすべきである。適当な場合には、セクション 5 に記載されている質問の見出しに従って情報を整理すべきである。評価対象の FMI のカテゴリーに該当する重要な考慮事項のみを選択すべきである。

回答は、FMI の運営者および参加者が従う実際の慣行を反映すべきである。セクション 5 に記載されている質問リストは、評価者が事実を収集する際に役立つツールであり、チェックリストとして意図されているものではない。こうした質問のそれぞれに対する具体的な答えそのものを評価報告書の一部とする必要はない。

...

...

重要な考慮事項 N

重要な考慮事項の文章

裏付けとなる事実、

原則の重要な結論

本セクションは、適用される各重要な考慮事項について収集した裏付けとなる事実に基づき、評価者が収集した重要な情報の要旨を述べるものである。ここでは、FMI の実務と業績を要約し、懸念事項の重大さについて述べ、その他の欠落または欠陥を特定すべきである。

原則の評価

本セクションでは、原則を「遵守」、「概ね遵守」、「一部遵守」、「非遵守」、または「非適用」のいずれであるか述べ、その評定の根拠を示すべきである。

勧告とコメント

本セクションでは、特定された懸念事項とその他の欠落または欠陥のそれぞれに対して勧告される措置およびコメントを示すべきである。

付録 C: FMI 関係当局による責務の遵守に関する評価報告書書式

I. 要旨

本セクションでは評価に関する重要な結果を明らかにすべきである。

II. 序文

本セクションは報告書の序文であり、評価に関する下記の重要情報を含めるべきである。

- ・ 評価者：評価を行う主体と評価者を特定する。
- ・ 評価の目的：評価の目的と文脈を特定する。
- ・ 評価の範囲：当局、FMI の規制・監督・オーバーサイトにおける当局の責務、評価した責務を特定する。
- ・ 評価方法：評価を行う際にたどる過程を特定する。責務をすべて評価するのではない場合、特定の責務を評価しない理由を説明すべきである。
- ・ 評価の情報源：評価を行う際に用いる主な情報源（公開情報、非公開情報）を特定すべきである。こうした情報源に含まれるものとして、文書（他の評価、調査、アンケート、報告書、研究、関連法規制、規制や業界のガイダンス）、当局および関連する業界の利害関係者との口頭による議論が考えられる。

また本セクションでは、情報や協力の不足、評価の過程や範囲を制限する要因など、評価を行ううえでの困難があれば、言及すべきである。さらに、入手を試みたが入手できなかった情報がある場合には、これを説明すべきである。

III. 支払・清算・決済状況 – 概観

本セクションは、支払、清算、決済の全体の概要、当該法域の FMI に関する規制・監督・オーバーサイトの枠組み、関係当局の概要、並びに最近行われた、または近い将来予定されている大きな変更や改正の要約を記述すべきである。

IV. 評価の要約

責務遵守の評価の要約

本セクションでは、責務の詳しい評価の重要な結果を要約すべきである。評価者は、各責務について、下記を行うべきである。

- ・ 当局の重要な実務と業績を明らかにする。
- ・ 特定された問題をリストにする。
- ・ 完全には遵守されていない各責務について、コメントし、「概ね遵守」、「一部遵守」、「非遵守」と評価した主な理由を示す。非遵守の程度に影響する可能性のあるリスク要因を指摘する。懸念事項への対処がなされているか否かに加え、現行の取り組みが予想通りに進めば達成できると考えられる遵守の度合いを示す。

本セクションの最後には、遵守状況に関する責務毎の評価の纏めを記述すべきである（表 1 参照）。

表 1
評定の要約

| 評価カテゴリー | 責務 |
|---------|----------------|
| 遵守 | 例：責務 A および C |
| 概ね遵守 | 例：責務 B、D および E |
| 一部遵守 | |
| 非遵守 | |
| 非適用 | |

当局への勧告

本セクションでは、当局による責務の遵守状況を改善するために提案する手順を記載すべきである。評価者は、表 2 に当局による責務の遵守に関する懸念事項やその他の欠落・欠陥について、それらに対処するうえでの勧告、勧告の対象となる関係当局、当局が措置を取るべき時間的枠組みと共に記載すべきである。

評価者は、勧告を、実施や対処の緊急性が最も高いものから最も低いものへと順序づけて記載すべきである。評価者は、勧告する対策がどのような形で責務の遵守レベルの向上につながるか、説明すべきである。遵守に対する具体的な障害があれば、記述すべきである。当局に進行中の改善計画がある場合は、これをコメント欄に記述すべきである。

一部の責務は、複数の懸念事項、あるいは他の欠陥・欠落が特定されている場合には、表 2 の中に何度も記載されることがある。

表 2
勧告優先順位リスト

| 責任 | 懸念事項& 他の欠陥・欠陥 | 勧告する措置と コメント | 関係当事者 | 勧告する措置の 実施にかかる時 間的枠組み |
|----|------------------|-----------------|-------|-----------------------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

V. 詳細な評価報告

詳細な評価の表では、適用される重要な考慮事項、重要な結論、およびそれぞれの責務毎の評定を記載すべきである（表 3 参照）。

表 3

責務の遵守状況についての詳細な評価

| 各責務について | |
|-------------------------|---|
| 責務 X | |
| 責務の文章 | |
| 重要な考慮事項 1 重要な考慮事項の文章 | <p>本セクションでは、重要な考慮事項に関連する当局の実務に関する情報を提示すべきである。評価者は重要な考慮事項の質問を参考とすべきである。適当な場合には、セクション 6 に記載されている質問の見出しに従って情報を整理すべきである。</p> <p>回答は、当局が従う実際の慣行を反映すべきである。セクション 6 に記載されている質問リストは、評価者が事実を収集する際に役立つツールであり、チェックリストとして意図されているものではない。こうした質問のそれぞれに対する具体的な答えそのものを評価報告書の一部とする必要はない。</p> |
| ... | ... |
| 重要な考慮事項 N 重要な考慮事項の文章 | 裏付けとなる事実、 、 、 |
| 責務の重要な結論 | 本セクションは、適用される各重要な考慮事項について収集した裏付けとなる事実に基づき、各責務について評価者が収集した重要な情報の要旨を述べるものである。ここでは、当局の実務と業績を要約し、懸念事項の重大さについて述べ、その他の欠落または欠陥を特定すべきである。 |
| 責務の評価 | 本セクションでは、責務を「遵守」、「概ね遵守」、「一部遵守」、「非遵守」、または「非適用」のいずれであるか述べ、その評定の根拠を示すべきである。 |
| 勧告とコメント | 本セクションでは、特定された懸念事項とその他の欠落または欠陥のそれぞれに対して勧告される措置およびコメントを示すべきである。 |

付録 D: FMI による原則の遵守および当局による責務の遵守に関する国別評価報告書書式

I. 要旨

本セクションでは評価に関する重要な結果を明らかにすべきである。

II. 序文

本セクションは報告書の序文であり、評価に関する下記の重要情報を含めるべきである。

- ・ 評価者：評価を行う主体と評価者を特定する。
- ・ 評価の目的：評価の目的と文脈を特定する。
- ・ 評価の範囲：評価を受ける FMI、FMI の一連の業務とサービス（対象の金融商品と市場を含む）、評価する一連の原則を特定する。当局、FMI の規制・監督・オーバーサイトにおける当局の責務、評価した責務を特定する。
- ・ 評価方法：評価を行う際にたどる過程を特定する。原則あるいは責務をすべて評価するのではない場合、特定の原則あるいは責務を評価しない理由を説明すべきである。
- ・ 評価の情報源：評価を行う際に用いる主な情報源（公表情報、非公表情報）を特定すべきである。こうした情報源に含まれるものとして、文書（他の評価、調査、アンケート、報告書、研究、関連法規制、規制や業界のガイダンス）、当該 FMI、当局、および関連する業界の利害関係者（例えば、参加者、他の FMI、証券取引所、カストディアン、証券ブローカー、エンドユーザー関連団体など）との口頭による議論が考えられる。

また本セクションでは、情報や協力の不足、評価の過程や範囲を制限する要因など、評価を行ううえでの困難があれば、言及すべきである。さらに、入手を試みたが入手できなかった情報がある場合には、これを説明すべきである。

III. 支払・清算・決済状況 – 概観

本セクションは、支払、証券あるいはデリバティブの清算、決済の全体構造を記述すべきである。

本セクションはまた、FMI の業務・サービスの概要、同一国または関係する他国の同一種類の他の FMI との比較を含め、FMI の活動の理解の助けとなる統計一覧を記述すべきである。

本セクションはまた、当該 FMI に関する規制・監督・オーバーサイトの概要、関係当局の概要、並びに最近行われた、または近い将来予定されている大きな変更や改正の要約を記述すべきである。

IV. 評価の要約

IV.1 原則遵守の評価の要約

本セクションでは、原則の詳しい評価の重要な結果を要約すべきである。評価者は、以下の主なカテゴリーで、原則の遵守についての詳しい評価の主な結果を述べるべきである。(a) 組織一般 (原則 1~3)、(b) 信用リスク管理と資金流動性リスク管理 (原則 4~7)、(c) 決済 (原則 8~10)、(d) 証券集中保管機関と価値交換型決済システム (原則 11・12)、(e) 破綻時処理 (原則 13・14)、(f) ビジネスリスク管理とオペレーショナルリスク管理 (原則 15~17)、(g) アクセス (原則 18~20)、(h) 効率性 (原則 21・22) (i) 透明性 (原則 23・24)。

評価者は、各 FMI の評価において、各カテゴリーで下記を行うべきである。

- ・ FMI の重要な実務と業績を明らかにする。
- ・ 特定された問題をリストにする。
- ・ 完全には遵守されていない各原則について、コメントし、「概ね遵守」、「一部遵守」、「非遵守」と評価した主な理由を示す。非遵守の程度に影響する可能性のあるリスク要因を指摘する。懸念事項への対処がなされているか否かに加え、現行の取り組みが予想通りに進めば達成できると考えられる遵守の度合いを示す。

本セクションの最後には、遵守状況に関する原則毎の評価の纏めを記述すべきである（表 1 参照）。

| 表 1 原則の評価の要約 | |
|-----------------|--------------|
| 評価カテゴリー | 原則 |
| 遵守 | 例：原則 1、3、6、8 |
| 概ね遵守 | |
| 一部遵守 | |
| 非遵守 | |
| 非適用 | |

IV.2 責務遵守の評価の要約

本セクションでは、責務の詳しい評価の重要な結果を要約すべきである。評価者は、各責務について、下記を行うべきである。

- ・ 当局の重要な実務と業績を明らかにする。
- ・ 特定された問題をリストにする。
- ・ 完全には遵守されていない各責務について、「概ね遵守」、「一部遵守」、「非遵守」と評価した主な理由を示す。非遵守の程度に影響する可能性のあるリスク要因を指摘する。懸念事項への対処がなされているか否かに加え、現行の取り組みが予想通りに進めば達成できると考えられる遵守の度合いを示す。

本セクションの最後には、遵守状況に関する責務毎の評価の纏めを記述すべきである（表 2 参照）。

表 2
責務の評定の要約

| 評価カテゴリー | 責務 |
|---------|----------------|
| 遵守 | 例：責務 A および C |
| 概ね遵守 | 例：責務 B、D および E |
| 一部遵守 | |
| 非遵守 | |
| 非適用 | |

IV.3 市場全体の勧告の要約

該当する場合（FSAP および技術支援など）、本セクションに市場全体の勧告の評価に関する所見を記載すべきである⁷。

IV.4 FMI への勧告

本セクションでは、FMI による原則の遵守状況を改善するために提案する手順を記載すべきである。評価者は、表 3 に FMI による原則の遵守に関する懸念事項やその他の欠落・欠陥について、それらに対処するうえでの勧告と FMI が措置を取るべき時間的枠組みと共に記載すべきである。

評価者は、勧告を、実施や対処の緊急性が最も高いものから最も低いものへと順序づけて記載すべきである。評価者は、勧告する対策がどのような形で原則の遵守レベルの向上につながるか、説明すべきである。FMI に進行中の改善計画がある場合は、これをコメント欄に記述すべきである（ただし、これらの計画が将来もたらす影響は、現時点における評価カテゴリーの割り当てには反映されない）。遵守に対する具体的な障害があれば、記述すべきである。

一部の原則は、複数の懸念事項、あるいは他の欠陥・欠落が特定されている場合には、表の中に何度も記載されることがある。

⁷ 国の決済システム全体を対象とする外部評価の場合、広範な支払、清算、決済の環境を改善する機会として特定された関連事項にかかるコメントを記載するために、このセクションを使用してもよい。

表 3

勧告優先順位リスト[FMI の名称]

| 原則 | 懸念事項& 他の欠落・欠陥 | 勧告する措置とコメント | 勧告する措置の実施 にかかる時間的枠組み |
|----|------------------|-------------|-------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

IV.5 当局への勧告

本セクションでは、当局による責務の遵守状況を改善するために提案する手順を記載すべきである。評価者は、表 4 に当局による責務の遵守に関する懸念事項やその他の欠落・欠陥について、それらに対処するうえでの勧告、勧告の対象となる関係当局、当局が措置を取るべき時間的枠組みと共に記載すべきである。

評価者は、勧告を、実施の緊急性が最も高いものから最も低いものへと順序づけて記載すべきである。評価者は、勧告する対策がどのような形で責務の遵守レベルの向上につながるか、説明すべきである。遵守に対する具体的な障害があれば、記述すべきである。当局に進行中の改善計画がある場合は、記述すべきである（ただし、これらの計画が将来もたらず影響は、現時点における評価カテゴリーの割り当てには反映されない）。遵守に対する具体的な障害があれば、記述すべきである。特定された懸念事項に対応するための最善の立場にある当事者が示されるべきである。

一部の責務は、複数の懸念事項、あるいは他の欠陥・欠落が特定されている場合には、表の中に何度も記載されることがある。

表 4
勧告優先順位リスト

| 責任 | 懸念事項& 他の欠落・欠陥 | 勧告する措置と コメント | 関係当事者 | 勧告する措置の 実施にかかる時 間的枠組み |
|----|------------------|-----------------|-------|-----------------------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

IV.6 市場全体の問題に対する他の勧告

このセクションでは、適切な場合には、市場全体の評価から派生する勧告を記述すべきである（FSAP および技術援助など）⁸。

V. 詳細な評価報告

原則遵守に関する詳細な評価の表

詳細な評価の表では、適用される重要な考慮事項、重要な結論、およびそれぞれについての原則毎の評定を記載すべきである（表 5 参照）。この書式を原則 1（法的基盤）に適用した場合の例も示す（表 5-例 参照）。

⁸ 国の決済システム全体を対象とする外部評価の場合、広範な支払、清算、決済の環境を改善する機会として特定された関連事項にかかるコメントを記載するために、このセクションを使用してもよい。

表 5

原則の遵守状況についての詳細な評価

適用される各原則について

原則 X

原則の文章

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>重要な考慮事項 1 重要な考慮事項の文章</p> | <p>本セクションでは、重要な考慮事項に関連する <i>FMI</i> の実務に関する情報を提示すべきである。評価者は、関連する重要な考慮事項の質問を参考とすべきである。適当な場合には、セクション 5 に記載されている質問の見出しに従って情報を整理すべきである。評価対象の <i>FMI</i> のカテゴリーに該当する重要な考慮事項のみを選択すべきである。</p> <p>回答は、<i>FMI</i> の運営者および参加者が従う実際の慣行を反映すべきである。セクション 5 に記載されている質問リストは、評価者が事実を収集する際に役立つツールであり、チェックリストとして意図されているものではない。こうした質問のそれぞれに対する具体的な答えそのものを評価報告書の一部とする必要はない。</p> |
| <p>...</p> | <p>...</p> |
| <p>重要な考慮事項 1 重要な考慮事項の文章</p> | <p>裏付けとなる事実、</p> |
| <p>原則の重要な結論</p> | <p>本セクションは、適用される各重要な考慮事項について収集した裏付けとなる事実に基づき、評価者が収集した重要な情報の要旨を述べるものである。ここでは、<i>FMI</i> の実務と業績を要約し、懸念事項の重大さについて述べ、その他の欠落または欠陥を特定すべきである。</p> |
| <p>原則の評価</p> | <p>本セクションでは、原則を「遵守」、「概ね遵守」、「一部遵守」、「非遵守」、または「非適用」のいずれであるか述べ、その評定の根拠を示すべきである。</p> |
| <p>勧告とコメント</p> | <p>本セクションでは、特定された懸念事項とその他の欠落または欠陥のそれぞれに対して勧告される措置およびコメントを示すべきである。</p> |

表 5 - 例

原則の遵守状況についての詳細な評価の表の例

| | |
|--|---|
| <p>原則 1: 法的基盤</p> <p>FMI は、関係するすべての法域において、業務の重要な側面についての、確固とした、明確かつ透明で執行可能な法的基盤を備えるべきである。</p> | |
| <p>重要な考慮事項 1</p> <p>法的基盤は、関係するすべての法域について、FMI の業務の重要な側面に関する高い確実性を与えるべきである。</p> | <p>重要な側面および関連法域</p> <p>裏付けとなる事実をここに記入</p> <hr/> <p>重要な側面それぞれの法的基盤</p> <p>裏付けとなる事実をここに記入</p> |
| <p>重要な考慮事項 2</p> <p>FMI は、明確で、理解しやすく、関係する法規制と整合的な、規則・手続・契約を備えるべきである。</p> | <p>裏付けとなる事実をここに記入</p> |
| <p>重要な考慮事項 3</p> <p>FMI は、その業務の法的基盤を、関係当局、参加者および（関係する場合には）参加者の顧客に対して、明確かつ理解しやすい方法で説明できるようにすべきである。</p> | <p>裏付けとなる事実をここに記入</p> |
| <p>重要な考慮事項 4</p> <p>FMI は、関係するすべての法域において執行可能な規則・手続・契約を備えるべきである。そうした規則や手続に基づいて FMI によって取られる措置が、無効とされたり、覆されたり、差止めの対象となったりしないことについて、高い確実性が存在すべきである。</p> | <p>規則・手続・契約の執行可能性</p> <p>裏付けとなる事実をここに記入</p> <hr/> <p>規則・手続の確実性の程度</p> <p>裏付けとなる事実をここに記入</p> |

| | |
|--|-----------------------|
| <p>重要な考慮事項 5</p> <p>複数の法域において業務を行っている FMI は、法域間における潜在的な法の抵触から生じるリスクを特定・軽減すべきである。</p> | <p>裏付けとなる事実をここに記入</p> |
| <p>原則 1 の重要な結論</p> | <p>記述する</p> |
| <p>原則 1 の評価</p> | <p>評価を記載する</p> |
| <p>勧告とコメント</p> | <p>勧告とコメントを記載する</p> |

表 6

責務の遵守状況についての詳細な評価

| 各責務について | |
|-------------------------|---|
| 責務 X | |
| 責務の文章 | |
| 重要な考慮事項 1 重要な考慮事項の文章 | <p>本セクションでは、重要な考慮事項に関連する当局の実務に関する情報を提示すべきである。評価者は重要な考慮事項の質問を参考とすべきである。適当な場合には、セクション 6 に記載されている質問の見出しに従って情報を整理すべきである。</p> <p>回答は、当局が従う実際の慣行を反映すべきである。セクション 6 に記載されている質問リストは、評価者が事実を収集する際に役立つツールであり、チェックリストとして意図されているものではない。こうした質問のそれぞれに対する具体的な答えそのものを評価報告書の一部とする必要はない。</p> |
| ... | ... |
| 重要な考慮事項 N 重要な考慮事項の文章 | 裏付けとなる事実、 |
| 責務の重要な結論 | 本セクションは、適用される各重要な考慮事項について収集した裏付けとなる事実に基づき、各責務について評価者が収集した重要な情報の要旨を述べるものである。ここでは、当局の実務と業績を要約し、懸念事項の重大さについて述べ、その他の欠落または欠陥を特定すべきである。 |
| 責務の評価 | 本セクションでは、責務を「遵守」、「概ね遵守」、「一部遵守」、「非遵守」、または「非適用」のいずれであるか述べ、その評定の根拠を示すべきである。 |
| 勧告とコメント | 本セクションでは、特定された懸念事項とその他の欠落または欠陥のそれぞれに対して勧告される措置およびコメントを示すべきである。 |

表 6 - 例

責務の遵守状況について詳細な評価の表の例

| 責務 B: 規制・監督・オーバーサイトの権限・資源 | |
|---|--|
| 中央銀行・市場監督者・その他の関係当局は、FMI に対する規制・監督・オーバーサイトを行う上で、その責務を実効的に遂行するための権限と資源を備えるべきである。 | |
| <p>重要な考慮事項 1</p> <p>当局は、情報を適時に取得する能力、改善に向けた働き掛けや是正措置を講じる能力など、関係する責務に対応した権限や他の職権を備えているべきである。</p> | <p>関係する責務に対応した権限や他の職権</p> <p>裏付けとなる事実をここに記入</p> |
| | <p>情報を適時に取得する権限</p> <p>裏付けとなる事実をここに記入</p> |
| | <p>改善に向けた働き掛けや是正措置を講じる権限</p> <p>裏付けとなる事実をここに記入</p> |
| <p>重要な考慮事項 2</p> <p>当局は、その規制・監督・オーバーサイトに関する責務を果たす上で十分な資源を備えているべきである。</p> | <p>資源</p> <p>裏付けとなる事実をここに記入</p> |
| | <p>法的保護</p> <p>裏付けとなる事実をここに記入</p> |
| | |
| 責務 B の重要な結論 | ここに記述する |
| 責務 B の評価 | ここに評価を記述する |
| 勧告およびコメント | ここに勧告および評価を記述する |